

官報

号外 昭和六十一年三月八日

○第一回
百四回
衆議院會議錄 第十一号(一)

昭和六一年三月八日(土曜日)

議事日程 第九号
昭和六十一年三月

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二 郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

昭和六十一年度一般会計予算
昭和六十一年度特別会計予算
昭和六十一年度政府関係機関予算
日程第一 憲法の一部を改正する法律案
日程第二 郵便年金法の一部を改正する法律案
律案(内閣提出)
日程第一 憨易生命保険法の一部を改正する法律案
日程第二 郵便年金法の一部を改正する法律案
本日の会議に付した案件
(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 桜井新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和六十一年度一般会計予算

昭和六十一年度特別会計予算

昭和六十一年度政府関係機関予算

○議長(坂田道太君) 昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算、昭和六十一年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長小渕恵三君。

〔小渕恵三君登壇〕

○小渕恵三君 ただいま議題となりました昭和六十一年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、同月三十日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、二月三日から質疑に入り、公聴会、集中審議、分科会を含めて二十二日間審査を行い、本三月八日討論、採決をいたしたものであります。

まず、予算の概要について申し上げます。

六十一年度一般会計予算の規模は五十四兆八百八十六億円であり、前年度当初予算に対し三兆の増加となっております。

歳出については、引き続き既存の制度、施策の見直し等を行つており、その結果、国債費及び地方交付税交付金を除いた、いわゆる一般歳出の規模は三十二兆五千八百四十二億円と、前年度当初予算に対し十二億円の減少となっております。

歳入については、租税及び印紙收入は、現行法による増収見込みのほか、租税特別措置の整理合理化、たばこ消費税の引き上げなどの税制改正を行ふこととしている結果、前年度当初予算に対し五・二%増の四十兆五千六百億円になると見込まれております。また、公債の発行額は、建設公債五兆七千億円、特例公債五兆二千四百六十億円、合計十兆九千四百六十億円を予定しており、これは、前年度当初発行予定額を七千三百四十億円下回っております。公債依存度は二〇・二%となつております。

特別会計はその数が三十八でありますが、特定土地改良工事特別会計を、本年度以降国営土地改良事業特別会計に改組することとしております。政府関係機関の数は十二であります、前年度

と変わりありません。
なお、財政投融资計画の規模は二十二兆一千五百五十一億円であり、前年度当初計画に対し六・二%の増加となつております。
次に、質疑について申し上げます。
質疑は、国政の全般にわたつて行われたのであります。そのうち主なものについて申し上げます。
第一に、経済の見通し及び今後の経済運営についてであります。
「政府は、昭和六十一年度の経済見通しについて、実質経済成長率が前年度に比し四・九%程度増加すると見てゐるが、果たしてこの達成が可能かどうか疑問である。急速な円高の進行、原油価格の値下がり等があつて、我が国の景気が今後どうなるのか心配である。それにもかかわらず、政府の内需振興に対する積極的政策が乏しい。例えば、大幅減税が見送りになつてゐる。賃金の大幅上昇は、春闘に対する財界の見方が厳しくため、期待できない。これでは、個人消費が伸びる見込みは全くない。一般会計の公共事業費は毎年減り続けている。民間の企業設備投資や住宅投資等は伸び悩んでいる。そして、急激な円高により深刻な打撃を受けた輸出関連中小企業を救済しなければ、景気に対し重大な悪影響を与えることになる。このように、国民は景気の先行きを非常に懸念している。六十一年度の景気、経済見通しに対する政府の見解を伺いたい。また、今後、四%成長を達成させるため、思い切った総合経済対策を打ち出す必要があるのではないか」との趣旨の質疑がありました。
これに対し、政府から、「最近の急激な円高による輸出関連中小企業の不振などにより、経済の先行きに対する不安が強まつてゐることは事実である。円高にはデメリットもあるがメリットもあるし、また、石油価格の低下もプラス効果になると考えられる。政府は、昨年十二月、一回にわたりて内需喚起のための政策を打ち出し、さら

に、一月末に公定歩合の引き下げが行われた。二月には、補正予算が成立し、公共事業の追加契約が可能となつた。円高対策についても、特定中小企業者のための臨時措置法が成立した。公定歩合も近く再び引き下げられる予定である。来年度予算の一覧会計の公共事業費は減つているが、財投などを含めると、前年度を上回る事業量を確保しており、設備投資減税と住宅減税も相当な規模で拡充している。政府としては、六十一年度予算の成立と、今までとつてきた各種施策の総合的な中で、さらに、民間活力もつけ加えながら、総体的な内需拡大を図っていくこととしており、そういうものを全部合わせると、年度間を通じて実質四%の成長は必ず可能であると思つてゐる。また、四%成長確保のため必要な財政的、金融的手段は、今後とも積極的にとつていくつもりである。なお、「賃金引き上げの問題は労使間ににおいて決める事柄であるから、政府が介入すべきではないが、リボルビング報告の中で指摘されていることは念頭に置いている」旨の答弁がありました。

この旗をおろすと、それによって、歳出膨張圧力が噴き出し、これまでいろいろ批判を受けながら、四年間も一般歳出を前年度以下に抑えた苦労が水泡に帰してしまうおそれがあるから、やはり、かたくななまでもにこの旗を掲げていかなければならぬ」と考へている旨の答弁がありました。

第三に、税制の改革についてであります。

まず、その進め方について、「政府は、春に減税を打ち出し、選挙で国民の歓心を買い、選挙が終わったら増税案を出すように税制調査会に諮問しているようであるが、そんなやり方はない。増税は一応置いておき、まず、六十一年度に思い切った大幅減税に踏み切るべきではないか。また、春に打ち上げる減税は何を出そうとしているのか。そして、財源をどこから持つてこようとしているのか。財源に全然触れないのでは国民が変に思わないか」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「シャウブ税制以来三十年もたち、税のひずみ、ゆがみ、国民の重税感がかなり出てきている。国民が一番欲しているのは、これをどう解消してくれるのかということであるから、まず減税案をつくってもらう。そして国民の皆さんに批判してもらい、落ちつく先を見る時間的余裕を置く。そして、秋にそれに相応する財源措置を含んだ最終的な答申をもらい、これを法律化して実施に移そうという手順で税制調査会にお願いしている。したがって、そういうスケジュールで進行しているから、途中において大がかりな減税を行うことはできない」旨の答弁がありました。

次に、大型間接税導入の可能性について、「政府は新しい税制を確立し、安定した歳入構造の確保を目指すと言っているが、後になつて、減税よりも多い増税が出てきたのはかなわない。六十二年度に大型間接税を導入することにならざるを得ないと政府は考へているのか」との趣旨の質疑がありました。

これに對し、政府から、「税制調査会には、増減それぞれ中立的な立場で、税制のあるべき姿を諮詢している。課税ベースの広い間接税について、後半の審議で取り上げられる可能性はある。しかし、それを採用するかしないかは、答申をもった後の政策選択の課題になると考へていい」旨の答弁がありました。

第四に、防衛関係費についてであります。

「防衛費の対GNP比一%の問題は、一昨年も昨年も通常国会で論議してきたが、昨年秋の臨時国会の衆参両院予算委員会においても熱心に論議され、政府見解として確認答弁をしている。すなわち、昭和六十一年度予算に係る編成においても一%枠を守るというのであるが、これは、三木内閣の防衛費に係る閣議決定については、その趣旨を尊重し、補正予算を含めて、六十一年度中は一%枠を守るというように解釈してよいか」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「去年とことしは多少状況も違つてきてると思う。時代も違うし、あるいはGNPや経済動向がどうなるかという点も非常に違つてきつつある。しかし、六十一年度予算編成においては、一%以内にとめたところである。三木内閣の一%以内にとどめたいという閣議決定は、尊重し、守りたいと思っている」旨の答弁がありました。

第五に、国鉄改革問題についてであります。

まず、国鉄改革を進めるに当たっての政府及び国鉄の姿勢について、「政府は、国鉄再建監理委員会の答申に基づいて基本方針を決定し、国会に対する法案提出の準備を進めてきたが、その過程において、再建監理委員会の答申を金科玉条、不動のものとして、既に国鉄の民営・分割、長期債務、余剰人員等が決まっているという前提の上に立ち物事を処理しようとしている。特に、国鉄は、「民営になる」というポスターを駅の各所に張ったり、パンフレットを配つて、既定の事実と

して宣伝し、準備している。国鉄関係法案の審議がまだ国会で行われていない段階でそういうことをすることは、一体国会を何と考えているのか」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「国鉄再建監理委員会は、法律に基づいて、国鉄の改革、事業の再建等について審議し、昨年、意見の答申があつた。政府はこれを尊重しなければならないと法律に明記されているところであるから、政府は、国鉄改革のための基本の方針、余剰人員雇用対策の基本方針、長期債務等の処理方策等を順次閣議決定し、國民に知つてもらうとともに、国会の論議を通じて、政府の方針を理解していただくよう取り進めってきた。同時に、国鉄に対しても、このような改革路線であるから、当然、諸準備を怠りなくするよう指示している。特に重要な余剰人員対策については、一人といえども路頭に迷わせるわけにはいかないので、国鉄当局は、誠意を持って各方面に出向いてお願いしてほしいと指示し、御努力いただいているという事情を御理解願いたい」旨の答弁がありました。

次に、長期債務の処理について、「政府の決めた処理方針によると、旧国鉄に長期累積債務として残る二十五兆九千億円については、用地売却その他でできるだけ処理をし、残った十六兆七千億円を最終的に國の責任、國民の負担という形にしようとしている。その前提となる処理の中で一番大きいのは土地の売却で、約五兆八千億円を見込んでいるが、これはどういう根拠で、どういう資料に基づいて出したものか明らかにされたい。もしこれらの土地が二倍、三倍に売れるとなれば、國民の負担すべき額は直ちに減少することになるのではないか」との趣旨の質疑がありました。

これに対し、政府から、「資料については、国鉄再建監理委員会から説明を受けた売却可能用地の試算表を提出する。国鉄の長期債務等の処理に伴う用地売却については、國民負担を極力圧縮すべく、今後第三者機関を設けるなど、適切な措置

論が出てないとか、都合の悪いことはあたかも自分の考えでないと逃げ回るのでは、充実した国会審議はできません。自由民主党の方々も、選挙で出てきたわけがない人々がつくった結論をありがたくおしいただいて推進することは、国会の形骸化につながることを反省し、このような政治手法はやめさせるべきではないでしょうか。（拍手）

第四の罪は、憲法違反の定数は正問題について、総理は、何ら指導性を發揮しないことです。

ネックとなり、是正は実現できませんでした。小選挙区制に通じ、自民党のみが圧倒的に有利になる二名区は、野党こそって反対、いや、自民党的中にも反対者があるときに、今通常国会では、二名区を断念し、選挙区の境界線変更によって是正する以外、方法がないことは明白です。しかし、自民党總裁として、具体的にどのような方法で定数是正を行ひかの指示は、聞いたことがあります。それどころか、夜な夜な自民党議員の会合で衆参ダブル選挙をおわし、定数是正を一層やりにくくしていることは、極めて不謹慎であります。総理は常に、大統領的總理を目指し、トップダウンの手法を使って政治を進めることを標榜していくながら、自分が泥をかぶったり火の粉がかかることは手を染めないので、指導性ゼロと厳しく批判されてもいたし方ございません。（拍手）第五の罪は、経済政策がことごとく失敗してい

中曾根総理は、陽米ではしばしば、顔の立る指導者と評価されているそうです。これまでの首相と違い、自分の考えを明確に言い、個性も指導力もあるという意味で、しかし、本予算には防衛以外、総理の顔は見えてこない。むしろ、政策的に行き詰った数字しかあらわしていないのです。鈴木内閣は一九八四年までに赤字国債脱却を公約し、実現できないと見るや、潔く総理の座をおりましたが、その後を継いだ中曾根内閣ですから、財政再建こそ全力を挙げて取り組む

課題でした。しかし、一九九〇年までに赤字国債脱却は無理なことは、だれの目にも明らか。結局、緊縮財政は、財政再建も景気回復も両方ともできないアプローチ取らずに終わっております。総理の政治手法は、初めに言葉ありますですが、シャウブ勧告以来の税制改革をうたい上げた割には、公平、公正、簡素、選択の言葉があるだけです、あとは政府税調任せ。そして、春には減税、秋には増税案を出すという、この参議院選挙用の

中のしれ言葉に、國日を愚弄するものでありませ
す。野党がこそつて予算修正で、具体的に財源づ
きの減税案を出せば、その財源は実施不可能と言
いながら、みずからは財源のない減税案のみを世
に問うということは、笑止千万であります。野党
の增收案は、不公平税制を網羅したものですが、
これを拒否なさるなら、残るは大型間接税しか財
源がないことを、國民の前に明らかにすべきであ
ります。

中曾根総理は、極めて運の強い人です。三角大福中といわれた時代の最後に登場したゆえに、三日間だけでも総理にと言っていたのが、四年も首相相の座にあるのも強運なら、総理の不得手な経済も、運よく世界的な経済環境にも助けられて、日本経済が欧米に比べるとバフォーマンスにすぐれていた時期に総理の座にありました。しかし、これはこの間にも、日本経済の体質はじわじわと外需依存体質となり、今世界から袋だたきに遭っていくわけあります。一九七三年の第一次オイル

ショック以来、企業は省エネ、生産性向上に努め、一方、労働者は賃上げを抑えられた結果、確かに日本経済は世界に類を見ないほど立ち直り、企業は、自己資本率の上昇など内部留保を厚くし、国際競争力ををつけましたが、労働者は、労働分配率が下がり、実質増税、公的負担の増加と相まって可処分所得は横ばい、個人消費の拡大は振るわず、内需が盛り上がりがない分だけ輸出ドライブがかかり、五百億ドルの貿易収支黒字になつて、いつたのであります。いわば長い間に企業はマル

金、労働者はマルビの経済構造のツケが今あらわれているのでありますて、これに対し、労働時間の短縮、あるいはベースアップの高目誘導など、政府の見るべき施策は全くありません。

その上、第六の罪は、マルビの国民に対し、予算面でも追い打ちをかけるように、福祉、年金、医療など新たな負担が加わり、経済大国日本とか、あるいは对外純資産一千億ドル突破、世界一の債権大国など、こういうマクロの話は、生活実

感が全く伴わないのです。
最後に、第七の罪は、フィリピンのマルコス独裁政権に、我々の警告を無視し続け、啻々と援助してきたことがあります。

発展途上国への経済援助は、より進めなければなりません。しかし、国民の血税を使う以上、援助される国民の民生安定に本当に役立っているのかどうか、チェックしながら援助するのは当然のことであり、虫歟改進ならぬさうなるきらいにござります。

（拍手）これに対し政府は、何ら積極的な解明を怠ります。マルコス前大統領一族の隠し財産は、少なく見積もっても二百億ドル、三兆六千億円とも言われ、フィリピンの最大の悩みであります累積債務二百五十億ドル、四兆五千億円に匹敵するような膨大な額であります。中曾根内閣になつてから、無償、有償、技術援助で合計約二千億円を援助しておりますけれども、一体、これはマルコスの隠し財産になつていつたのではないかと國民の皆さん方が疑問を持つのは当然ではないでしようか。（拍手）

も、今後の援助のあり方に検討を加える姿勢も見せておりません。何か解明されると都合の悪いことでもあるのでしょうか。

以上述べてきたことでおわかりのように、本予算案は、平和と軍縮に逆行し、日本を危険な方向に導き、国民には犠牲を強いるものでありますから、断固反対することを強く表明するものであります。

かと思います。中曾根総理、長い間御苦労さまでございました。ひとつニユーリーダーの皆さん方も、日本のために頑張ってください。ニュー社会党も、政権を目指して、より一層頑張りますことを申し添えまして、反対討論を終わらせていただきたいと思います。(拍手)

について、自由民主党・新自由国民連合を代表して、政府原案に賛成の討論を行わんとするものであります。

私が政府原案に賛成する理由の第一は、国民的課題である行財政改革をさらに一層徹底したといふことであります。

すなわち、歳出面においては、経費の徹底した節減合理化に努め、一般歳出を五十八年度以降四

年過給で対前年度以下に抑制するとともに、をわせて歳入面についても見直しを行い、可能な限り特例公債発行額の縮減に努めたところであります。歳出面の見直しに当たっては、各種施策が長期的に安定的かつ有効に機能するよう、老人保健、失業対策事業について制度の改革を行うとともに、補助金等についても、事務事業の見直しを積極的に進めながら、補助率の総合的見直し等が図られております。なお、その際、地方財政への影響について、支障が生ずることのないよう財源手当ての方針を期しているところであります。

第二の理由は、種々の工夫、努力により、内需拡大と景気対策に意が払われていることであつても配慮しております。

一般公共事業の事業費については、厳しい財政事情ではありますが、財政投融資を五年ぶりに六・二%増加するなどして、前年度の伸び率を上回る四・三%を確保するほか、民間活力の活用に第三は、我が国が国際社会の中でその役割を自觉し、国際的責務を果たそうとする強い意欲が見出されます。

られることであります。

すなわち、平和国家の我が国が、諸外国との交易を進め、国際社会の中で信頼をからめていくためには、國力に応じた経済協力を積極的に行い、他面、専守防衛の実を上げていかなければなりません。この意味において、経済協力第三次中期目標及び中期防衛力整備計画を踏まえつつ、経済協力費及び防衛関係費は質、量ともに充実が図られており、高く評価すべきものと思います。(拍手)

理由の第四は、真に恵まれない人々に対する施策や未来を開く前向きの施策等については、財源の重点的配分を行い、きめ細かく配慮が払われてることであります。

具体的には、お年寄りや心身障害者に対する住宅福祉施策の充実、高齢者の就業機会の確保、教育環境の整備、基礎科学研究の充実などの施策が図られていることであります。

以上、政府原案に賛成する主な理由を申し述べましたが、この際、修正問題について一言申し上げます。

本來、予算の修正のことき重要な問題は、正々堂々と国会の場で議論すべきであり、要求が通らなければ審議をとめるがときには、審議の放棄と見られても仕方があまりません。(拍手)修正要求があるならば、修正案や組み替え動議を提出するなどして、委員会の場で与野党間において議論を闘わせることが、眞に国民にわかりやすい政治ではないでしょうか。(拍手)今度のことを機会に、國民にも理解される予算審議のあり方にについて与野党間で検討が行われることを、心から望むものであります。

さて、最後に、今日我が国は、外に、經常収支の大額黒字とそれに起因する摩擦の激化、内に、円高の急激な進行と原油価格下がりによる経済環境

の激しい変化など、かつて経験したことのない困難な局面に遭遇しております。このようなときに

当たり、政府におかれましては、タイミングを失すことなく、財政金融政策の機動的、弾力的運営に全力を尽くすとともに、円高及び原油価格の下落のメリットを十分に活用して、我が國経済の安定成長の確保と国民生活の向上に努められんことを強く要望して、私の予算三案に対する賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 木内良明君。

〔木内良明君登壇〕

○木内良明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつてあります昭和六十一年度予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。

昭和六十一年度予算は、我が国が抱える諸問題を解決するために大きな役割を担っております。

以上、政府原案に賛成する主な理由を申し述べましたが、この際、修正問題について一言申し上げます。

去る二月二十日に、野党四党は、予算修正要求を自由民主党へ提示し、その後、二十六日の我が方の回答を不満とし、審議を拒否することとなつたのであります。

本來、予算の修正のことき重要な問題は、正々堂々と国会の場で議論すべきであり、要求が通らなければ審議をとめるがときには、審議の放棄と見られても仕方があまりません。(拍手)修正要求があるならば、修正案や組み替え動議を提出するなどして、委員会の場で与野党間において議論を闘わせることが、眞に国民にわかりやすい政治ではないでしょうか。(拍手)今度のことを機会に、國民にも理解される予算審議のあり方にについて与野党間で検討が行われることを、心から望むものであります。

さて、最後に、今日我が国は、外に、經常収支の大額黒字とそれに起因する摩擦の激化、内に、

は、少數意見の尊重という議会制民主政治のルールを踏みにじるものであり、国民の声に背を向けるものと言わざるを得ません。

私は、政府・自民党に猛省を促すとともに、共産党を除く与野党の幹事長・書記長会談の合意事項を、政府・自民党が誠意を持って実行するよう強く要求するものであります。(拍手)

以下、政府予算案に反対する主な理由を申し述べます。

反対する理由の第一は、政府予算案が、我が国経済の最大の課題である内需拡大に積極的な取り組みをしていないことです。

政府は、六十一年度経済見通しにおいて、実質経済成長率を四・〇%と予測し、そのうち内需の寄与度を四・一%と見込んでいるのであります。が、政府予算案には、この目標を達成するための政策的裏づけは、全くと言っていいほど見当たりません。すなわち、個人消費の伸び悩みが内需拡大の障害になつていてもかからず、昨年度に引き続き所得税減税が見送られ、また、一般会計の公共事業費は、災害復旧費を含め二・三%のマイナスとなつてゐるのであります。このままでは、実績見込みで内需寄与度が大幅に下方修正されれた六十年度と同じ轍を踏むことさえ懸念されません。

内需拡大は、かけ声だけに終わるおそれが極めて強いと言わざるを得ません。共産党を除く野党四党が、二兆三千億円の所得税、住民税減税の実施、住宅減税の拡大、六千億円の公共事業費の追加等の予算修正をと迫ったのも、内需拡大を是非でも実現しなければならないと、そう考えたからにはかならないのです。

この一ヵ月余にわたる予算審議において、我々は、さまざまな角度から政府予算案の矛盾をただしてまいりました。その結果、我が党は、日本社会党、民社党、社会民主連合と共同で予算修正要求を政府・自民党に提出したのであります。遺憾ながら政府・自民党は、重点項目に絞った四野党の共同修正要求に謙虚に耳を傾けようとしたしかつたのであります。このような政府・自民党の態度

であります。

六十五年度に赤字国債の発行から脱却するためには、六十一年度の赤字国債発行額は、六十年度より少なくとも一兆円程度の減額が必要であります。ところが、政府予算案においては、その減額はわずかに四千八百四十億円にとどまっています。この結果、六十五年度赤字国債脱却は、どう見ても不可能になつたと言わざるを得ないのであります。しかも、本来的な行財政改革を棚上げしてしまま、一般歳出を抑制するために、地方自治体向け補助金の一削減や後年度へ巨額な負担の繰り延べを行なうなど、財政再建と逆行する中身となります。また、政府は、「増税なき財政再建」を堅持すると言しながら、六十一年度における上でも、円高によって影響をこうむる中小企業の経営を守るためにも、次ぐことのできない条件であります。また、六十一年度予算は、内需拡大とあわせ、国民生活の防衛、さらには高齢化社会への対応という面からも、大きな役割を果たさなければならぬのであります。ところが、政府予算案は、ここ数年の予算編成と同様に財政の帳じり合わせを先行させ、我が国が抱えるこれらの課題に真正面からこたえる内容とはなつていません。

私は、この際、政府があくまでも六十五年度字国債脱却を目指すというのであれば、その手順と方法を明らかにする、國民の納得いく財政再建計画を示すよう要求するとともに、政府が画策している大型間接税の導入を断念するよう強く求めます。後退させている政府の態度は、見逃しにできないのであります。

私は、この際、政府があくまでも六十五年度反対する第三の理由は、政府予算案が、所得税減税の見送りや補助の後退、公共料金の値上げ等によって、國民生活に著しい負担を押しつけようとしていることがあります。

所得税減税は、國民生活の防衛という面から見てても極めて重要であります。累進構造を持つ我が国の所得税制のもとにあっては、六十一年度に所得税減税が見送られることになれば、年収四百万円、夫婦子供一人の典型的なサラリーマン世帯の場合、五%のペアがあると、所得税は十一万五千円から十三万一千二百円と一三・三%上昇し、これに住民税、社会保険料が加わると、年収に占める手取り額の比率は八七・七%から八六・九%に下がるという矛盾が生ずるのであり、少なくとも

官 報 (号 外)

このような実質増税は避けなければならないのです。この意味で、私は、さきの与野党合意に基づいて、六十一年中の所得税減税の実施を改めて要求するものであります。

社会保障関係費では、特に老人保健法における医療費の自己負担分の大引き上げは、到底認めることはできません。外来一ヶ月四百円を千円に、入院については、二ヶ月を限度に一日三百円を入院中一日五百円にという大幅引き上げは、お年寄りの負担能力をはるかに超えるものであり、差額ベッド、付添看護料などの保険外負担の重圧等を考慮すると、真に必要な受療をも抑制するおそれがあり、お年寄りの生活と健康に重大な影響を及ぼすものであると言わざるを得ないのであります。また、国鉄運賃、国立大学授業料等公共料金の値上げは、国民生活に大きな負担を押しつけるものであります。

反対する第四の理由は、政府予算案が、地方財政に国の負担を転嫁しようとしていることであります。

行政施策全般の見直しや、国と地方の事務負担

及び費用分担のあり方等を検討することなく、六

十一年度においても一兆一千七百億円もの補助金

の削減を强行しようとするのは、臨調の答申にも

反するものであります。結局、補助金の削減措置

は、国の負担を地方自治体に転嫁する以外の何物

でもない 것입니다。確かに一応、財政金融上

の措置は講じられているものの、主に建設地方債

の増発とその元利償還に対する交付税上の措置に

よるものであり、地方自治体の公債費負担率を高

め、地方財政を窮屈に陥れるものであります。國

と地方自治体との行政権限の再配分や財源の再配

分などに取り組まず、財政の帳じり合わせのため

に地方自治体に負担をしわ寄せするようなやり方

については、断じて認めるわけにはまいりません。(拍手)

最後に、他の一般歳出が厳しく抑制されている

にもかかわらず、防衛費の伸び率を異常に突出さ

せていることがあります。

政府予算案の防衛費の伸び率は、六・五八%も異常突出させていますが、これに六十年度と同様に給与改善費一%アップ分を加えると七・〇%になります。

○四%にもなり、政府公約の防衛費GNP比一%枠とのすき間はほとんどなくなるのであります。

防衛費のGNP比一%枠は、国民世論の確固たる支持を背景に、今や日本の平和政策として定着を

しているのであります。私は、六十一年度の防衛費は、人事院勧告の完全実施による人件費の増額を含めてもGNP比一%枠以内に確保にとどまる

よう、経費節減等の措置を講ずるよう強く要求するものであります。

以上、昭和六十一年度予算三案に反対する主な理由を申し述べましたが、当面する厳しい経済状況を克服するために、適切な財政経済運営を行いうよう強く要望をし、討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 藤原哲太郎君。

【藤原哲太郎君登壇】

○藤原哲太郎君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となつております昭和六十一年度予算三案に対し、一括して反対の討論を行うものであります。

現在、我が国経済は、三つの課題を抱えており、景気減速への対応、「増税なき財政再建」の達成の三つであります。近年の我が国の大額な貿易黒字を背景とした对外経済摩擦の激化は、諸外国における保護主義の台頭となり、我が国は、この三つの課題を抱えており、景気減速への対応、「増税なき財政再建」の達成の三つであります。近年の我が国の大額な貿易黒字を背景とした对外経済摩擦の激化は、諸外

のあります。

そこで、我が党が本予算案に対し反対の第一の理由は、政府が本予算案において、大幅な所得減税、投資減税の見送り、赤字法人を含む法人課税の強化、一般会計公共事業費の抑制など、縮小均衡型経済運営をなおも踏襲していることは、我が党の到底容認できるところではありません。

反対する第二の理由は、国民の税に対する不公平感の解消と負担軽減並びに個人消費の拡大を図るために、早急に実施が求められていた所得減税の当初予算段階における実施を見送り、国民の期待を完全に裏切っていることであります。

現行の所得課税は、物価上昇に見合った減税が十分行われておらず、また、制度面、執行面において、給与所得者に対する相対的に過重な負担を強いておるという不公平な実態にあり、その速やかな解消が急務であるわけでございます。また、対

課題は、いざれをとっても重要であり、かつ解決困難な深刻な問題であります。この三つの課題

は、相互に密接に関連し合つてゐるため、政策運営のいかんによつては、一つの政策目標の改善が他の政策目標の改善に支障を来すおそれがあるの

であります。

私は、この三つの課題のすべてを解決するためには、内容の乏しい民間活力のみに依存した従来の経済運営を転換をしなければなりません。すな

わち、我が民社党が主張しております、政府によりますこれまでのいわゆる縮小均衡型経済運営を改めて、速やかに拡大均衡型経済へと転換をせしめ、積極財政政策を推進することが必要であります。その政策転換によつてこそ、急激な円高のもとにあっても景気が減速することなく、内需主導型の適正成長が実現し、輸入増と輸出減を通じて、その政策転換が図られるとともに、大幅な対外経済摩擦の解消による「増税なき財政再建」の税の自然増収の確保による「増税なき財政再建」の早期達成に明るい展望が開かれてくるのであります。

反対の第三の理由は、政府・自民党が、来年度予算を起點として、税制全般にわたる抜本的見直しの名のもとに、大型間接税の導入などの大増税の準備を着々と進めていることであります。

これまで中曾根内閣は、臨調答申の求めた「増税なき財政再建」を最大の公約とし、「増税なき財政再建」は現内閣の生命線と公言されていたのであります。しかるに政府が、大型間接税の導入や

貯蓄課税の強化などの増税について、これらは政府税調の検討課題であり、実施するか否かは答申を得た後の政策選択によるものとの見解を示し、なし崩し的に増税路線を突っ走らうとしていることは容認できません。そればかりか、中曾根総理が、税制答申のうち、減税を春に、というこ

とでございますが、春とは参議院選挙の前のこと

でございましょう。増税案を秋に回すというよう

ことは容認できません。そればかりか、中曾根総理が、税制答申のうち、減税を春に、というこ

とでございますが、春とは参議院選挙の前のこと

でございましょう。増税案を秋に回すというよう

ことは容認できません。そればかりか、中曾根総理が、税制答申のうち、減税を春に、というこ

とでございますが、春とは参議院選挙の前のこと

でございましょう。増税案を秋に回すというよう

ことは容認できません。そればかりか、中曾根総理が、税制答申のうち、減税を春に、というこ

とでございますが、春とは参議院選挙の前のこと

でございましょう。増税案を秋に回すというよう

ことは容認できません。そればかりか、中曾根総理が、税制答申のうち、減税を春に、というこ

とでございますが、春とは参議院選挙の前のこと

でございましょう。増税案を秋に回すというよう

ことは容認できません。そればかりか、中曾根総理が、税制答申のうち、減税を春に、

りも内需の過半を占める個人消費を旺盛にすることが不可欠であり、大幅な所得減税の実施が急務であります。しかし、政府が行財政改革の断行や不公平税制の是正を不十分にとどめたままに、

財政難を理由として実施しなかつたことは、到底容認できないのであります。今後とも我が党は、あくまでも六十一年度において、二分二乗方式の導入、課税最低限の引き上げ、税率構造の見直しを強く申し上げておきたいと思います。(拍手)

による税の自然増収の確保、現行税制の不公正是正等、政府の政策努力が極めて不十分である現状のもとで、制度自体にも大きな問題のある大型間接税の導入などの増税を強行することには、強く反対するものであります。

反対する第四の理由は、負担転嫁によらない補助金の統廃合、公務員定数削減による総人件費の抑制、地方出先機関の整理、不公正税制のは正な行政改革はいずれも不十分であります。

政府は、補助金について政策判断に基づく整理合理化を回避し、地方へのツケ回しによって一方的な削減を行っているのであります。このことは地方団体に対する負担転嫁であり、このような手法は、国、地方を通じる財政秩序を乱し、国と地方との信頼関係を失うものとして極めて遺憾であります。また、政府が、来年度税制改正においても、所得捕捉の徹底のための抜本的な対策を講ぜず、キャビタルゲイン課税の適正化や貸倒引当金の見直しなどの不公正税制のは正に着手しないことは、国民の期待に反するものであります。また一方では、たばこ消費税の増税を十分な審議を経ないままに強行したことは極めて問題であり、取りやすいところから取るという一般的国民感情が残つておるわけであります。かつて行革の断行は現内閣の生命線とまで言われた中曾根総理が、今後この言に十分値する本格的な行政改革に速やかに着手されるよう、強く要請いたします。

反対の第五の理由は、臨調答申の指摘に反して政府が、これから財政再建をいかに進めていくかということについて、具体的な計画と対処方針を全く明らかにいたしておらない点であります。大蔵省はさきに「財政の中期展望」を提出しましたが、これをもとに政府は今後三兆円を上回るところの歳入不足が不可避免であることを声高に叫ぶばかりで、その解消のための政策選択には全く言及していないのであります。このような政府の無責任な姿勢は、国民に将来に対する不安感、不透明感を与え、経済活動に對する意

欲を喪失し、我が国経済の発展にも悪影響を及ぼすおそれがあるのであります。我が党は、財政再建や適正成長などの実現を図るために、今後のあるべき経済財政指標の目標値や、政府の政策選択を具体的に盛り込んだ中期経済財政計画を早急に策定するともに、少なくとも当面「財政の中期展望」の主要別内訳などの基礎的資料を明らかにするよう、政府に對し強く求めるものであります。

反対する第六の理由は、社会保障の理念や展望を明らかにしないままに、老人保健法の改悪、一連の公共料金の引き上げなど、福祉、国民生活の後退を図るとともに、我が党の要求してまいりました大幅な住宅、教育、パートなどの政策減税を見送るなど、国民生活の安定、向上に反するものであります。

今や国民のニーズは、所得、医療、住宅などの基礎的なものにとどまらず、生きがい、ゆとりなど真の豊かさを求める、生活の質的向上を求めるのであります。このような現状を十分認識され、今後政府が、経済社会情勢の変化に十分対応した政策体系を確立し、活力ある高度福祉社会の建設に向けて確固たる哲学に立脚した福祉政策を推進し、もって国民生活の計画的向上を図るよう、強く求めるものであります。

反対する第七の理由は、臨調答申の指摘に反して、厚生年金等の国庫負担の一部繰り延べ、住宅・都市整備公团補給金の計上見送りなど、財政負担の先送りによる見せかけの歳出抑制を行つてゐることであります。

このような一時的な、いわば緊急避難的措置は、財政体質改善の立場からも財政健全化の立場からも極めて問題があり、容認できないところであります。制度の根本的改革につながらず、実質的には赤字国債の発行に等しいこのようなまかりは今後行わず、既往の措置は早急に解消すべきであります。

私は、最後に、与野党間で協議され、合意をさ

れました所得税減税、政策減税の六十一年の実施、内需拡大のための適切な経済運営の推進、福祉、環境対策の充実については、誠意を持って忠実にその約束を履行するよう、政府・自民党に強く求め、私の民社党・国民連合を代表しての反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 浦井洋君。

〔浦井洋君登壇〕

○浦井洋君 私は日本共産党・革新共同を代表し、六十一年度予算案に對し、反対の討論を行ふものであります。

今日、国民が政治に求めているものは、何よりもまず、核戦争の危険に脅かされることのない平和な日本であります。そして、高齢者を初め、すべての国民が安心して暮らせる社会保障の充実であります。このような現状を十分認識され、今後政府が、経済社会情勢の変化に十分対応した政策体系を確立し、活力ある高度福祉社会の建設に向けて確固たる哲学に立脚した福祉政策を推進し、もって国民生活の計画的向上を図るよう、強く求めるものであります。

反対する第七の理由は、臨調答申の指摘に反して、厚生年金等の国庫負担の一部繰り延べ、住宅・都市整備公团補給金の計上見送りなど、財政負担の先送りによる見せかけの歳出抑制を行つてゐることであります。

このような一時的な、いわば緊急避難的措置は、財政体質改善の立場からも財政健全化の立場からも極めて問題があり、容認できないところであります。制度の根本的改革につながらず、実質的には赤字国債の発行に等しいこのようなまかりは今後行わず、既往の措置は早急に解消すべきであります。

私は、最後に、与野党間で協議され、合意をさ

れました所得税減税、政策減税の六十一年の実施、内需拡大のための適切な経済運営の推進、福祉、環境対策の充実については、誠意を持って忠実にその約束を履行するよう、政府・自民党に強く求め、私の民社党・国民連合を代表しての反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 浦井洋君。

〔浦井洋君登壇〕

○浦井洋君 私は日本共産党・革新共同を代表し、六十一年度予算案に對し、反対の討論を行ふものであります。

今日、国民が政治に求めているものは、何よりもまず、核戦争の危険に脅かされることのない平和な日本であります。そして、高齢者を初め、すべての国民が安心して暮らせる社会保障の充実であります。このような現状を十分認識され、今後政府が、経済社会情勢の変化に十分対応した政策体系を確立し、活力ある高度福祉社会の建設に向けて確固たる哲学に立脚した福祉政策を推進し、もって国民生活の計画的向上を図るよう、強く求めるものであります。

反対する第七の理由は、臨調答申の指摘に反して、厚生年金等の国庫負担の一部繰り延べ、住宅・都市整備公团補給金の計上見送りなど、財政負担の先送りによる見せかけの歳出抑制を行つてゐることであります。

このような一時的な、いわば緊急避難的措置は、財政体質改善の立場からも財政健全化の立場からも極めて問題があり、容認できないところであります。制度の根本的改革につながらず、実質的には赤字国債の発行に等しいこのようなまかりは今後行わず、既往の措置は早急に解消すべきであります。

私は、最後に、与野党間で協議され、合意をさ

れました所得税減税、政策減税の六十一年の実施、内需拡大のための適切な経済運営の推進、福祉、環境対策の充実については、誠意を持って忠実にその約束を履行するよう、政府・自民党に強く求め、私の民社党・国民連合を代表しての反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 浦井洋君。

〔浦井洋君登壇〕

○浦井洋君 私は日本共産党・革新共同を代表し、六十一年度予算案に對し、反対の討論を行ふものであります。

今日、国民が政治に求めているものは、何よりもまず、核戦争の危険に脅かされることのない平和な日本であります。そして、高齢者を初め、すべての国民が安心して暮らせる社会保障の充実であります。このような現状を十分認識され、今後政府が、経済社会情勢の変化に十分対応した政策体系を確立し、活力ある高度福祉社会の建設に向けて確固たる哲学に立脚した福祉政策を推進し、もって国民生活の計画的向上を図るよう、強く求めるものであります。

反対する第七の理由は、臨調答申の指摘に反して、厚生年金等の国庫負担の一部繰り延べ、住宅・都市整備公团補給金の計上見送りなど、財政負担の先送りによる見せかけの歳出抑制を行つてゐることであります。

このような一時的な、いわば緊急避難的措置は、財政体質改善の立場からも財政健全化の立場からも極めて問題があり、容認できないところであります。制度の根本的改革につながらず、実質的には赤字国債の発行に等しいこのようなまかりは今後行わず、既往の措置は早急に解消すべきであります。

私は、最後に、与野党間で協議され、合意をさ

れました所得税減税、政策減税の六十一年の実施、内需拡大のための適切な経済運営の推進、福祉、環境対策の充実については、誠意を持って忠実にその約束を履行するよう、政府・自民党に強く求め、私の民社党・国民連合を代表しての反対討論を終わります。(拍手)

針として実施できないのでありますか。逆に、自民党が発行しておるパンフレットには、「非核都市宣言は有害だ」とか「核兵器廃絶は平和を破壊する」と書いてあります。これが政府・与党の本音であります。国民の平和への願いを敵視し、好核政策を続ける中曾根内閣と自民党を、私は怒りを込めて糾弾するものであります。(拍手)

反対の第一の理由は、軍事費突出とは対照的に、社会保障予算を大幅に削減したことであります。國民の生存権を保障し、國の社会保障増進義務をうたつた憲法第二十五条は、まさに空洞化されようとしております。

総理は、施政方針演説で「寝たきり老人や障害者のように、社会的、經濟的に弱い立場にある人々に對しても、きめ細かい配慮を行つてしまります」と述べましたけれども、これほど白々しい言葉はありません。老人医療の本人負担の大幅引き上げは、二年前の有料化によつて既に健康と生活に大きな打撃を受けておる多くのお年寄りに対して、さらに過酷な追い打ちをかけるものであります。さらに、老人ホームの入所料の引き上げや、中曾根総理の地元の長寿園を初め国立医療機関を廢止し、寝たきり老人を無理やり移転させようとするなど、まさに老人じめそのものではありませんか。

国保料滞納者の制裁措置の導入も、これまた言語道断であります。そもそも、國民健康保険への国庫負担の大幅削減が保険料の引き上げを招いて、私いたくても払えない事態をつくり出したことは、周知の事実であります。このような人々に対し保険証を渡さないといふ今回の措置は、國民の命さえ守らうとしない中曾根内閣の姿勢を象徴的に示すものにはなりません。さらには政府は、来年度の歳出削減の主要な部分を、地方自治体に對する國の負担の新たなカットで賄おうとしておりまます。これが生活保護の締めつけを初め、老人ホームや保育所、障害者施設における福祉の後退をさらに一層進めることは必至であります。政治

の温かい光を最も切実に求めておる人々に対するこのよだれ冷たい仕打ちに、我が党は断固反対するものであります。(拍手)

反対の第三の理由は、民活の名によつて新日本列島改造計画とも言うべき超大型プロジェクトを解禁し、ますます財界奉仕を強めようとしていることであります。

日玉である東京湾横断道の場合はどうか。我が党の追及で明らかになつたように、参加する大企業が出す金は、わずか二百億円にすぎません。にもかかわらず、これにより一兆一千五百億円もの工事を手に入れるであります。しかも、中心に

座つておる新日鉄は、千葉県側で既に膨大な土地を買い占めております。こうして大企業にしこたまもうけさせた後、完成後に生ずる大きな赤字は、すべて道路公団、ひいては國、國民に背負わせようというのでありますから、まさに国家的規模での悪徳商法と言つべきであります。

政府がいよいよ國鉄の分割・民営化に乗り出し、たことも重大であります。九万人を超える労働者の首を切り、全国的公共鉄道網を解体するばかりか、どさくさに紛れて水増しする三十七兆円の借金の後始末を國民に押しつけ、もうかる路線と超一等地にある國鉄用地を大企業の思うがままに任せようとしているのであります。その一方で、円高不況にあえぐ輸出関連中小企業や地場産業、農業などには、おざなりな措置しかとらない。現に、予算を四年連続で削減しているではありませんか。

反対の第四の理由は、この予算が六十二年度の大増税を前提としていることであります。総理の言う税制改革なるものは、大企業と大金持ちへの減税と軍拡のための財源を、最悪の大衆のではあります。我が党は、このよだれ冷たい仕打ちに、大学病院にやつてくる患者は、押しなべて重

断固として拒否をするものであります。(拍手)

私は、元米医者であります。私が医学生のこ

ろ、大学病院にやつてくる患者は、押しなべて重

症で、親戚などから多額の借金をしながら、おどした態度で受診をしておりました。日本の社

会保障は、ここから出発をして、國民の嘗々とした努力によって、ようやく今日の水準に引き上げられてきたのであります。かかるに中曾根内閣

は、國民のこの努力の成果を、社会保障においても、教育、民主主義においても、戦後政治の総決算」の名で根底から覆そうとしているのであります。とりわけ、天皇在位六十年と称して戦前の暗黒政治、侵略戦争を美化し、國民の反対によつて

廢案にまで追い込まれた國家機密法案の再提出にあくまで執念を燃やす、こういう自民党・中曾根政治を私は絶対に許すことができません。

(拍手) フィリピンの例を見るまでもなく、國民は常に歴史を発展させる側に立っております。

私たち日本共産党・革新共同は、國民の皆さんとともに、核廃絶、平和、國民生活防衛、民主主義擁護のため、引き続き全力を挙げて闘うこと

を表明いたしました、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて討論は終局いたしました。

(拍手)

否とする者(青稟)

二百二十五

投票総数 四百七十八

可とする者(白稟)

二百五十三

投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(坂田道太君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

事務総長報告

開匣。——開鎖。

○議長(坂田道太君) 投票を計算いたさせます。

〔議場開鎖〕

投票箱開鎖。

か。——投票漏れなしと認めます。投票箱開鎖。

○議長(坂田道太君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長(坂田道太君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(坂田道太君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長(坂田道太君) 氏名点呼を命じます。

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一号(上)

昭和六十一年度一般会計予算外二案

否とする議員の氏名

議員の氏名	阿部未喜男君	伊藤	福島
網岡	雄君	藤井	深谷
井上	普方君	船田	藤波
佐藤	忠治君	保利	堀内
渡辺	秀央君	増岡	光雄君
山崎	正俊君	三池	博之君
森下	幸義君	松野	九郎君
村山	信吾君	松田	朝雄君
森林	喜一君	武藤	登吾君
村上	豊彦君	宮澤	豊彦君
村山	嘉美君	箕輪	嘉美君
森下	秀季君	水平	喜一君
山崎	謙蔵君	三原	喜一君
山崎平	拓君君	武藤	嘉美君
渡部	大至君	宮澤	嘉美君
山本	幸雄君	村上	茂利君
若林	恒三君	森山	元晴君
山下	正俊君	森下	喜一君
山崎	八郎君	村山	達雄君
山崎平	正俊君	森林	秀季君
徳八郎君	幸雄君	森下	謙蔵君
渡辺	秀央君	村上	茂利君
佐藤	老行君	森山	元晴君
井上	泉尹君	山崎	喜一君

福田 福永 吹田 起夫君
堀之内久男君 健司君
町村 信孝君 懈君
吉藏君
細田 古屋 荒君
藤尾 藤本 孝雄君
松永 松野 賴三君
三ツ林弥太郎君 光君
三塚 博君
水野 清君
宮崎 茂一君
宮下 創平君
村岡 兼造君
村田敬次郎君 宮下
森 嘉朗君
森 一君
保岡 輿治君
山村新治郎君
与謝野 鞠君
綱貫 渡辺 栄一君
民輔君 渡辺 省二君
山崎武三郎君 渡辺
伊藤 庄助君 渡辺美智雄君
池端 清一君 清一君

武藤	山治君	村山	富市君	森井	忠良君	正木	良明君	宮崎	角治君	藤木	洋子君	藤田	スミ君
森中	守義君	森中	守義君	宮地	正介君	森本	晃司君	森田	景一君	正森	成二君	松本	善明君
安井	吉典君	安井	吉典君	八木	昇君	安田	修三君	三浦	久君	三浦	久君	簗輪	幸代君
山本	政弘君	山本	政弘君	矢追		山下	八洲夫君	山原健二郎君		山原健二郎君		阿部	昭吾君
横山	利秋君	横山	利秋君	吉原	米治君	吉原	昌弘君	山田	英介君	山田	英介君	森山	喜一君
和田	貞夫君	和田	貞夫君	渡部	行雄君	渡部	正勝君	吉浦	忠治君	吉浦	忠治君	喜一君	喜一君
渡辺	嘉蔵君	渡辺	嘉蔵君	浅井	美幸君	渡辺	三郎君	矢野	絢也君	矢野	絢也君	森本	晃司君
有島	重武君	有島	重武君	石田	幸四郎君	有島	彰之君	絢也君	秀彦君	絢也君	秀彦君	森田	正介君
大野	潔君	大野	潔君	小川	新一郎君	大橋	敏雄君	池田	克也君	池田	克也君	小平	厚君
近江	已記夫君	近江	已記夫君	小川	新一郎君	岡本	富夫君	神田	厚君	神田	厚君	喜一君	喜一君
長田	武士君	長田	武士君	木内	良明君	木内	良明君	塩田	晋君	塩田	晋君	喜一君	喜一君
神崎	武法君	神崎	武法君	草野	威君	草野	威君	永江	一仁君	永江	一仁君	喜一君	喜一君
草川	昭三君	草川	昭三君	竹内	義勝君	竹内	義勝君	西田	八郎君	西田	八郎君	喜一君	喜一君
小谷	輝二君	小谷	輝二君	権藤	恒夫君	権藤	恒夫君	藤原哲	太郎君	藤原哲	太郎君	喜一君	喜一君
坂井	弘一君	坂井	弘一君	坂口	鈴切君	坂口	鈴切君	宮田	早苗君	宮田	早苗君	喜一君	喜一君
柴田	弘君	柴田	弘君	梅田	吉田	梅田	吉田	之久君	吉田	之久君	吉田	之久君	喜一君
竹入	義勝君	竹入	義勝君	横手	文雄君	横手	文雄君	和田	一仁君	和田	一仁君	喜一君	喜一君
武田	一夫君	武田	一夫君	坂井	隆君	坂井	隆君	中野	寛成君	中野	寛成君	喜一君	喜一君
鳥居	一雄君	鳥居	一雄君	坂口	力君	坂口	力君	永末	英一君	永末	英一君	喜一君	喜一君
春田	重陽君	春田	重陽君	佐藤	幸天君	佐藤	幸天君	西村	章三君	西村	章三君	喜一君	喜一君
平石磨作太郎君				瀬崎	経塚	瀬崎	経塚	三浦	隆君	三浦	隆君	喜一君	喜一君
伏木	和雄君	伏木	和雄君	小沢	和秋君	小沢	和秋君	渡辺	朗君	渡辺	朗君	喜一君	喜一君
二見	伸明君			工藤	洋君	工藤	洋君	梅田	勝彦君	梅田	勝彦君	喜一君	喜一君
仲川				岡崎	万寿秀君	岡崎	万寿秀君	中川	嘉美君	中川	嘉美君	喜一君	喜一君
福岡	康夫君			柴田	睦夫君	柴田	睦夫君	西中	清君	西中	清君	喜一君	喜一君
伏屋	修治君			竹内	一君	竹内	一君	橋本	文彦君	橋本	文彦君	喜一君	喜一君
古川	雅司君			玉城	勝彦君	玉城	勝彦君	日笠	勝之君	日笠	勝之君	喜一君	喜一君
				中川	嘉美君	中川	嘉美君	中島	武敏君	中島	武敏君	喜一君	喜一君
				西中	清君	西中	清君	野間	友一君	野間	友一君	喜一君	喜一君
				橋本	文彦君	橋本	文彦君	東中	光雄君	東中	光雄君	喜一君	喜一君
				福岡	康夫君	福岡	康夫君	不破	哲三君	不破	哲三君	喜一君	喜一君
				伏屋	修治君	伏屋	修治君						

○議長(坂田道太君) 日程第一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二、郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便年金法の一部を改正する法律案及び同報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔宮崎茂一君登壇〕

○宮崎茂一君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容につい

容の充実及び加入者の利便を図るために、所要の改訂を行おうとするもので、その主な内容は、期間中の一定期間生存したことによつても保険金の支払いをすることができるものとすること等を具体的な限度額の管理方法等については政令で定めることとしようとするものであります。

第二は、保険金額を増額するための簡易生命保険契約の変更をすることととしようとするものであります。

第三は、保険金額を増額するための簡易生命保険契約の変更をすることととしようとするものであります。

このほか、家族保険について、被保険者が保険期間中の一定期間生存したことによつても保険金の支払いをすることができるものとすること等を内容としておりま

するものであります。

なお、この法律の施行期日は、保険金額の加入限度額等の改正については公布の日から起算して六ヶ月を、簡易生命保険契約の変更等の改正については公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしております。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便年金の保障機能の充実を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、保証期間つき年金契約については、年金継続受取人を年金支払い事由発生日の前日までにおいては年金契約ができるものとするほか、年金継続受取人の終身にわたり年金の支払いができるものとしようとするものであります。

第二に、郵便年金契約の解除等があつた場合に支払う返還金について、年金支払い事由発生日の前日までにおいては、受取人の指定がないときは年金契約者をその受取人としてすること等を内容とい

たしております。

なお、この法律の施行期日は、返還金の受取人等の改正については公布の日から起算して六ヶ月を、年金継続受取人の指定等の改正については公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からといたしてあります。

本委員会におきましては、去る二月十八日両法律案の付託を受け、三月五日佐藤郵政大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取し、翌六日質疑を行い、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

法務大臣 鈴木 省吾君

外務大臣 外務大臣 安倍晋太郎君

大蔵大臣 竹下 登君

文部大臣 海部 俊樹君

厚生大臣 今井 勇君

農林水産大臣 羽田 政君

通商産業大臣 渡辺美智雄君

運輸大臣 三塚 博君

郵政大臣 佐藤 文生君

労働大臣 林 通君

建設大臣 江藤 隆美君

自治大臣 小沢 一郎君

国務大臣 江崎 真澄君

国務大臣 加藤 紘一君

国務大臣 古賀雷四郎君

国務大臣 山崎平八郎君

国務大臣 平泉 渉君

国務大臣 森 美秀君

国務大臣 山崎平八郎君

国務大臣 河野 洋平君

国務大臣 后藤田正晴君

国務大臣 古賀雷四郎君

国務大臣 加藤 紘一君

国務大臣 江崎 真澄君

国務大臣 加藤 紘一君

国務大臣 江崎 真澄君

国務大臣 加藤 紘一君

内閣委員

辞任

山口 敏夫君

日笠 勝之君

石原健太郎君

二見 伸明君

山口 敏夫君

日笠 勝之君

上草 義輝君

山口 敏夫君

上草 義輝君

山口 敏夫君

横江 金夫君

吉田 寛治君

川崎 寛治君

吉田 之久君

横江 金夫君

吉田 之久君

横手 文雄君

岡田 利春君

大内 啓伍君

梅田 勝君

小澤 克介君

安倍 基雄君

柴田 瞳夫君

岡田 利春君

大内 啓伍君

梅田 勝君

小澤 克介君

安培 基雄君

梅田 勝君

佐藤 銀樹君

多賀谷真穂君

網岡 雄君

補欠

山口 敏夫君

日笠 勝之君

二見 伸明君

山口 敏夫君

上草 義輝君

山口 敏夫君

横江 金夫君

吉田 寛治君

川崎 寛治君

吉田 之久君

横江 金夫君

吉田 之久君

横手 文雄君

岡田 利春君

大内 啓伍君

梅田 勝君

小澤 克介君

安培 基雄君

柴田 瞳夫君

岡田 利春君

大内 啓伍君

梅田 勝君

小澤 克介君

安培 基雄君

梅田 勝君

小澤 克介君

金子 みつ君

網岡 雄君

補欠

奥野 一雄君

横江 金夫君

竹内 猛君

和田 貞夫君

和田 貞夫君

大出 優君

竹村 泰子君

川俣健二郎君

不破 哲三君

和田 貞夫君

大出 優君

竹村 泰子君

川俣健二郎君

不破 哲三君

和田 貞夫君

竹村 泰子君

和田 貞夫君

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一号(一) 朗読を省略した議長の報告

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

新村 勝雄君

佐藤 観樹君

神崎 武法君

日笠 勝之君

補欠

佐藤 観樹君

神崎 武法君

新村 勝雄君

日笠 勝之君

補欠

梅田 勝君

瀬崎 博義君

川崎 寛治君

二見 仲明君

中島 武敏君

佐藤 勉弘君

川崎 寛治君

多賀谷眞穂君

吉田 之久君

小平 忠君

吉田 之久君

梅田 勝君

上西 和郎君

和田 貞夫君

川崎 寛治君

田並 幸助君

藤田 スミ君

永井 老信君

瀬崎 博義君

浜西 鉄雄君

坂井 弘一君

吉井 光照君

沼川 洋一君

草川 昭三君

西田 八郎君

中野 寛成君

菅原 喜重郎君

瀬長龜次郎君

伊藤 忠治君

津川 武一君

辻 一彦君

伊藤 嘉美君

中川 嘉美君

高地 正介君

木内 良明君

安倍 基雄君

木内 良明君

辻 一彦君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中野 宽成君

宮地 角治君

木内 良明君

幸成君

正介君

経塚 宽成君

中

衆議院議員木間章君提出円高と原油安による電力会社の差益還元に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

導していくこととしている。
右答弁する。

衆議院議員木間章君提出円高と原油安による電力会社の差益還元に関する質問に対する答弁書

一について

電力業界の差益問題への対応については、今後、為替レート及び原油価格の動向、決算の状況等事態の推移を見守る一方で、需要家の利益のために差益を用いるとの原則の下に、有識者や電気事業審議会等の意見も聴きながら、慎重に具体的な方策を検討していくこととしている。

なお、電気料金は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十九号）第十九条第二項の規定に基づき、原価主義の原則及び需要家間の公平の原則に従つて設定されることとなつていてから、これらの原則の範囲内で、一定の条件の下に融雪のための電熱需要に適用する「融雪用電力」を契約種別として設ける等の措置が講じられているところである。

二について

電力業界の差益問題への対応については、一つについてにおいて述べたとおりである。

なお、配電線の地中化については、都市景観の向上、防災等の観点からは有意義であるが、建設費用、需要変動への即応性等の面で留意すべき点もあることから、地方都市も含め、電力需要が多く、かつ、安定した都市中心部を主体に計画的かつ着実に実施するよう電力業界を指

部

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和六十一年三月八日

衆議院会議録第十一号(一)

一一〇

衆議院会議録 第十一号

号外 昭和六十一年三月八日

○ 国会回衆議院会議録 第十一号

[本会議]

昭和六十一年三月八日
午前六時半から

昭和61年度一般会計予算

区画整理大臣 壬生豊謹啓

裁判所
裁判所
國立国会図書館
衆議院施設費
參議院施設費
國立国会図書館施設費

(歳入歳出予算)
昭和61年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ54,088,643,440千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算)

第2条「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の既定並びに新規の継続費

(歳入歳出予算)

は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算)

第3条「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号

継続明許費」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算)

第4条「財政法」第15条第1項の規定により昭和61年度において国が債務を負担する行為は、「丁号

国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算等の内訳)

第5条「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要

求書」、「継続明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

(公債発行の限度額)

第6条「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和61年度において公債を発行することができ

る限度額は、5,700,000,000千円とする。

2 「昭和61年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律」(阪神)の規定に

より公債を発行することができる限度額は、5,248,000,000千円とする。

3 第1項に規定する公債で外債をもつて支払われるもの(以下外債公債といふ。)がある場合における同項の規定について、当該外債の額面金額を外債換算率(アメリカ合衆国通貨であつては、昭和60年10月1日から同年11月30日までの間ににおける米勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨であつては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもつて裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨であつては、100通貨単位についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいふ。以下同じ。)により換算した金額によるもの

とする。この場合において、当該外債公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るときは又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を本条第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4 第1項及び第2項に規定する公債(外債公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額(第1項の限度額について第3項後段の規定のある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(公共事業費の範囲)
第7条「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	額	項
國會	衆議院 參議院	衆議院施設費 參議院施設費	
裁 判 所	裁 判 所	裁判所施設費	
總 理 府	警 察 庁	警察厅(通信施設整備費に限る。)、船舶建造費、警察厅施設費、都道府県警察費補助(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)	
北海道開発庁		北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道港湾整備事業費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設事業費、北海道農業用地開発事業費、北海道土地改良事業費、北海道離島産業物處理施設整備費、北海道土地改良事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道離島産業物處理施設整備費、北海道森林事業費、北海道沿岸漁場整備開拓事業費、北海道離島工事諸費、北海道農業用地開発事業費、北海道災害復旧事業工事諸費、北海道土地改良事業費等工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開拓事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、北海道災害復旧事業工事諸費、農林漁業用排水貯留水源整備事業費、北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費	
科學技術庁	環境科学技術研究施設費 自然公園等施設整備費、國立水俣病研究センター施設費	科學技術研究施設費 自然公園等施設整備費、國立水俣病研究センター施設費	
沖縄開発庁		沖縄開発庁(沖縄振興特別事業費補助金に限る。)、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生等対策諸費	

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一号(一) 昭和六十一年度一般会計予算及び同報告書

農林水産省	農林水産本省	農林水産技術会議 農林水産本省検査指導機関	國立らい療養所 國立更生保護機関	國立らい療養所施設費 國立更生保護所施設費
土 庁	國	農林水産本省施設費、農業振興費（地域改善対策事業費補助金及び山村等振興対策事業費補助金に限る。）、農業構造改善対策費（農業構造改善事業費補助金に限る。）、農業振興費（地域農業生産総合振興事業費補助金に限る。）、畜産振興費（畜産総合対策事業費補助金に限る。）、飼育場施設整備費、海岸事業費、土地改良事業費、農用地開発事業費、特定地域農業開拓事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害開墾事業費、農林水産技術振興施設費	農林水産本省施設費、農業振興費（地域改善対策事業費補助金及び山村等振興対策事業費補助金に限る。）、農業構造改善対策費（農業構造改善事業費補助金に限る。）、農業振興費（地域農業生産総合振興事業費補助金に限る。）、畜産振興費（畜産総合対策事業費補助金に限る。）、飼育場施設整備費、海岸事業費、土地改良事業費、農用地開発事業費、特定地域農業開拓事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害開墾事業費、農林水産技術振興施設費	農林水産本省施設費、農業振興費（地域改善対策事業費補助金及び山村等振興対策事業費補助金に限る。）、農業構造改善対策費（農業構造改善事業費補助金に限る。）、農業振興費（地域農業生産総合振興事業費補助金に限る。）、畜産振興費（畜産総合対策事業費補助金に限る。）、飼育場施設整備費、海岸事業費、土地改良事業費、農用地開発事業費、特定地域農業開拓事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害開墾事業費、農林水産技術振興施設費
法務省	法務本省	法務省施設費	法務省	法務省施設費
外務省	在外公館	在外公館施設費	外務省	在外公館施設費
大蔵省	大蔵務税關	公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費 財務局施設費	大蔵務税關	公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費 財務局施設費
文部省	文部本省	文部本省施設費、公立文教施設整備費、私立文教施設災害復旧費、私立学校助成費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、体育振興費（社会体育施設整備費補助金に限る。）、国立学校船舶建造及施設費	文部本省	文部本省施設費、公立文教施設整備費、私立文教施設災害復旧費、私立学校助成費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、体育振興費（社会体育施設整備費補助金に限る。）、国立学校船舶建造及施設費
文化庁	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所施設費、国立青少年教育施設整備費	文化庁	文化庁施設費、文化財保存施設整備費、国立博物館施設費、國立美術館施設費、文化庁研究所施設費
厚生省	厚生本省	保健衛生施設整備費、國立病院及療養所施設費、社會福祉施設整備費、中國帰国孤兒定着促進センター施設費、環境衛生施設整備費	厚生本省	保健衛生施設整備費、國立病院及療養所施設費、社會福祉施設整備費、中國帰国孤兒定着促進センター施設費、環境衛生施設整備費
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省施設費、工業用水道事業費	通商産業本省	通商産業本省施設費、工業用水道事業費
運輸省	運輸本省	運輸本省（觀光レクリエーション地区）施設整備費、工業技術研究施設費	運輸本省	運輸本省（觀光レクリエーション地区）施設整備費、工業技術研究施設費

助金及び日本鉄道建設公団整備新幹線建設調査費 補助金に限る。)、本州四国連絡橋公団事業助成 費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業 費、空港整備事業費、日本国有鉄道防災事業費、 港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事 諸費、港湾施設災害開運事業費 運輸本省試験研究機 海上保安庁 気象庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備 費 海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備 費 気象官署施設費、船舶建造費
郵政省 建設省 国土地理院 建設本省試験研究機 地方建設局	電波研究所施設費 官厅營繕費、河川管理施設整備費、治水事業費、 急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事 業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業 費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河 川等災害復旧事業工事諸費、都市災害復旧事業 費、河川等災害開運事業費 建設本省試験研究機施設費 道路災害復旧事業工事諸費、公園事業工事諸費
(一時借入金等の最高額)	
第8条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、10,900,000,000千円とする。	
(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)	
第9条 「財政法」第15条第2項の規定により昭和61年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。	
(損失補償契約及び国際機関拠出金の限度額)	
第10条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、昭和61年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
区 分	限 度 総 額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条 の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額 270,000,000千円

「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による 金額の限度	貸与すべき修学資金の総額 4,464
「公衆衛生修学資金貸与法」第4条の規定による 金額の限度	貸与すべき修学資金の総額 10,416
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規 定による金額の限度	昭和61年度以降22箇年度間を通ずる利子補 給金の総額 521,265
「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定に よる金額の限度	昭和61年度以降22箇年度間を通ずる利子補 給金の総額 59,846
「農地所有者等賃貸住宅建設融資利息補給臨時 措置法」第4条の規定による金額の限度	昭和61年度以降12箇年度間を通ずる利子補 給金の総額 5,150,391
2 「国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の規定により、昭和61年度において、国際農業開発基金に提出することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額 が3,404,610千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額とする。	
3 「一次產品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定により、昭和 61年度において、一次產品のための共通基金の第二勘定の財源に充てるための任意拠出金として拠 出することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額が5,643,000千円に相当する アメリカ合衆国通貨の金額とする。	
(債務保証契約の限度額)	
第11条 次の表の左欄に掲げる法人が昭和61年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の 規定により、政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げると おりとする。	
債 务	根 抵 規 定 金 領 の 限 度
1 日本国債 鉄道債券に係る債務	「鉄道債券等に係る債務の 保証に関する法律」 額面総額913,600,000千円(希望退 職費相当額193,600,000千円を含 む)及びその利息に相当する金額
2 中小企業金融公庫 中小企業債券の元本の償 還及び利息の支払	「中小企業金融公庫法」第25 条の3 額面総額 56,000,000千円及びその 利息に相当する金額

(外) 参照

3 北海道東北開発公庫 北海道東北開発債券の元 本の償還及び利息の支払	「北海道東北開発公庫法」第 28条	額面総額 78,000,000 千円及びその 利息に相当する金額
4 公営企業金融公庫 還及び利息の支払	「公営企業金融公庫法」第 26条	額面総額 1,060,000,000 千円及びそ の利息に相当する金額
5 日本道路公団 道路債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額 634,600,000 千円及びその 利息に相当する金額
6 首都高速道路公団 首都高速道路債券に係る 債務	「首都高速道路公団法」第38 条の 2	額面総額 72,600,000 千円及びその 利息に相当する金額
7 水資源開発公団 水資源開発債券及び借入 金に係る債務	「水資源開発公団法」第41条	額面総額及び元本金額の合計額 10,000,000 千円並びにその利息に 相当する金額
8 阪神高速道路公団 阪神高速道路債券及び借 入金に係る債務	「阪神高速道路公団法」第38 条	額面総額及び元本金額の合計額 61,200,000 千円並びにその利息に 相当する金額
9 船舶整備公団 船舶整備債券及び借入金 に係る債務	「船舶整備公団法」第26条の 2	額面総額及び元本金額の合計額 12,000,000 千円並びにその利息に 相当する金額
10 日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29 条の 2	利息に相当する金額
11 石油公団 石油債券及び借入金に係 る債務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額 1,035,000,000 千円並びにその利息 に相当する金額
12 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋債券及び 借入金に係る債務	「本州四国連絡橋公団法」第 39条	額面総額及び元本金額の合計額 97,400,000 千円並びにその利息に 相当する金額
13 地域振興整備公団 地域振興整備債券及び借 入金に係る債務	「地域振興整備公団法」第26 条の 2	額面総額及び元本金額の合計額 35,300,000 千円並びにその利息に 相当する金額
14 住宅・都市整備公団 住宅・都市整備債券及び 借入金に係る債務	「住宅・都市整備公団法」第 56条	額面総額及び元本金額の合計額 232,200,000 千円並びにその利息に 相当する金額
15 金属鉱業事業団 金属鉱業債券及び借入金 に係る債務	「金属鉱業事業団法」第25条 の 2	額面総額及び元本金額の合計額 38,200,000 千円並びにその利息に 相当する金額
16 動力炉・核燃料開発事 業団 動力炉・核燃料開発債券 及び借入金に係る債務	「動力炉・核燃料開発事業 団法」第34条	額面総額及び元本金額の合計額 22,800,000 千円並びにその利息に 相当する金額
17 中小企業事業団 中小企業事業団債券及び 借入金に係る債務	「中小企業事業団法」第30条	額面総額及び元本金額の合計額 8,000,000 千円並びにその利息に相 当する金額
18 日本下水道事業団 下水道債券及び借入金に 係る債務	「日本下水道事業団法」	額面総額及び元本金額の合計額 5,300,000 千円並びにその利息に相 当する金額
19 社会保険診療報酬支払 基金		
		次に掲げる借入金に係る

(外) 取引

5

債務 老人保健関係業務に 関するもの (2) 退職者医療関係業務 に関するもの	「老人保健法」第73条 「国民健康保険法」第81条の 12	(1)に掲げる借入金にあつては元本 金額360,000,000千円及び(2)に掲げ る借入金にあつては元本金額 36,000,000千円並びにそれぞれの 利息に相当する金額
20 海外経済協力基金 海外経済協力基金債券及 び借入金に係る債務	「海外経済協力基金法」第29 条の4	額面総額及び元本金額の合計額 26,000,000千円並びにその利息に 相当する金額
21 林業信用基金 借入金に係る債務	「林業等振興資金金融通暫定 措置法」第7条第3項	元本金額1280,000千円及びその利 息に相当する金額
22 医薬品副作用被害救済 基金 借入金に係る債務	「医薬品副作用被害救済基 金法」附則第6条第3項	元本金額2,600,000千円及びその利 息に相当する金額
23 情報処理振興事業協会 借入金に係る債務	「情報処理の促進に関する 法律」	元本金額2,000,000千円及びその利 息に相当する金額
24 空港用辺整備機構 空港周辺整備債券及び借 入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における 航空機騒音による障害の 防止等に関する法律」第53 条	額面総額及び元本金額の合計額 1,500,000千円並びにその利息に相 当する金額
25 電源開発株式会社 イ 社債(ロ)に掲げるも のを除く。)に係る債務 ロ 社債のうち次に掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもつて支払 われるもの(2)に掲 げるものを除く。 (2) 引受契約により本 邦通貨を基準として 外貨をもつて支払わ れるもの (3) 本邦通貨をもつて 支払われる社債のう ち外国において発行 するもの又は本邦に おいて外國政府等の 引受けにより発行す るもの	「電源開発促進法」 同 法	額面総額28,500,000千円及びその 利息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあつては外貨表 示の額面総額を外國貨幣換算率に より換算した金額、(2)に掲げる社 債にあつては引受契約において定め られた本邦通貨の金額による元 本金額及び(3)に掲げる社債にあつ ては本邦通貨表示の額面総額の合 計額が60,000,000千円に相当する これらの社債に係る金額(1)に掲 げる社債にあつては当該外貨表示 の額面総額、(2)に掲げる社債にあ つては引受契約において定められ た換算率により換算した外貨の金 額、(3)に掲げる社債にあつては当 該額面総額)並びにその利息及び 元本の期限前任意償還に伴い支払 るべき加算金その他引受契約に基 づき支払うべき手数料等の経費に 相当する金額並びに減債基金等に 払い込むべき金額に相当する金額

26 日本航空株式会社 イ 借入金に係る債務	「日本航空株式会社法」第9 条第1項	元本金額5,000,000千円及びその利 息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあつては外貨表 示の額面総額を外國貨幣換算率に より換算した金額、(2)に掲げる社 債にあつては引受契約において定 められた本邦通貨の金額による元 本金額及び(3)に掲げる社債にあつ ては本邦通貨表示の額面総額の合 計額が60,000,000千円に相当する これらの社債に係る金額(1)に掲 げる社債にあつては当該外貨表示 の額面総額、(2)に掲げる社債にあ つては引受契約において定められ た換算率により換算した外貨の金 額、(3)に掲げる社債にあつては当 該額面総額)並びにその利息及び 元本の期限前任意償還に伴い支払 るべき加算金その他引受契約に基 づき支払うべき手数料等の経費に 相当する金額並びに減債基金等に 払い込むべき金額に相当する金額
27 関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」 第9条第1項	額面総額32,000,000千円及びその 利息に相当する金額

28 「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法」(仮称)に基づき東京湾横断道路の建設を行う法人社債に係る債務	「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法」(仮称)	額面総額1,300,000千円及びその利息に相当する金額
29 「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人、債券又は地方債証券のうち次に掲げるものに係る債務(1) 外貨をもつて支払われるもの(2) 引受契約により本邦通貨を基準として外貨をもつて支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する法律」第2条第2項 「国際復興開発銀行等からあつては外貨表示の額面総額を外債規制率により換算した金額及び(2)に掲げる債券又は地方債証券にあつては引受契約において定められた本邦通貨の金額による元本額の合計額が48,000,000千円に相当するこれら債券又は地方債証券に係る金額(1)に掲げる債券又は地方債証券にあつては当該外債表示の額面総額、(2)に掲げる債券又は地方債証券にあつては引受契約において定められた換算率により換算した外貨の金額)並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の総額に相当する金額並びに減債基金等に払い込すべき金額	(1)に掲げる債券又は地方債証券にあつては外債表示の額面総額を外債規制率により換算した金額及び(2)に掲げる債券又は地方債証券にあつては引受契約において定められた本邦通貨の金額による元本額の合計額が48,000,000千円に相当するこれら債券又は地方債証券に係る金額(1)に掲げる債券又は地方債証券にあつては当該外債表示の額面総額、(2)に掲げる債券又は地方債証券にあつては引受契約において定められた換算率により換算した外貨の金額)並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の総額に相当する金額並びに減債基金等に払い込るべき金額

2 政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第2号から第14号まで

の各号、第17号、第18号、第20号、第24号、第25号、第27号若しくは第28号に掲げる法人の事業資金若しくは借入金及び債券により調達する資金又は同項第28号に掲げる法人の外債により調達する資金の増強が必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い、当該各号に規定する債券、社債、地方債証券又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3 第1項第1号から第18号までの各号、第20号及び第24号から第29号までの各号に規定する債券、

社債又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券、社債又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。
(予算の移替え等)

第12条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出予算」、「乙号繰越支度」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合には、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名稱の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間ににおいて予算の移替えをすることができる。

行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名稱が実際の行政機関の名稱と対応しないことになつた場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、そのまま執行することができる。

第13条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所 管	組 織	項
総 理 府	總 理 本 府	生活基盤充実事業推進費、特別基金検討調査費 行政情報処理調査研究費
北海道開発庁	北海道開発庁	北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設等事業費、北海道住宅対策諸費、北海道都市計画事業費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林業事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費 施設運営等関連諸費 国民生活安定対策等経済政策推進費 科学技術振興調整費、海洋開発調査研究促進費、 國立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費

環境庁	環境保全総合調査研究促進調整費、国立機関公害防止等就農研究費
沖縄開発庁	沖縄農業振興事業費、沖縄保健衛生等対策諸費、沖縄教育振興事業費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄住宅対策諸費、沖縄特定開發事業費、沖縄住宅灾害対策総合推進調整費、国土計画基礎調査費、定住構想推進調査費、奄美群島農業試験場施設整備費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、國土総合開発事業調整費
国土庁	
文部省	公務員宿舎旅費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。)

(予算の移用)
第14条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用する場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

第2表 各項の間の移用		
所管	組織	移用することができる項
1 総理府	北海道開発庁	イ 北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道離島産業物処理施設整備費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、北海道特定地域農業開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間 ロ 北海道治水事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道土地改良事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業工事諸費の各項の間
2 農林水産省	沖縄開発庁	ハ イの各項又は北海道治水事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道空港整備事業費及び航空機燃料税財源北海道空港整備事業費の各項とロの各項 イ 沖縄開発事業費と農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費 ロ 沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費及び沖縄土地改良事業工事諸費の各項の間
3 建設省	農林水産本省	ハ イの各項又は揮発油税等財源沖縄道路整備事業費及び航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費の各項とロの各項 イ 沖縄振興事業費と農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費
2 農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費
3 建設省	建設本省(都市計画事業費)と地方建設局(公園事業工事諸費)	

(外) 報 告

水産庁	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費	
3運輸省	運輸本省 イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 港湾施設災害復旧事業費と港湾施設災害関連事業費	
4労働省	労働本省 失業対策事業費、特定地域開発就労事業費及び職業振興対策事業費の各項の間	
5建設省	建設本省 イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ 河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費	
甲号歳入歳出予算		
主管部	款項	金額(円)
國会議員 諸取入	國有財産利用取入	1,407,261
	國有財産貸付取入	480,334
	國有財産使用取入	467,907
	國會議員互助年金法納金 弁償及返納金 物品完払取入	12,27
		926,927
		860,600
		1,528
		63,375
		1,424
裁判所	雜収入	1,957,016
	國有財產利用取入	608,256
	國有財產貸付取入	608,256
	許可及手数料	1,348,760
		5,647

第3表 各組織の間又は各項の間の移用

1 予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間

2 予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

(俸給予算等の制限)

第15条 俸給予算の執行に當たつては、予定経費要求書に掲げる各省各府の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

官 報 (号 外)

9

會計檢查院	雜收入	23,387	210,226
	罰價品及完物雜收納收入	22,565	178,724
	金收入	22,471	11,760
	沒返私收入	94	942,383
國有財產利用收入	國有財產貸付收入	1,122	
	國有財產使用收入	949	
	國有財產及返私品收入	156	
	國有財產及返私品收入	17	
國有財產利收人	國有財產貸付收入	17,647	
	國有財產使用收入	16,958	
	國有財產及返私品收入	15,984	
	國有財產及返私品收入	1,874	
國有財產貸付收入	國有財產使用收入	689	
	國有財產及返私品收入	289	
	國有財產及返私品收入	277	
	國有財產及返私品收入	123	
官業益金及官業收入	官業收入	8,556,972	
	官業收入	8,556,972	
	官業收入	8,556,972	
府整理	病院收入	717,752	
政府資產整理收入	政府資產整理收入	462,788	
國有財產处分收入	國有財產处分收入		

(号外) 報 告

回 収 金 等 取 入	國 有 財 產 売 扟 受 入	462,788
	貸 付 金 等 回 収 金 受 入	254,964
	事 故 换 補 費 返 退 金	161,918
		93,046
雜 取 入		15,565,523
國 有 財 產 利 用 受 入		5,813,927
諸 取 入	國 有 財 產 貸 付 受 入	5,694,533
	國 有 財 產 使 用 受 入	156,412
	利 子 受 入	2,982
諸 取 入	特 別 會 計 受 入 金	9,781,596
	授 業 料 及 人 學 檢 定 料	184,702
	受 調 查 試 驗 及 役 務 受 入	18,214
	弁 個 債 及 返 納 金	69,100
	弁 物 品 完 扎 受 入	5,784,128
	特 別 調 達 資 金 受 入	1,070,419
	雜	1,177
	合計	2,653,856
		24,870,247
法 务 省 雜 取 入		79,996,344
國 有 財 產 利 用 受 入		568,210
國 有 財 產 貸 付 受 入		568,210
諸 取 入	國 有 財 產 売 扟 受 入	79,428,134
	懲 罰 及 没 收 受 入	63,016,267
	金 金 入 受 入	944,425
	正 官 署 作 業 受 入	14,456,804
	弁 燒 物 品 完 扎 受 入	87,721
	雜	922,917

外 務 省 雜 收 入	國 有 財 產 利 用 收 入
國 有 財 產 貸 付 收 入	39,343,000,000
數 納 收 入	39,098,000,000
稅 金 入 入	16,819,000,000
得 人 統	12,706,000,000
消 費 費 料	1,132,000,000
發 力 燃	1,974,000,000
油 空 機	986,000,000
品 類	39,000,000
所 引 證	1,572,000,000
取 券	16,000,000
行 場	54,000,000
	376,000,000
	1,627,600,000
	1,000,000
	12,000,000
	633,000,000
	78,000,000
	5,000,000
租 稅	39,343,000,000
利 子 收 入	39,098,000,000
可 機 品	16,819,000,000
手 返 払	12,706,000,000
及 充 托	1,132,000,000
所 法 相 酒 た 砂 揮 石 物 ト 取 有 通 入	1,974,000,000
許 介 物 雜	986,000,000
租 稅	39,000,000
諸 收 入	1,572,000,000
大 藏 省	16,000,000
租 稅 及 印 紙 收 入	54,000,000
	376,000,000
	1,627,600,000
	1,000,000
	12,000,000
	633,000,000
	78,000,000
	5,000,000

自 動 車 重 量 稅 税 院	506,000,000
印 紙 取 入	553,000,000
官 業 と 人	9,000,000
官 業 益 金 及 官 業 取 入	245,000,000
政 府 資 產 整 理 取 入	245,000,000
國 有 資 產 处 分 取 入	7,627,245
回 収 金 等 取 入	7,627,245
國 有 資 產 完 扱 取 入	129,253,765
特 別 會 計 整 理 取 入	124,802,633
引 繼 債 權 整 理 取 入	4,481,132
貸 付 金 等 回 収 金 取 入	937
國 際 連 合 公 債 權 還 収 入	4,565
政 府 出 資 回 収 金 取 入	3,247,870
總 収 入	53,295
國 有 資 產 利 用 取 入	1,174,465
國 有 資 產 貸 付 取 入	1,988,757,409
國 有 資 產 使用 取 入	23,474,905
配 当 金 受 入	21,368,653
利 子 受 入	2,351
納 付 金 入	2,750
日本銀行納付金	2,101,151
諸 取 入	1,200,300,000
文官恩給費特別会計等負担金	1,200,300,000
特別会計受入金	764,982,504
	23,287,247
	296,160,845

料 金 入 入	可 及 手 數 收 取 及 返 納 申 物 品 完 払 收 取 受 入	3,465,571 1,007,780 485,969 35,815 439,878,398 660,881
公 債 金 入 入	公 債 金 入 入	10,946,000,000 10,946,000,000 5,700,000,000 5,246,000,000
前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	789,306 789,306
文 部 省 雜 收 入	國 有 財 產 利 用 收 入	52,415,457,725 2,084,061 1,230,462 81,764 1,148,698
厚 生 省 官 業 益 金 及 官 業 收 入	授 業 料 及 入 學 檢 定 料 料 入 金 入 入	853,599 12,454 17,085 2,070 706,910 50,058 65,022 538,980 538,980

(号)報回

政府資産整理収入	病院収入	538,980
回収金等収入	貸付金等回収金収入	1,019,521
雜収入	1,019,521	
國有財産利用収入	病院収入	105,544
國有財産貸付収入	105,544	
國有財産使用収入	病院収入	85,489
利子収入	85,489	
諸収入	病院収入	6,588
授業料及入学検定料	病院収入	13,467
許可及手数料	病院収入	26,822,965
受託調査試験及役務収入	病院収入	22,905
弁償及返納金収入	病院収入	21,918
物品充拵収入	病院収入	381,557
雜	病院収入	24,898,331
計	病院収入	1,369,935
農林水産省	病院収入	180,418
雜収入	病院収入	28,437,010
國有財産利用収入	病院収入	280,727,828
國有財産貸付収入	病院収入	470,587
國有財産使用収入	病院収入	415,363
納付金	病院収入	55,224
日本中央競馬会納付金	病院収入	192,206,955
諸収入	病院収入	192,206,955
特別会計受入金	病院収入	88,050,286
公共事業費負担金	病院収入	44,677,031
授業料及入学検定料	病院収入	39,778,137
	病院収入	228,888

(外) 報 面

15

通商産業省	専売納付金	料 受託調査試験及役務收入 弁 物 品 完 払 收 入	2,913 168,755 746,869 1,802,947 644,746
政府資産整理收入	回収金等収入	アルコール専売事業特別会計 納付金	6,110,064
雜 收 入	回収金等収入	アルコール専売事業特別会計 納付金	6,110,064
國有財產利用收入	特 別 會 計 整 理 收 入	423,239 423,239 4,414 418,825	423,239 423,239 1,614,088
諸 收 入	國有財產貸付收入 國有財產使用收入 授業料及入学検定料 許可及手數料 受託調査試験及役務收入 弁 機 及 返 納 金 入 入	364,239 111,341 252,898 1,249,849 22,890 542 58,266 653,062 43,688 471,401	1,382,240 8,973
運輸省	政府資産整理收入	國有財產処分收入	

(外) 報 告 文

國有財產売払収入	8,973
貸付金等回収金収入	1,373,267
2,417,473	557,010
國有財產貸付収入	406,496
406,496	60,514
國有財產使用収入	1,880,463
1,880,463	681,174
公共事業費負担金	274,931
授業料及入学検定料	240
許可及手数料	106,366
受託調査試験及役務収入	4,367
懲罰金	41,484
機械及返納金	734,304
弁物品完払収入	17,487
雜	3,799,713
計	1,217,000,000
郵政省	印紙収入
租税及印紙収入	1,217,000,000
雜	印紙収入
收	1,217,000,000
入	72,797
國有財產利用収入	69,144
諸収入	69,144
國有財產貸付収入	3,663
弁償及返納金	2,248
物品完払収入	1,089

外(号)報富

17

雜 收 入	1,217,072,797	316
國有財產利用收入		
國有財產貸付收入	2,377,388	
國有財產使用收入	13,650	
可及手數納品	807,629	
許可及返払品	996	
料金收入	1,555,063	
政府資產整理收入		
回取金等收入	1,706,875	
國有財產利用收入		
貸付金等回取金收入	1,706,875	
國有財產貸付收入	16,478,094	
國有財產使用收入	2,043,266	
金納付	473,199	
金納付	1,570,067	
金納付	556,000	
諸收	13,878,828	
公共事業費負担金	12,019,678	
受託調查試驗及役務收入	103,755	
弁償及返納金	467,656	
物品完払收入	134,223	
諸收		
設省		
建		
省		
財		
物		
雜		
收		
入		

(外)号報直

自 治 省 離 収 入		雜 計		人	1,153,516
國有財產利用収入		國有財產貸付収入			
諸 収 入		弁 償 及 返 納 金			
		弁 物 品 充 払 収 入			
		雜			
歲 出		總 計			
所 管	組 織	項	金	額(千円)	
皇 室	内 宮	廷 族	費 費	257,000	
		計		2,515,882	
				212,636	
				2,985,518	
國 會	衆 議 院	議 施 設	院 費	42,070,794	
	衆 議 院	予 備 經 費	院 費	1,105,238	
	參 議 院	計	院 費	7,000	
	參 議 院	議 施 設	院 費	43,183,082	
	參 議 院	予 備 經 費	院 費	24,561,449	
	參 議 院	計	院 費	826,123	
				5,000	
				25,382,572	

國立国会図書館	國立国会図書館	10,391,031
裁判官訴追委員会	國立国会図書館施設費 計	4,587,657
裁判官訴追委員会所	裁判官訴追委員会	14,978,688
裁判官彈劾裁判所	裁判官彈劾裁判	98,692
國会所	國会	87,205
裁判所	裁判所	83,740,189
裁判所	最高級裁判所	64,803,869
裁判所	最下級裁判所	142,761,948
裁判所	裁判所	9,202,099
裁判所	裁判所	7,926,029
裁判所	裁判所	8,000
檢察審査会	檢察審査会	224,701,945
檢察審査院	檢察審査院	5,088,319
檢察審査院	檢察審査院	229,790,264
會計検査院	會計検査院	10,548,637
會計検査院	内閣	4,964,265
會計検査院	内閣	114,195
會計検査院	内閣	5,078,460
會計検査院	内閣	612,903
會計検査院	内閣	5,913,535
會計検査院	内閣	39,826
會計検査院	内閣	11,644,724
會計検査院	内閣	19,586,090
會計検査院	内閣	79,200
會計検査院	内閣	100,000
總理府	總理府	19,765,290

昭和廿一年川田八口 案議院外議院第十一號工 附表一 費用計帳及外回票收銀

11月〇

日本学術会議会 公正取引委員会 監督官	日本学術会議会 公正取引委員会 監督官	863,804
警衛費	警察新東京国際空港 千葉県警察新東京国際空港 船橋署	3,018,665
船建造	船科	114,222,212
研究	皇室警察	6,711,945
本設施	都道府県警察費補助	257,163
本設施	計	893,765
本設施	科	5,373,392
本設施	警察	2,576,389
本設施	研究	38,727,708
本設施	本	168,767,574
内務省	公害等調整委員会 内務部	409,880
内務	公害等調整委員会 内務部	7,754,036
内務	公害等調整委員会 内務部	36,936,058
内務	公害等調整委員会 内務部	1,683,460,312
内務	公害等調整委員会 内務部	10,327,445
内務	公害等調整委員会 内務部	323,029
内務	公害等調整委員会 内務部	9,264,042
内務	公害等調整委員会 内務部	1,200,373
内務	公害等調整委員会 内務部	27,900
内務	公害等調整委員会 内務部	2,279,986
内務	公害等調整委員会 内務部	1,257,740
内務	公害等調整委員会 内務部	1,745,181,885
内務	北海道開発庁	12,883,983
内務	北海道開発計画	110,800
内務	北海道開発事業指導監督費	403,701
内務	北海道治水事業費	85,999,200
内務	北海道急傾斜地崩壊対策事業費	966,000

昭和六十一年三月八日 衆議院予算委員会 計算書第十一号
昭和六十一年度一般会計予算及び眞理地税

11月1

北海道治水事業工事諸費	8,814,000
北海道治山事業	12,450,000
北海道海岸事業	4,422,000
揮発油税等財源北海道道路整備事業費	174,336,000
北海道道路整備事業	18,904,000
北海道事業工事諸費	26,655,000
北海道港湾事業	42,228,000
北海道漁港施設	32,247,000
北海道空港整備事業費	2,065,000
航空機燃料税財源北海道航空港整備事業費	6,866,000
北海道港湾漁港空港整備事業	9,396,000
北海道住宅建設等事業費	22,922,000
北海道住宅対策諸費	75,000
北海道都市計画事業費	43,746,000
北海道公園事業工事諸費	90,000
北海道離島廃棄物処理施設整備費	23,000
北海道土地改良事業	106,980,425
北海道農用地開発事業	39,992,953
北海道特定地域農業開発事業	2,115,100
北海道土地改良事業等工事諸費	8,372,522
北海道造林事業	4,421,000
北海道林道事業	4,958,000
北海道沿岸漁場整備開発事業	5,421,000
北海道離島簡易水道施設整備諸費用	78,000
北海道災害復旧事業工事諸費	152,900
農林漁業用揮発油税財源身支費	7,775,000
北海道農道等整備事業費	

昭和十六年四月八日 総務省内閣機密第十一印
昭和十六年版一般計画予算及び回収計画

11月11

北海道特定開発事業推進調査費		173,000
防衛本庁	計	686,048,584
防衛本庁	府費	1,698,038,379
武器車両等購入	府費	386,774,229
航空機購入	府費	340,362,484
艦船建造	府費	40,219,923
昭和57年度甲型警備艦建造費	府費	21,473,778
昭和58年度甲型警備艦建造費	府費	29,209,115
昭和58年度甲型警備艦建造費	府費	21,087,196
昭和58年度潜水艦建造費	府費	12,939,784
昭和59年度甲型警備艦建造費	府費	19,937,759
昭和59年度潜水艦建造費	府費	9,925,145
昭和60年度甲型警備艦建造費	府費	9,543,748
昭和60年度潜水艦建造費	府費	7,606,108
昭和61年度甲型警備艦建造費	府費	37,669
昭和61年度乙型警備艦建造費	府費	480,444
昭和61年度潜水艦建造費	府費	148,803
施設整備	府費	56,159,491
装備品等整備諸業務費	府費	301,686,925
施設整備等附帯事務研究開発	府費	1,824,370
研究開発	府費	57,664,835
計	府費	3,015,110,200
防衛施設庁	防衛施設庁	23,732,706
防衛施設調達労務管理	府費	21,575,234
施設運営等関連諸業務	府費	278,983,406
提供施設移設整備費	府費	3,842,513

經濟企画庁	相互防衛援助協定交付金 計	150,980 328,284,849
経済企画庁	海外経済協力基金交付金 国民生活安定対策等経済政策 推進費	7,631,938 31,898,510 1,800,000
経済企画庁	経済研究研究所 計	704,449 41,944,897
科学技術庁	科学技術振興調整費	8,404,873 111,683,615
科学技術振興調整費	海洋開発調査研究促進費	7,900,000 6,631,018
科学技術振興調整費	原子力平和利用研究促進費	167,708,084 1,774,033
科学技術振興調整費	國立機関原子力試験研究費	991,058 28,358,414
科学技術振興調整費	放射能調査研究費	1,668,912 271,626
科学技術庁試験研究所施設費	科学技術庁試験研究所施設費 資源調査所 計	330,481,693
環境庁	環境保全総合調査研究促進調 整費	28,253,140 120,000
環境保全総合調査研究促進調 整費	國立機関公害防止等試験研究 公害防止等調査研究費	2,625,127 882,547
環境保全総合調査研究費	自然公園等管理費	1,393,272
自然公園等施設整備費	自然公園等施設整備費	2,715,779
環境庁研究所	環境庁研究所	4,655,409

昭和六十一年四月八日 沖縄振興開発委員会本部及支庁回報印

11月四

沖 縄 開 發 庁	國立水俣病研究センター施設費	37,000
	計	40,682,274
	沖 縄 開 發 計 画 調 査 庁	20,630,217
	沖 縄 教 育 振 興 事 業 費	54,608
	沖 縄 保 健 衛 生 等 対 策 諸 費	9,500,826
	沖 縄 農 業 振 興 費	1,030,252
	沖 縄 開 發 事 業 指 導 監 督 費	3,424,878
	揮 命 油 稅 等 財 物 沖 縄 道 路 整 備 事 業 費	51,339
	沖 縄 開 發 事 業 費	62,034,000
	航 空 燃 料 稅 財 源 沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	111,796,540
	農 林 渔 業 用 植 物 油 稅 財 調 身 費	1,210,000
	沖 縄 道 路 等 整 備 事 業 費	591,000
	沖 縄 住 宅 对 策 費	29,000
	沖 縄 治 水 事 業 工 事 諸 費	779,300
	沖 縄 道 路 事 業 工 事 諸 費	719,400
	沖 縄 港 湾 空 港 整 備 事 業 工 事 諸 費	481,066
	沖 縄 公 園 事 業 工 事 諸 費	62,375
	沖 縄 土 地 改 良 事 業 工 事 諸 費	359,359
	沖 縄 特 定 開 發 事 業 推 進 調 查 費	68,000
	計	212,822,160
國 土 庁	國 土 行 政 費	14,258,594
	災 害 対 策 総 合 推 進 調 整 費	132,000
	國 土 計 画 基 礎 調 查 費	405,000
	定 住 戸 構 想 推 進 調 查 費	235,000
國 土 調 查 費	8,626,448	
豪 雪 地 帶 対 策 特 別 事 業 費	260,200	
	振 興 山 村 開 發 総 合 特 別 事 業 費	487,525

小笠原諸島振興事業費	1,883,936
離島振興特別事業費	840,681
奄美群島農業試驗場施設整備費	209,523
離島振興事業費	22,143,000
離島振興事業費	107,976,000
離島振興事業費	1,984,000
離島振興事業費	282,300
離島振興事業費	3,553,000
離島振興事業費	60,199,252
離島振興事業費	10,841,000
離島振興事業費	233,837,459
離島振興事業費	6,834,972,750
計	
総理府所管合計	
法務省	
法務本部	
法務記務事務	79,448,355
法務登記費	50,767,088
法務訴訟費	894,726
法務外國人登録事務	1,510,751
法務省施設費	10,782,341
法務計	143,403,256
法務総合研究所	
法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	808,124
法檢檢	
法務官察費	219,748
法檢檢	1,027,872
法務官察費	10,985,004
法檢檢	67,834,274
法務官察費	3,068,308
法檢檢	70,902,582

國	債	11,319,518,210
公	公務員宿舍施設	18,059,106
務	府出	209,000,000
員	經 济 協 力	65,413,433
宿	ア ッ ジ ア 開 發 銀 行 出 資	1,556,000
舍	國 際 金 融 公 社 出 資	1,276,000
施	一 次 產 品 共 通 基 金 出 資	1,444,000
設	米 州 投 資 公 社 出 資	328,000
設	國 民 金 融 公 庫 捨 給 資	30,589,000
施	特 定 国 有 財 產 整 備 諸 費	1,667,150
備	特 定 国 有 財 產 整 備 諸 費	6,125
諸	備	350,000,000
計	計	12,073,082,738
財	關 費	37,897,449
務	關 費	83,832
務	關 費	37,981,281
務	計	51,596,570
務	稅 關 施 設 造	180,739
務	稅 船 施 設 造	141,360
務	稅 船 施 設 造	51,918,669
務	稅 不 服 試 驗	429,840,222
務	國 融 造	3,595,741
務	稅 務 官 署 施 設 計	328,560
務	國 融 造	1,133,808
務	稅 務 官 署 施 設 計	434,898,331
大	大 藏 省 所 管 合 計	12,597,881,019

昭和十六年二月八日 衆議院会議録第十一回 国税六十一年度一般会計予算改訂回報出稿

1148

文部省	文部本省	文部本省施設調査費	26,927,680
文部本省所轄機関			
文部本省所轄研究所	3,603,119	468,725	468,725
文部本省所轄研究所施設費	432,281	168,008	168,008
國立社会教育研修所	394,481	472,500	472,500
日本学士院費	476,333	45,632,209	45,632,209
國立青少年教育施設運営費	5,803,664	2,365,918,000	2,365,918,000
國立青少年教育施設整備費	2,433,633	78,640,248	78,640,248
國立婦人教育会館	494,387	92,624,771	92,624,771
計	13,287,878	340,000,411	340,000,411
文部本省所轄機関			
文部本省所轄研究所	3,603,119	464,000	464,000
文部本省所轄研究所施設費	432,281	80,660,031	80,660,031
國立社会教育研修所	394,481	340,772,737	340,772,737
日本学士院費	476,333	48,006,706	48,006,706
國立学校振興事業	5,803,664	3,058,377	3,058,377
國立学校振興事業費	2,433,633	8,547,831	8,547,831
國立学校振興事業費	494,387	10,520,353	10,520,353
國立学校船舶建造及施設費	1,001,261,228	1,001,261,228	1,001,261,228
國立学校運営費	79,018,730	79,018,730	79,018,730
計	4,522,562,545	4,522,562,545	4,522,562,545

(外) 報 告 書

人 保 護	1,151,728
費 費	
社 会 福祉 諸	36,031,877
社 会 福祉 施設整備	82,973,588
災 害 救 助 等 諸	840,000
兒 童 保 護	369,284,831
特別児童扶養手当等給付諸費	99,445,562
母 子 福祉	4,300,000
兒童扶養手当給付諸費	265,840,716
社会保険国庫負担相	664,415,886
厚生年金保険国庫負担相	1,587,984,555
健 康 保 險 組 合 换	5,559,025
厚生年金基金等助成費	3,740,381
國 民 健 康 保 險 助 成 費	2,106,777,303
國 民 年 金 国 庫 負 担	1,441,180,566
遺族及留守家族等援護費	153,996,918
中國帰国孤児定着促進セン	339,360
タ一施設費	
環境衛生施設整備費	
農業者年金実施費	153,213,877
児童手当国庫負担金	1,045,430
計	60,686,581
厚生本省試験研究機関	9,719,522,886
厚生本省試験研究所	9,093,641
血清等製造及検定費	626,906
厚生本省試験研究所施設費	137,404
計	9,857,951
檢 査 所	4,638,934
檢 査 所	24,654,205
國 立 ら い 療 养 所	4,504,281
國 立 ら い 療 养 所 施 設 費	29,158,486
計	

昭和六十一年三月八日 衆議院公認議案第十一號
昭和六十一年度一般估計計算及分配額扣額

114K1

	土 地 改 良 事 業 費	527,092,941
	農用 地開発事業費	65,550,018
	特定地域農業服務事業費	25,888,789
	農林漁業用電光油稅附源身營業費	29,965,500
	農道整備事業費	14,667,200
	農業施設災害復旧事業費	1,819,000
	農業施設災害関連事業費	
	計	1,773,004,447
農林水產技術會議	農林水產技術會議	1,525,928
農林水產本省試驗研究機關	農林水產本省試驗研究所	32,757,015
農林水產本省檢查指導機關	農林水產本省檢查指導所	12,562,903
	農林水產業技術振興施設費	2,090,119
	計	16,185,945
農林水產本省試驗研究機關	農林水產本省試驗研究所	19,614,891
農林水產本省檢查指導機關	農林水產本省檢查指導所施設費	1,228,585
	計	20,843,426
地 方 農 政 局	地 方 農 政	49,350,155
	地 方 農 政 局 施設費	80,215
	海 岸 事 業 工 事 諸 費	286,105
	計	49,729,475
北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	3,690,024
糧 食	食 粮	4,620,725
	糧 管 理 計	363,743,085
	野 菜 費	363,363,310
林 野 府	林 業 振 興 費	6,247,849
	山 林 事 業 指 導 監 督 費	51,136,160
	計	41,481

治山事業費	127,635,900
森林開発公団事業助成費	18,782,100
造林事業費	34,453,000
林道事業費	53,025,000
農林漁業用揮発油税財源身替 林道整備事業費	5,047,000
森林開発公団事業費	11,964,000
山林施設災害復旧事業費	3,757,000
山林施設災害復旧事業費	2,683,000
林業試験計	6,101,947
水産厅	320,967,937
水産廳施設造継業調査取組費	5,170,977
水産廳建設事業費	1,870,946
渔船業振興費	654,246
漁港整備事業指導監督費	14,563,143
海岸事業費	66,251,932
海港施設費	18,807
漁業用揮発油税財源身替 漁港開通整備事業費	8,878,000
沿岸漁場整備開発事業費	77,939,000
漁港施設災害復旧事業費	2,311,000
漁港施設災害復旧事業費	14,849,000
漁港施設災害復旧事業費	804,000
漁港施設災害復旧事業費	2,000
水産厅試験研究所	5,687,769
真珠検査研究所	81,464
水产大学校	1,776,209
北海道立水産化場	1,240,389
計	2,787,550,961

昭和十六年四月八日 業務統計報告書第十一章
昭和十六年四月八日 業務統計報告書第十一章

11次回

通商産業省	通商産業本省	通商産業本省施設費	54,746,630
		商工鉱業統計調査費	71,834
		中小商業等統計調査費	1,636,848
		経済協力費	1,028,298
		工業再配置促進対策費	17,479,390
		民間輸送機開発費	8,926,504
		電子計算機產業振興対策費	713,560
		情報処理振興対策費	4,500,950
		民間航空機用ジェットエンジン開発費	874,939
		織維工業構造改善対策費	3,983,963
		工業用水道事業費	139,301
	計		104,160,020
通商産業検査所	通商産業検査所	3,884,091	
工業技術院	工業技術院	2,060,673	
	鉱工業技術振興費	12,699,514	
	重要技術研究施設費	163,089	
	大型工業技術研究開発費	5,275,426	
	エネルギー技術研究開発費	3,364,109	
	工業技術院試験研究所	40,373	
	工業技術院試験研究所施設費	30,950,370	
	計	589,456	
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	55,063,010	
	エネルギー対策費	2,447,032	
	石油及石油代替エネルギー対策費	739,252	
	計	455,000,000	

地 下 資 源 対 策 費 計	5,230,501
中 小 企 業 庁 中 小 企 業 庁 中 小 企 業 対 策 費 計	463,476,785 1,082,912 140,997,117
通 商 產 業 局 通 商 產 業 局 商 工 鉄 業 統 計 調 査 費	142,080,029 12,031,128 327,405
工 ネ ル ギ 一 対 策 費	250,607
計	12,609,140
鉄 山 保 安 監 督 官 署 鉄 山 保 安 監 督 官 署 通 商 產 業 省 所 管 合 計	1,415,015 782,198,090
運 輸 省 運 輸 本 省	84,926,057
日本國有鐵道事業助成費	366,125,000
日本鐵道建設公司事業助成費	31,888,987
本州四國連絡橋公司事業助成費	2,047,037
地方鐵道軌道整備助成費	45,425,136
海 運 助 成 費	10,402,365
海 観 光 事 業 費	2,002,816
造船業經營安定対策事業費	1,147,000
船員雇用促進対策事業費	282,221
港 湾 等 事 業 指 導 監 督 費	134,021
海 岸 事 業	24,094,820
海 岸 事 業 工 事 諸 費	158,180
港 湾 事 業	157,506,000
空 港 整 備 事 業 費	32,455,694
航 空 機 燃 料 積 貨 源 空 港 整 備 事 業 費	44,729,306
日本國有鐵道防災事業費	8,775,000

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一号(一) 昭和六十一年度一般会計予算及び同報告書

三六六

郵政省	郵政本省	郵政本省	郵政本省
電波研究所	電波研究所	電波研究所	電氣通信監理施設設備費
地方電氣通信監理局	地方電氣通信監理局	電波研究所施設費	計
郵政省所管合計			11,183,819
勞働省	勞働本省	勞働本省	省費
勞働本省	勞働本省	勞働統計調査	9,161,796
勞働者災害補償保險費		764,405	1,965,489
失業対策事業費		1,443,000	56,534
特定地域開発就労事業費		53,987,800	3,552,167
職業転換対策事業費		5,408,000	573,920
政府職員等失業者退職手当金		21,495,514	4,126,087
雇用保険国庫負担金		1,413,109	8,849,756
計		283,009,000	24,159,662
勞働本省研究機関	勞働本省研究所		
中央労働委員会	中央労働委員会	598,936	
公共企業体等労働委員会	公共企業体等労働委員会	777,600	
労働保護官署	労働保護官署	805,115	
労働統計調査費	労働統計調査費	23,791,444	
計		173,071	23,964,515

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一号(一) 昭和六十一年度一般会計予算及び同報告書

一一六八

建設本省試験研究機關	建設本省試験研究所	4,078,804
建設本省試験研究所施設費 計	建設本省試験研究所施設費 計	327,000
地 方 建 設 局	地 方 建 設 局	4,405,804
道 路 災 害 復旧事業工事諸費	道 路 災 害 復旧事業工事諸費	13,789,456
公 園 事 業 工 事 諸 費 計	公 園 事 業 工 事 諸 費 計	20,000
建 設 省 所 管 合 計	建 設 省 所 管 合 計	540,469
自 治 省	自 治 本 省	14,349,925
自 治 省	自 治 本 省	3,773,960,575
自 參 議 院 議 員 通 常 選 举 務 先 推 進 費	自 參 議 院 議 員 通 常 選 举 務 先 推 進 費	5,592,822
地 方 交 付 稅 交 付 金	地 方 交 付 税 交 付 金	28,574,769
地 方 債 元 利 助 成 費	地 方 債 元 利 助 成 費	570,490
地 方 公 営 企 業 助 成 費	地 方 公 営 企 業 助 成 費	10,184,955,165
國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	10,877,278
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金 計	施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金 計	19,527,619
消 防 厅	消 防 厅	19,950,000
消 防 施 設 等 整 備 費 补 助	消 防 施 設 等 整 備 費 补 助	5,200,000
消 防 研 究 所	消 防 研 究 所	10,275,248,143
消 防 研 究 所 計	消 防 研 究 所 計	4,830,046
自 治 省 所 管 合 計	自 治 省 所 管 合 計	10,755,883
自 治 省 所 管 合 計	自 治 省 所 管 合 計	527,416
自 治 省 所 管 合 計	自 治 省 所 管 合 計	16,113,345
自 治 省 所 管 合 計	自 治 省 所 管 合 計	10,291,361,488
歲 出 總 計	歲 出 總 計	54,088,643,440

(外) 号(報) 由

乙号 繼 続 費

所 管	組 織	項	総額 (千円)	年 割						事由
				昭和 58 年度	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度		
總理府	防衛本庁	昭和58年度甲型警備艦建造費	68,195,146	1,241,279	10,532,831	12,177,983	30,114,357	14,078,696		
既定			66,663,803	1,241,279	10,532,831	12,177,983	29,209,115	13,452,595		
改定		昭和58年度甲型警備艦建造費	41,442,125	71,836	5,361,632	5,716,837	21,321,265	8,970,555		
既定			41,086,136	71,836	5,361,632	5,716,837	21,087,196	8,848,635		
改定		昭和58年度潜水艦建造費	29,422,654	48,672	7,228,888	9,162,809	12,982,285	—		
既定			29,380,163	48,672	7,228,888	9,162,809	12,939,794	—		
										昭和63年度潜水艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
										昭和63年度潜水艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
所 管	組 織	項	総額 (千円)	年 割						事由
				昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	昭和 64 年度	
		昭和59年度甲型警備艦建造費								
既定			118,387,234	218,914	10,297,513	20,532,839	62,389,543	24,948,925	—	
改定			115,772,454	218,914	10,297,513	19,937,759	60,749,100	24,569,168	—	
										昭和59年度甲型警備艦建造費について外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所 管 組 織	項 目	總 額 (千円)	年 割 額						事 由
			昭和 60 年度 (千円)	昭和 61 年度 (千円)	昭和 62 年度 (千円)	昭和 63 年度 (千円)	昭和 64 年度 (千円)	昭和 65 年度 (千円)	
昭和60年度潜水艦建造費 既定	昭和60年度甲型警備艦建造費 既定	30,343,630	41,048	6,924,745	9,965,234	13,412,603	—	—	昭和59年度潜水艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
昭和60年度甲型警備艦建造費 既定	昭和60年度甲型警備艦建造費 既定	30,262,414	41,048	6,924,745	9,925,145	13,371,470	—	—	昭和60年度甲型警備艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
昭和61年度潜水艦建造費 既定	昭和61年度甲型警備艦建造費 既定	127,845,034	—	180,339	9,765,797	24,376,925	62,643,820	30,878,153	昭和60年度甲型警備艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
昭和61年度潜水艦建造費 既定	昭和61年度乙型警備艦建造費 既定	125,080,199	—	180,339	9,543,748	23,372,813	61,597,456	30,385,838	昭和60年度甲型警備艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
昭和61年度甲型警備艦建造費 既定	昭和61年度乙型警備艦建造費 既定	31,950,433	82,301	7,671,636	11,043,071	13,153,425	—	—	昭和60年度潜水艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
昭和61年度甲型警備艦建造費 既定	昭和61年度乙型警備艦建造費 既定	31,697,857	82,301	7,606,108	10,988,277	13,071,171	—	—	昭和60年度潜水艦建造費については、外國為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
昭和61年度乙型警備艦建造費 既定	昭和61年度乙型警備艦建造費 既定	43,277,041	—	37,669	2,673,893	7,935,556	22,777,797	9,852,126	甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
昭和61年度乙型警備艦建造費 既定	昭和61年度乙型警備艦建造費 既定	50,547,914	—	480,444	8,027,007	23,320,944	18,719,519	—	乙型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

(外)助賛印

丙号線越明許費

所管組織	項目	総額 (千円)	年割額						事由
			昭和60年度 (千円)	昭和61年度 (千円)	昭和62年度 (千円)	昭和63年度 (千円)	昭和64年度 (千円)	昭和65年度 (千円)	
	昭和61年度潜水艦建造費	39,763,304		148,808	2,856,542	12,919,578	13,937,722	9,900,654	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い、工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならぬいため

所管組織	組織	事項	所管組織	組織	事項
皇室	費	(項) 宮廷費のうち施設整備費			
国会	費	(項) 衆議院施設費			
裁判所	費	(項) 参議院施設費			
会館	費	(項) 国立国会図書館施設費			
議院	費	(項) 判所施設費			
院	費	(項) 警察庁施設費			
院	費	都道府県警察費補助のうち都道府県警察施設整備費補助金			
院	費	(項) 恩給費			
館	費	(項) 北海道治水事業費			
所	費	北海道急傾斜地崩壊対策津糸費			
府	費	北海道治水事業工事諸のうち北海道空港整備事業費			
府	費	超過勤務手当費			
厅	費	日銀旅費			
厅	費	工事雜費			
厅	費	北海道港湾事業費			
厅	費	北海道漁港施設費			
厅	費	航空機燃料税財源北海道空港整備事業費			
厅	費	超過勤務手当			

北海道港湾汽船空港整備事業工事諸費のうち 北海道住宅建設等事業費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	防衛本庁	北海道災害復旧事業工事諸費のうち 北海道特定地域農業開発事業費
北海道住宅対策諸費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	(現) 武器車両等購入費	超過勤務手当費
北海道都市計画事業費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	航空機購入費	日工費
北海道公園事業工事諸のうち 施設整備費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	艦船建造費	額維持費
北海道離島廃棄物処理	超過勤務手当費	日工費	額維持費	艦艇建造費	額維持費
北海道土地改良事業費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	施設整備費	額維持費
北海道農用地開発事業費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	施設整備等附帯事務費	額維持費
北海道特定地域農業開発事業費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	研究開発費	額維持費
北海道土地改良事業等のうち 工事諸費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	試作品費	額維持費
北海道造林事業費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	中等練習機試作費	額維持費
北海道沿岸漁場整備開発事業費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	研究用機械器具費	額維持費
北海道離島簡易水道施設整備費	超過勤務手当費	日工費	額維持費	(現) 調達労務管理費のうち 特別給付費	額維持費
科学技術庁	(現) 海洋開発調査研究促進費	試験研究費	原子力平和利用研究促進費	原子力平和利用研究委託費	
	のうち	のうち	のうち		

昭和六十年三月八日 沖縄地方護衛隊第十一師団 昭和六十年度一般会計外債支払回収出帳

四千四百

放射性廃棄物処理対 応調査研究委託費	沖縄教育振興事業費
國立機関原子力試験研 究費	沖縄保健衛生等対策諸 費
施設施工旅 費	のうち 保健衛生施設等施設整備 費補助金
試験研究費	医療施設等施設整備費補 助金
施設施工厅	揮発油税等財源沖縄道 路整備事業費
施設整備費	沖縄開発事業費
放射能調査研究費のうち 放射能測定調査委託	航空機燃料税財源沖縄 空港整備事業費
科学技術庁試験研究所のうち 試験研究費	農林漁業用揮発油税財 源身替沖縄農道等整備 事業費
科学技術庁試験研究所 施設費	沖縄住宅対策諸費
施設施工旅 費	沖縄治水事業工事諸費のうち 超過勤務手 当費
施設施工厅	工事費
(原) 自然公園等施設整備費のうち 施設施工旅費（自然公園 施設整備に係るものに限 る。）	超過勤務手 当費
自然公園等施設整備費 (自然公園施設整備に係 るものに限る。)	工事費
自然公園等施設整備費補 助金	沖縄道路事業工事諸費のうち 工事諸費
沖縄開発厅	超過勤務手 当費
(原) 沖縄開発厅のうち 沖縄振興特別事業費補 助金	工事費
沖縄開発厅	超過勤務手 当費

港湾施設災害復旧事業 諸費	運輸本省試験研究機関 海上保安庁	(項) 運輸本省のうち バス運行対策費補助金 (都市バス整備費補助金 に限る。)	小規模事業指導費補助金 (鉄道府県商工会連合会 のうち指導施設建設費に 限る。)
港湾施設災害関連事業 費	運輸本省試験研究機関 海上保安庁	日本国有鉄道事業助成 のうち 日本国有鉄道特別施設整 備費補助金	組織化指導費補助金(都 道府県中小企業団体中央 道府県のうち指導施設建設 会に限る。)
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	日本鉄道建設公団工事費 助成費	磁気浮上方式鉄道技術開 発費補助金
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	日本鉄道建設公団事業 のうち 日本鉄道建設公団工事費 補助金	観光レクリエーション地 区施設整備費補助金
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	日本国有鉄道整備新幹線 建設調査費補助金	磁気浮上方式鉄道技術開 発費補助金
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	日本鉄道建設公団事業 のうち 日本鉄道建設公団工事費 補助金	日本国有鉄道事業助成 のうち 日本国有鉄道特別施設整 備費補助金
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	日本鉄道建設公団整備新 幹線建設調査費補助金	日本国有鉄道整備新幹線 建設調査費補助金
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	海岸事業費	海岸事業費
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	海岸事業工事諸費	海岸事業工事諸費
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	港湾事業費	港湾事業費
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	空港整備事業費	空港整備事業費
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	航空機燃料税財源空港 整備事業費	航空機燃料税財源空港 整備事業費
運輸本省試験研究機関 海上保安庁	建設省	日本国有鉄道防災事業 費	日本国有鉄道防災事業 費

海岸事業工事諸費 機器油料等財源道路整備事業費	國 土 地 球 院 建設本省試験研究機関	(項) 國土地理院施設費 建設本省試験研究所施設費
道路整備事業費	地 方 建 設 局 (項) 道路災害復旧事業工事諸費	
住宅建設等事業費	公 園 事 業 工 事 諸 費 の う ち 超過勤務手当費	
住宅対策諸費のうち 木造賃貸住宅地区等整備事業費補助	住 宅 地 区 改 良 指導監督交付金	日 額 旅 館 費
公營住宅建設指導監督交付金	都 市 計 画 事 業 費	工 事 雜 費
住宅地区改良指導監督交付金	河川等災害復旧事業費	消 防 庁 の う ち (項) 消 防 庁 大震災対策施設等整備費補助金
都市災害復旧事業費 河川等災害関連事業費	自 治 省 消 防 庁 の う ち (項) 消 防 庁 大震災対策施設等整備費補助金	

丁号 国庫債務負担行為

所 管	組 織	事 項	限 度 額	行 为 年 度	国 庫 の 負 担 度	由
國 会	國立国会図書館	國立国会図書館本館改修	874,911	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	國立国会図書館本館の改修には、多くの日数を要するため
総 理 府	警 察 庁	通信機器購入	4,992,006	昭和 61 年度	昭和 62 年度	デジタル受令機の購入には、その製作に多くの日数を要するため
総務府	外 国 人 恩 給	年額	2,233	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降	退職外国人教師 1 名に対し昭和 61 年度以降年額 1,318 千円以内の 年金を支給する契約及び退職した 13 名の外国人恩給受給者に対し恩 給法の改正による増額措置に準じて昭和 61 年 7 月以降の年金につき 年額 915 千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があ るため
北海道開発庁	公營住宅建設等事業 費補助	6,917,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 3 年度以内		公營住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するも のがあるため

下水道事業費補助	1,682,400	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
下水道緊急整備事業費補助	16,275,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5 幹年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を 5 幹年度にわたって交付する旨の決定を行なう必要があるため
防衛本庁 教育訓練用器材購入	40,585,718	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4 幹年度以内	教育訓練用器材のうち地対空誘導弾装置ベトリオット教育用器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
防衛本庁 武器購入	201,735,582	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5 幹年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
通信機器購入	52,352,034	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 幹年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
弾薬購入	128,718,622	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4 幹年度以内	弾薬のうち対戦車誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
諸器材購入	26,374,490	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 幹年度以内	諸器材のうち戦闘機 F-15 用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
航空機購入	397,672,308	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4 幹年度以内	航空機のうち戦闘機 F-15 等 92 機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
艦船建造	26,783,925	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 幹年度以内	艦船のうち中型掃海艇等 6 隻の建造には、多くの日数を要するため
施設整備	28,105,159	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	舞鶴護衛艦橋ほか 47 個所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
装備品等整備	197,227,975	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 幹年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
研究開発	47,320,628	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4 幹年度以内	研究開発のうち新内潜ヘリコプター（艦載型）等の製作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するため
防衛施設庁 提供施設整備	61,695,410	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	牧港補給地区ほか 20 個所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
防衛施設庁 提供施設移設整備	677,409	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	牧港住宅地区の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため

昭和六十年四月八日 総理大臣議定書第十一号(工) 昭和六十一年度 1般会計予算及の回収計画

科学技術庁	理化研究所出資	1,271,900	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 間年度以内	理化研究所における中央研究・実験施設及び実験動物維持施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
宇宙開発事業団出資	78,922,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内	宇宙開発事業団におけるロケット及び人工衛星の開発並びにロケット打上げ施設等の整備の資金に充てるための国の出資についてあるため	
宇宙開発事業団出資 に係る契約の一一部更	—	昭和 61 年度	昭和 63 年度まで 1 間年度及び昭和 65 年度まで 2 間年度延長	宇宙開発事業団に係る出資契約を結ぶ必要があるため	
海洋科学技術センター出資	12,500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内	昭和 59 年度及び昭和 60 年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為(事項)「宇宙開発事業団出資」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、昭和 61 年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、昭和 59 年度に係るものについては昭和 63 年度まで 1 間年度、昭和 60 年度に係るものについては昭和 65 年度まで 2 間年度それぞれ延長する必要があるため	
日本原子力研究所出資	20,617,500	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内	海洋科学技術センターにおける深海潜水調査船の建造の資金に充てるための国の出資については、その建造に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
動力炉・核燃料開発事業団出資	8,193,300	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内	日本原子力研究所における核融合研究装置及び安全性研究設備の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
航空宇宙研究設備整備	147,160	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	動力炉・核燃料開発事業団におけるブルトニウム廃棄物処理開発施設の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
短距離離着陸機研究設備整備	202,061	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	航空宇宙技術研究所における短距離離着陸実験機の運動データ高速収集システムの製作等には、多くの日数を要するため	
防災科学技術研究院備整備	1,217,700	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内	国立防災科学技術センターにおける大型耐震実験装置の改修には、多くの日数を要するため	
金属材料研究施設整備	550,885	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	金属材料技術研究所における表面・界面制御実験棟の建設には、多くの日数を要するため	

外 務 (号)

53

沖縄開発庁	無機材質研究施設整備	558,111	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度
	公立学校施設整備費 補助	2,204,156	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度
	児童生徒急増市町村 等公立小中学校規模 適正化特別整備事業 費補助	610,726	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内
	公営住宅建設事業費 補助	5,778,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内
国 土 庁	国営公園整備	500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度
	下水道事業費補助	780,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度
	下水道事業緊急整備事業 費補助	223,750	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 5 箇年度以内
法務省	法務省施設整備	602,681	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度
外務省	法務本省	10,110,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内
	教育施設建設援助			中国における教育施設建設資金に充てるための国の援助につい ては、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費 の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
	橋梁建設援助	7,957,000	昭和 61 年度	パングラデシュにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助に ついては、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建 設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

(外) 報 告

			在外公館	年額	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降所要の年限
大蔵省	大蔵本省	公務員宿舎建設	6,764,380	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	在外公館事務所及び館長公邸借入れには、その契約期間を1箇年以上とする必要があるため
文部省	文部本省	義務教育教科書購入	35,852,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
文化庁	文部本省	公立学校施設整備費	40,006,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	公立学校施設整備費には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行ったため
厚生省	国立らい療養所	施設整備	623,050	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行ったため
文部本省所轄機関	国立科学博物館施設整備	1,813,800	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	社会体育施設整備費には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行ったため	
文化庁	第二国立劇場基本設計	733,993	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	第二国立劇場(仮称)の建築設計競技に係る基本設計には、多くの日数を要するため	
厚生省	国立らい療養所	施設整備	1,174,712	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	第二国立劇場(仮称)の建築設計競技に係る基本設計には、多くの日数を要するため

農林水産省	農林水産本省	指定野菜価格差補給 交付金交付資金補助	16,248,505	昭和 61 年度	昭和 62 年度	野菜供給安定基金が昭和61年度において実施する指定野菜の価格 安定対策事業について、その事業を円滑に実施するため、あらか じめ価格差補給交付金交付資金の不足に対し補助する旨の契約を結 ぶ必要があるため
水産庁	漁業取締船建造	かんがい排水事業費 補助	370,706	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内 降5箇年度以内	かんがい排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため
通商産業省	通商産業本省	工業用水道事業費補 助	2,162,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内 降3箇年度以内	漁業取締船の建造には、多くの日数を要するため
運輸省	運輸本省	海岸保全施設整備事 業費補助	2,056,500	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内 降4箇年度以内	工業用水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじ めその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するもの があるため
運輸本省試験研究機関	船舶技術研究施設整 備	675,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ものがあるため
海上保安庁	航空機購入	331,676	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	船舶技術研究所における低温試験研究施設の整備には、多くの日 数を要するものがあるため
		1,224,109	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	要するため	港湾技術研究所における大水深海洋構造物実験施設の整備には、 多くの日数を要するものがあるため

昭和六十一年三月八日 総議院会議録第十一号(II) 昭和六十一年度一般会計予算及び回観古事

一一六

衛星方位測定装置購入	46,500	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	固定式衛星方位測定装置の購入には、その製作に多くの日数を要するため
大型巡視船建造	7,571,591	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度以内	ヘリコプター搭載型巡視船の建造には、多くの日数を要するため
気象庁				
電子計算機借り入れ	624,144	昭和 61 年度	昭和 62 年度	気象資料総合処理システム用の電子計算機の借り入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借り入れ契約を結ぶ必要があるため
郵政省				
電波研究所	24,938	昭和 61 年度	昭和 62 年度	静止気象衛星の指合、資料収集及び資料処理用機器の借り入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借り入れ契約を結ぶ必要があるため
静止気象衛星打上げ等	8,240,880	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度以内	静止気象衛星の打上げ等には、多くの日数を要するものがあるため
標準電波発射施設整備	64,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	標準電波発射施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
技術試験衛星地上施設整備	385,100	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	技術試験衛星の地上施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
建設省				
建設本省	13,163,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度以内	官庁施設の着工には、多くの日数を要するものがあるため

公営住宅建設等事業 費補助	165,549,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 億年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
住宅地区改良事業費 補助	20,427,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 3 億年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
国 営 公 園 整 備	4,518,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 5 億年度以内	国営木曽三川公園の施設の整備及び淀川河川公園ほか 3 個所の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
公 園 事 業 費 补 助	15,000,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年度以 降 4 億年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
古都及び緑地保全事 業費補助	308,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年度以 降 4 億年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
下水道事業費補助	63,509,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 5 億年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
下水道緊急整備事業 費補助	207,266,250	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 5 億年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を 5 億年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため

昭和六十一年度一般会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、財政改革を一層推進するため、特に歳出面において、経費の徹底した節減合理化を行なうこととを基本として、その規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で質的な充実に配意するとともに、歳入面においても、その見直しを行い、これにより、公債発行額を可能な限り縮減することとして編成されたものである。

本予算の概要是次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入

1 稟税及印紙收入	四〇、五六〇、〇〇〇百万円
2 専売納付金	六、一一〇百万円
3 官業益金及官業收入	一六、七三三百万円
4 政府資産整理收入	一三四、五三三百万円
5 雜收入	二、四二四、四八七百万円
6 公債金	一〇、九四六、〇〇〇百万円
(1) 公債金	五、七〇〇、〇〇〇百万円
(2) 特例公債金	五、二四六、〇〇〇百万円
7 前年度剩余金受入	七八九百万円
計	五四、〇八八、六四三百万円
歳出	

1 社会保障関係費

社会保障関係費については、今後の高齢化の進展等社会・経済の変化に対応して、今後とも各種施策を長期的に安定的かつ有効に機能させていくため、老人保健制度の改革、補助金等の全般にわたる見直し等を行うとともに、社会的、経済的に弱い立場にある者に対し、重点的かつ効率的に福祉施策を推進していくこととしている。

(1) 生活保護費	一、一一〇、〇九七百万円
(2) 社会福祉費	一、九〇〇、一四〇百万円

(3) 社会保険費	五、九六四、〇三五百万円
(4) 保健衛生対策費	四九六、〇九〇百万円
(5) 失業対策費	三六四、一九三百万円

文教及び科学技術の振興については、教職員定数の改善、文教関係施設の整備、私学助成の推進等を図ることとしている。

(1) 義務教育費国庫負担金	二、三六五、九一八百万円
(2) 国立学校特別会計へ繰入	一、〇八〇、二八〇百万円

(3) 科学技術振興費	三九〇、九五四百万円
(4) 文教施設費	三四九、九五〇百万円

(5) 教育振興助成費	五七六、七五三百万円
(6) 育英事業費	八〇、六六〇百万円

(7) 国債費	一、三一九、五一八百万円
4 恩給関係費	一、八五〇、一三九百万円

この経費は、一般会計の負担に属する国債の償還、国債及び借入金の利子等の支払いに必要な経費並びに国債の事務取扱いに必要な経費であつて、国債整理基金特別会計に繰り入れるものである。

4 恩給関係費

恩給関係については、恩給年額の改定、普通扶助料の最低保障額の引上げ等を行うこととしている。

(1) 文官等恩給費	一二一、三七七百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	一、五六二、五五五百万円
(3) 恩給支給事務費	一〇、三二七百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	一五五、八七九百万円
5 地方交付税交付金	一〇、一八四、九五五百万円

地方交付税交付金は、地方財源対策に資するため、「地方交付税法」附則第三条の規定に基づく

- 6 防衛関係費
この経費は、自衛隊の管理運営及び条約に基づく外国軍隊の駐留等に伴う事務を遂行する」と等のために必要な経費である。
- 7 公共事業関係費
公共事業関係については、国民生活充実の基盤となる社会資本の整備に配慮することとしている。
- 10 エネルギー対策費
エネルギー対策については、長期的なエネルギー需給見通しを踏まえつつ、石油対策の拡充を努めるとともに、石油代替エネルギー対策の重点的推進を図るほか、原子力平和利用研究の

く特例措置額を加算した額である。

三、三四三、五四九百万円

6 防衛関係費

この経費は、自衛隊の管理運営及び条約に基づく外国軍隊の駐留等に伴う事務を遂行する」と等のために必要な経費である。

六、二三三、三四四百万円

7 公共事業関係費

公共事業関係については、国民生活充実の基盤となる社会資本の整備に配慮することとしている。

一、〇七五、七四四百万円

1 (1) 治山治水対策事業費

一、七八七、五六八百万円

(2) 道路整備事業費

五〇六、二一六百万円

(3) 港湾漁港空港整備事業費

七五六、七一一百万円

(4) 住宅対策費

九六四、一六九百万円

(5) 下水道環境衛生等施設整備費

八六七、九五三百万円

(6) 農業基盤整備費

一六六、九六〇百万円

(7) 林道工業用水等事業費

一〇、五八二百万円

(8) 調整費等

八七、四四一百万円

(9) 災害復旧等事業費

六二三、二四四百万円

9 中小企業対策費

二〇五、二一八百万円

予算委員長 小瀬 恵二

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年三月八日

予算委員長 小瀬 恵二

衆議院議長 坂田 道太殿

予算委員長 小瀬 恵二

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年度特別会計予算

右
国会に提出する。

昭和六十一年一月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

五九六、一八八百万円

11 食糧管理費

この経費は、一般会計から食糧管理特別会計調整勘定へ繰り入れるために必要な経費及び稻から他作物への作付転換を推進するために必要な経費等である。

四、〇八三、七三七百万円

12 その他の事項経費

13 予備費

五四、〇八八、六四三百万円

計

促進並びに新エネルギー技術及び省エネルギー技術の研究開発の推進等をしている。

11 食糧管理費

この経費は、一般会計から食糧管理特別会計調整勘定へ繰り入れるために必要な経費及び稻から他作物への作付転換を推進するために必要な経費等である。

三五〇、〇〇〇百万円

12 その他の事項経費

13 予備費

五四、〇八八、六四三百万円

計

二 本予算の可決理由

本予算は、既存の制度・施策について見直しを行うなど経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出を前年度同額以下に圧縮して、財政の健全化を図るとともに、経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るために諸般の施策を推進することとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同の正森成二君外二名提出の「昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算及び昭和六十一年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

昭和六十一年三月八日

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年度特別会計予算

右
国会に提出する。

昭和六十一年一月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和61年度特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和61年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

運輸省所管	特許自動車損害賠償責任保険
郵政省所管	港湾検査整備
労働省所管	事務登録
建設省所管	郵政便
	郵便年金
	簡易生命保険
	労働道路
	都市開発資金融通

電源開発促進対策	電源開発促進対策
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金
記局局部基金	記局局部基金
幣刷新運用	幣刷新運用
基資投	基資投
業整為	業整為
國債國外產	國債國外產
地石代定	地石代定
震再對策	震再對策
石油代替	石油代替
瓦斯エネルギー	瓦斯エネルギー

(外) 報加

農林水産省所管	大蔵省及び通商産業省
文部省所管	文部省所管
厚生省所管	厚生省所管

農林水産省所管	通商産業省
文部省所管	文部省所管
厚生省所管	厚生省所管

立生員立民權共林漁船再保險及漁業共濟保	立生員立民權共林漁船再保險及漁業共濟保
校險院金理保險	校險院金理保險
學生保病年管再保	學生保病年管再保
國厚船國國食農森	國厚船國國食農森
整備財產	整備財產
石油及石炭並びに石油及び石油	石油及石炭並びに石油及び石油
瓦斯エネルギー	瓦斯エネルギー

農業經營基盤強化措置	農業經營基盤強化措置
國有林野事業	國有林野事業
國營土地改良事業	國營土地改良事業
アルコール専売事業	アルコール専売事業
輸出保	輸出保

(繰越明許費)
第2条 各特別会計において、「財政法」第16条第1項の規定により昭和61年度において国が債務を負担する行為は、「丙号國庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(國庫債務負担行為)
第3条 各特別会計において、「財政法」第16条第1項の規定により昭和61年度において国が債務を負担する行為は、「丁号國庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(國庫債務負担行為の要文書)
第4条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「國庫債務負担行為要文書」は、別に添附する。

(國債整理基金特別会計における日本銀行引受け公債の限度額)
第5条 國債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により、政府が昭和61年度において発行する公債を日本銀行に引受けさせができる金額は、同行の保有する公債の償換えたために必要な金額とする。

(災害復旧等國庫債務負担行為の限度額)

第6条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により昭和61年度において災害復旧その他の緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額
國立学校	4,000,000千円
國立病院	1,000,000 1,000,000

國有林野事業	國有林野事業勘定 治山勘定	2,000,000 3,000,000
國營土地改良事業		2,000,000
港湾整備	港湾整備勘定 特定港湾施設工事勘定	5,000,000 1,000,000
空港整備		2,000,000
道路整備		40,000,000
治水	治水勘定 特定多目的ダム建設工事勘定	16,000,000 3,000,000

(翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額)
 第7条 国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により昭和61年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、2,000,000,000千円とする。
 2 前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。
 (日本電信電話株式会社の株式の処分限度額)
 第8条 「日本電信電話株式会社法」第5条の規定により、国債整理基金特別会計において昭和61年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度額を1,950,000株とする。
 (借入金の限度額)
 第9条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定期定	限度額	最高額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」 第2項	5,694,115,000千円	8,000,000
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」 第2項	5,000,000	5,694,115,000
国立学校	「國立學校特別會計法」 第9項	26,000,000	3,000,000
國立学校	「國立學校特別會計法」 第7項第2項及び附則第9項		2,000,000
國立病院	「國立病院特別會計法」 第9条第3項		4,500,000
國有林野事業	「國有林野事業特別會計法」 第6条第4項		4,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業 第3項		140,000,000
輸出保険	「輸出保険特別會計法」 第12条第4項		3,500,000
特許	「特許特別會計法」 第12条第2項		350,000,000
空港整備	「空港整備特別會計法」 第9条第2項		7,000,000
郵政事業	「郵政事業特別會計法」 第17条第2項		25,000,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別會計法」 第18条第3項		186,000,000
			150,000

*郵政事業 「郵政事業特別會計法」第16条第3項 223,700,000
 道路整備 「道路整備特別會計法」 346,000,000
 都市開発資金融通 「都市開發資金融通特別會計法」第12条第2項 39,900,000
 (*一時借入金等の最高額)
 第10条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び機替金(「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。)の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、2,800,000,000円とする。

(給与総額)

第11条 次に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して昭和61年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勘定手当、宿泊直手当、期末手当、獎勵手当、寒冷地手当、住居手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関等派遣職員給与、育児休業給その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう。)の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となつた給与と異なる場合又は給与に関する公企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用若しくは流用、予備費の使用又は第13条第1項若しくは第2項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

造幣局	7,152,070千円
印刷局	28,976,472
国有林野事業	127,183,379
郵政	1,426,439,424

(特別給与の支出)

第12条 前条に規定するもののはか、造幣局、印刷局、国有林野事業及び郵政事業の各特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和61年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるものはないが、経費の増額については、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項(郵政事業特別会計における「郵政事業特別会計法」第26条)並びに第36条の規定の例による。

(歳入歳出予算の弾力余度)
第13条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

(外) 取引

特別会計	要件	経費
1 税配付金	交付税及び譲与される地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加
交通反則者納金の収入の増加	交通反則者納金の収入の増加	交通反則者納金の収入の増加
		必要な経費
13 農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費

2 登記記	登記印紙収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
3 造幣局、印刷局	注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	製造及び売渡しのため直接必要な経費
4 資金運用部	郵便貯金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
5 國債整理基金	國債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費
6 地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
7 国立学校	附属病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
8 国立病院	病院勘定における病院収入その他の収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加	それぞの勘定における当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
9 厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
10 厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金の収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
11 国民年金	業務勘定における印紙売捌収入の増加	業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費
12 農業共済再保險	再保險料収入又は保険料収入の増加	再保險金又は保険金に必要な経費
13 農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費

14 国有林野事業勘定(国有林野事業勘定に限る)	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新造林事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費
15 アルコール専売事業	アルコールの完済数量の増加又は収納アルコールの値上がり等に伴う完済価格の変更による収入の増加	アルコールの収納又は完済したため直接必要な経費
16 特許	特許印紙収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
17 自動車損害賠償責任再保険	再保険料収入、保険料収入又は譲保金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
18 自動車検査登録	検査登録印紙収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
19 郵便貯金	郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加	郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
20 簡易生命保険及郵便年金	契約者の增加等による保険勘定における保険料収入の増加又は年金勘定における掛金収入の増加	保険勘定における保険金若しくは郵政事業特別会計への繰入れ又は年金勘定における年金若しくは郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
21 郵政事業	業務外収入以外の収入の増加	当該収入に対応する業務に直接必要な経費
22 労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴取勘定より受入の額のうち被保険料に相当する金額の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業給付に必要な経費
	徴取勘定における保険料収入の増加	徴取勘定における他勘定への繰入れに必要な経費
23 都市開発資金金融通	貸付金の線上償還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
2	造幣局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う補助貨幣の製造に係る経費の増加により、その製造に直接必要な経費又は国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。	
3	労働保険特別会計において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。	
4	国債整理基金特別会計において、前年度発行の償還期間1年未満の国債の償還が予算より増加したため、債務償還費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。	
5	食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる措置をとることができる。 (1) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内麦買入費又は国内麦管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (2) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。 (3) 業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費(これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。)に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (4) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。 ただし、当該不足が前号に規定する事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の額に相当する額を減額しなければならない。 (5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (6) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額 (7) 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額 6 滅整備、空港整備、道路整備及び治水の各特別会計において、一般会計からの受入金(当該受入金	

に関連して増加する収入を含む。)又はその他の収入(借入金を除く。以下この項において同じ。)が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費(その他の収入が増加する場合においては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。)の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

7 前各項の規定により経費を増額する場合には、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項(郵政事業特別会計にあつては、「郵政事業特別会計法」第26条)並びに第36条の規定の例による。この場合において、第1項第21号に掲げる経費の増額については、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。

(予算の移用)

第14条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 特別会計(勘定区分のある特別会計にあつては、各勘定)の各項の間の移用

特 別 会 計	移用することができる項
登記、資金運用部、外國為替資金、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、国立学校、厚生保険、船員保険、国立病院、国民年金、特許、自動車損害賠償責任再保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働保険、都市開発資金金融通	各 項

第2表 特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特 別 会 計	勘 定	移用することができる項
電源開発促進対策	電源立地	各 項
食 糧 管 理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等(他勘定へ繰入の項を除く各 項
農 業 共 濟 再 保 险	農業、家畜、果樹、園芸施設	各 項
国 有 林 野 事 業	治 山	各 項
港 湾 整 備	港湾整備	各 項
特 別 会 計	根 抱 規 定	限 度 領
地 震 再 保 险	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 千円 1,271,500,000
輸 出 保 险	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の 総額

(外 取 締)

治 水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公团交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各項
空 港 整 備	北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費の各項
國 営 土 地 改 良 事 業	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入
特 別 会 計	特許多目的ダム建設工事
道 路 整 備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
北 海 道 道 路 事 業	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
北 海 道 道 路 整 備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費
北 海 道 道 路 事 業	道路事業費、街路事業費、建設機械整備費、日本道路公团等事業助成費、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
北 海 道 道 路 整 備	北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費の各項

(保険契約の限度額)
第15条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、昭和61年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 抱 規 定	限 度 領
地 震 再 保 险	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 千円 1,271,500,000
輸 出 保 险	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の 総額
特 定 港 湾 施 工 事	各 項	

	普通輸出保険	9,700,000,000	簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金
	輸出代金保険	9,200,000,000	
	為替交換保険	500,000,000	
	輸出手形保険の保険契約 に基づいて成立する保険 関係	1,900,000,000	0千円
	輸出金融保険の保険契約 に基づいて成立する保険 関係	80,000,000	0
	輸出保証保険	1,000,000,000	
	海外投資保険	720,000,000	
	(電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属)		
第16条 「電源開発促進対策特別会計法」第3条の3の規定により昭和61年度において電源立地勘定及び電源多様化勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の160に相当する金額とし、電源多様化勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の285に相当する金額とする。			
(外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ)			
第17条 「外国為替資金特別会計法」第13条の規定により昭和61年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、265,000,000千円とする。			
(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税収入の各勘定への帰属)			
第18条 「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー勘定の歳入に組み入れる原重油及び重油等に係る関税収入(以下この条において「関税収入」という。)の金額は、石炭勘定にあつては関税収入の額のうち113,800,000千円とし、石油及び石油代替エネルギー勘定にあつては関税収入の額から113,800,000千円を控除した額とする。			
(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)			
第19条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和61年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、41,700,000千円とする。			
(資金及び積立金の長期運用予定期)			
第20条 昭和61年度における「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する長期運用予定期は、資金運用部資金の一般会計において新たに施行される昭和61年度の国債(昭和61年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律)(仮称)の規定により施行される国債を含む。)に対する運用による起債に応ずるための運用の適用、3,600,000,000千円及び資金運用部資金の「国債整理基金特別会計法」第5条第1項の規定による起債に応ずるための運用、2,723,535,000千円並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」第3条第1項第6号及び第13号から第15号までに掲げる債券(商工組合中央金庫の発行するものを除く。)及び金銭証券に対する運用450,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ中欄又は右欄に掲げるとおりとする。			

区 分	資 金 運 用 部 資 金	簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金
(国)		
1 特定国有財産整備特別会計	5,000,000千円	0千円
2 国 立 学 校 特 別 会 計	26,000,000	0
3 国 立 病 院 特 別 会 計	40,200,000	0
4 国 有 林 野 事 業 特 別 会 計	237,000,000	0
5 国 営 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計	117,300,000	0
6 空 港 整 備 特 別 会 計	27,000,000	0
7 郵 政 事 業 特 別 会 計	0	33,100,000
8 都 市 開 発 資 金 關 連 特 別 会 計	39,900,000	0
9 日 本 国 有 鉄 道	828,800,000	10,000,000
10 国 民 金 融 公 庫	1,655,000,000	180,000,000
11 住 宅 金 融 公 庫	3,808,000,000	40,000,000
12 農 林 漁 業 金 融 公 庫	443,100,000	28,000,000
13 中 小 企 業 金 融 公 庫	1,187,600,000	316,400,000
14 北 海 道 東 北 開 發 公 庫	8,800,000	30,000,000
15 環 境 衛 生 金 融 公 庫	185,800,000	0

(外) 質押

16 沖縄振興開発金融公庫	85,800,000	16,000,000
17 日本開発銀行	718,800,000	41,200,000
18 日本輸出入銀行	576,000,000	33,000,000
(公団、事業団等)		
19 日本道路公団	121,000,000	896,100,000
20 森林開発公団	17,300,000	0
21 船舶整備公団	12,200,000	0
22 首都高速道路公団	11,900,000	82,500,000
23 水資源開発公団	72,800,000	85,700,000
24 阪神高速道路公団	11,100,000	81,000,000
25 日本鉄道建設公団	69,700,000	0
26 新東京国際空港公団	3,200,000	21,500,000
27 本州四国連絡橋公団	13,500,000	99,300,000
28 農用地開発公団	15,600,000	0
29 地域振興整備公団	40,200,000	0
30 住宅・都市整備公団	477,100,000	140,000,000
31 労働福祉事業団	17,400,000	0
32 雇用促進事業団	4,000,000	0

33 年金福祉事業団	973,500,000	0
34 金属鉱業事業団	3,800,000	0
35 公害防止事業団	49,000,000	0
36 中小企業事業団	8,000,000	8,000,000
37 社会福祉・医療事業団	88,200,000	0
38 日本下水道事業団	4,700,000	0
39 帝都高速度交通運営団	7,700,000	20,200,000
40 日本育英会	22,900,000	0
41 海外経済協力基金	376,000,000	23,000,000
42 日本私学振興財団	17,800,000	15,000,000
43 電源開発株式会社	53,300,000	15,000,000
44 商工組合中央金庫	72,200,000	0
(地方公共団体)		
45 地方公団体	3,180,000,000	980,000,000

2

予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項第10号から第45号までに掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。

(俸給予算等の制限)

第21条 俸給予算の執行に当たつては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号 収入歳出予算

所 管	特 別 会 計	歳		歳		出 金額 (千円)
		款	項	金 額 (千円)	項	
総理府、大蔵省及び ひ通商産業省	電源開発促進対策 電源立地勘定	租 税		85,200,000	電源立地対策費 電源開発促進税	99,945,609
				85,200,000	事務取扱費 諸支出	749,525
		前年度剩余金受入		15,844,609	国債整理基金特別会計へ 繰入予備費	100
				15,844,609		9,141
		前年度剩余金受入		659,766		1,000,000
		雜 収 入		659,766		
		合 計		101,704,375		
					合 計	101,704,375
	電源多様化勘定					
		租 税				
		前年度剩余金受入		151,900,000	電源多様化対策費 電源開発促進税	165,928,757
				151,900,000	事務取扱費 諸支出	1,080,850
		前年度剩余金受入		17,174,403	国債整理基金特別会計へ 繰入予備費	100
		雜 収 入		17,174,403		74,696
		合 計		10,000		2,000,000
				10,000		
		雜 収 入		169,084,403		
		合 計		169,084,403		
総理府、大蔵省及び ひ自治省	交付税及び譲与税配 付金					
	交付税及び譲与税配 付金勘定					
		他会計より受入		10,184,955,165	地方交付税交付金 地方譲与税譲与金	9,830,889,085
		一般会計より受入		10,184,955,165	諸支出	483,200,000
		租 税		508,700,000	国債整理基金特別会計へ 繰入	500
		地 方 道 路 稅		302,900,000		6,948,815,000

昭和六十一年三月八日 総務省令彙第十一号(昭和六十一年度特別会計予算及巡回審査報告)

一一六八

		石油ガス税		予 備 費		3,904,843
		航空機燃料税	自動車重量税	特 別 と ん 税		
借 入 金						5,694,115,000
前年度剩余金受入						48,537,463
雜 収 入						48,537,463
合 計						16,436,309,428
交通反則者納金		64,701,474	64,701,474	諸支 出 金	60,921,830	交通安全管理特別交付金 付金割定
前年度剩余金受入		7,051,355	7,051,355	予 備 費	5,576,075	
雜 収 入		488,262	488,262		300,000	
合 計		72,241,091	72,241,091	合 計	66,797,905	
法務省登記印紙収入		34,969,081	34,969,081	事務取扱費	78,776,152	
他会計より受入		50,767,083	50,767,083	施設整備費	6,002,940	国債整理基金特別会計へ 繰入
雜 収 入		14,379	14,379	予 備 費	162,000	
前年度剩余金受入		2,624,688	2,624,688		3,434,139	

			前 年 度 利 余 金 受 入	2,624,688
大 藏 省 造 币 局	合 計		88,375,231	合 計
	補助貨幣回収準備資金より受入		714,723,225	事 予 費 費
	事 業 収 入		1,751,584	業 備
	事 業 収 入		1,751,584	費
	事 業 収 入		1,540,685	費
印 刷 局	合 計		718,015,494	合 計
	事 業 収 入		72,701,054	事 予 費 費
	事 業 収 入		72,701,054	業 備
	事 業 収 入		7,899,566	費
	事 業 収 入		7,899,566	費
資 金 運 用 部	合 計		80,600,620	合 計
	資 金 運 用 収 入		12,725,858,677	事 支 費
	運 用 利 潤 金 収 入		12,725,858,677	務 出 費
他 会 計 よ り 受 入	事 諸 予 支 備		3,209,555	金 費
	2,000		12,728,972,204	
一 般 会 計 よ り 受 入	2,000		100,000	
雜 収 入	6,421,082			
合 計	6,421,082			
國 債 整 理 基 金			12,732,281,759	國 債 整 理 基 金 支 出
他 會 計 よ り 受 入			21,579,396,398	33,612,735,784
公 債 金	他 會 計 よ り 受 入		21,579,396,398	
			10,499,862,207	

資產処分收入	公債金	10,499,862,207
配當金收入	株式売払收入	415,759,500
運用收入	配當金收入	45,600,000
前年度剩余金受入	運用收入	45,600,000
雜收人	前年度剩余金受入	79,617,669
合計	前年度剩余金受入	992,500,000
外國為替資金	前年度剩余金受入	992,500,000
外國為替等完買差益	雜收人	10
運用收入	合計	33,612,785,784
運用收入	事務取扱費	43,000,000
運用收入	諸支金	43,000,000
運用收入	國債整理基金特別会計へ繰入	696,324,462
運用收入	予備費	696,324,462
雜收人	備費	110
合計	合計	110
產業投資	739,324,572	739,324,572
運用收入	產業投資支出	60,159,546
運用收入	一般会計へ繰入費	1,663,078
子収入	事務費	302,700
金収入	國債整理基金特別会計へ繰入	33,393,758
配當金收入	予備費	24,800,000
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	30,318,945
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	30,318,945

	雜 収 入	雜 収 入	1
	資 產 处 分 収 入	株 式 売 払 収 入	1
合 計	93,758,492	93,758,492	
	地 震 再 保 險		
	再 保 險 料 収 入	再 保 險 料 収 入	
	雜 収 入	雜 収 入	
合 計	10,384,945	10,384,945	
	石炭並びに石油及び 石炭代替エネルギー 販賣		
石 炭 勘 定			
租 稅	113,800,000	113,800,000	
前 年 度 剰 余 金 受 入	9,070,000	9,070,000	
維 收 入	670,000	670,000	
合 計	12,637,841	22,637,841	
	大 豊 省 通 商 産 業 省 及 び 労 働 省		
	石炭並びに石油及び 石炭代替エネルギー 販賣		
石 炭 勘 定			
租 稅	113,800,000	113,800,000	
前 年 度 剰 余 金 受 入	9,070,000	9,070,000	
維 收 入	670,000	670,000	
合 計	123,540,000	123,540,000	
	石 油 及 び 石 油 代 替 エ ネルギー 勘 定		
石 油 及 び 石 油 代 替 エ ネルギー 勘 定			
他 会 計 よ り 受 入	455,000,000	455,000,000	
	石 油 安 定 供 給 対 策 費 石 油 生 产 流 通 合 理 化 対 策		
	石 油 代 替 エ ネ ル キ ジ 一 対 策		
	計	計	
	租 稅	租 稅	
	合 計	合 計	
	13,100,000	13,100,000	
	石 油 安 定 供 給 対 策 費 石 油 生 产 流 通 合 理 化 対 策		
	石 油 代 替 エ ネ ル キ ジ 一 対 策		
	計	計	
	57,925,355	57,925,355	
	費 用	費 用	
	事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	
	備 費	備 費	
合 計	22,590,930	22,590,930	
	事 務 取 扱 費	事 勿 取 扱 費	
	備 費	備 費	
合 計	46,411	46,411	
	500	500	
	合 計	合 計	
	3,280,000	3,280,000	
	株 式 売 扯 収 入	株 式 売 扯 収 入	
合 計	93,758,492	93,758,492	
	費 用	費 用	
	事 勿 取 扱 費	事 勿 取 扱 費	
	備 費	備 費	
合 計	37,455,506	37,455,506	
	石炭鉱業合理化安定対策 費	石炭鉱業合理化安定対策 費	
	鉱 害 対 策 費	鉱 害 対 策 費	
	事 務 处 理 費	事 勿 处 理 費	
	産炭地域振興対策費	産炭地域振興対策費	
	炭鉱職者援護対策費	炭鉱職者援護対策費	
	産炭地域開発雇用対策費	産炭地域開発雇用対策費	
	諸 支 出	諸 支 出	
	國債整理基金特別会計へ 繰入	國債整理基金特別会計へ 繰入	
	予 備 費	予 備 費	
合 計	11,218,672	11,218,672	
	100	100	
	56,134	56,134	
	200,000	200,000	
	合 計	合 計	
	404,399,209	404,399,209	
	18,822,759	18,822,759	
	57,925,355	57,925,355	

	一般会計より受入	455,000,000	事務処理費	815,405
	償還金収入	1,773,124	諸予備	100
	償還金収入	1,773,124	支出金	3,000,000
前年度余金受入	14,488,704	14,488,704		
維 収 入	1,000			
合 計	484,362,828	484,362,828		
大蔵省及び建設省				
特定国有財産整備				
国有財産処分収入	42,347,383	42,347,383		
他会計より受入	1,673,275	1,673,275		
借 入 金	5,000,000	5,000,000		
前年度余金受入	24,347,711	24,347,711		
維 収 入	1,733,911	1,733,911		
合 計	75,102,280	75,102,280		
他会計より受入				
一般会計より受入	1,080,279,958	1,080,279,958		
借 入 金	26,000,000	26,000,000		
附属病院収入	331,608,247	331,608,247		
大 部 省 国 立 学 校				
国 立 学 校				
一般会計より受入	984,380,752	984,380,752		
借 入 金	40,889,057	40,889,057		
附属病院	114,068,411	114,068,411		
研究所	132,960,953	132,960,953		
施設整備費	1,879,791	1,879,791		
船舶建造費	43,776,658	43,776,658		
國債整理基金特別会計へ 繰入				

授業料及入学検定料	授業料及入学検定料	予 備 費	500,000
学校財産処分収入	学校財産処分収入		
積立金より受入	積立金より受入		
雑 収 入	積立金より受入		
前年度剩余金受入	34,683,299		
合 計	34,683,299		
前年度剩余金受入	28,802,710		
合 計	28,802,710		
保 险 収 入	1,675,455,622		
保 险 料 収 入	4,174,174,386		
一 般 金 計 より 受 入	3,558,646,979	保 险 給 付 費	3,171,272,225
日 履 报 出 金 収 入	579,800,816	老 人 保 健 报 出 金	762,699,754
積立金より受入	5,926,591	退 職 者 給 付 报 出 金	172,545,496
積立金より受入	130,000,000	保 健 施 設 費 等 業 務 制 定 ^へ 操 作 ^へ	52,104,783
借 入 金	130,000,000	借 入 金 償 返 金	1,380,927,699
借 入 金	1,413,268,823	諸 予 備 費	99,235,626
雑 収 入	11,311,560	支 出	89,869,186
合 計	11,311,560	合 計	5,728,754,769
年 金 勘 定	5,728,754,769	保 险 給 付 費	8,040,229,249
保 险 収 入	15,845,428,786	國民年金特別会計へ繰入	2,957,013,368
保 险 料 収 入	9,141,183,618	福 善 施 設 費 等 業 務 制 定 ^へ 福 善 施 設 費 等 業 務 制 定 ^へ 福 善 施 設 費 等 業 務 制 定 ^へ	243,717,147
一般会計より受入	1,587,984,555		

昭和六十一年三月八日 総務課(会計課課長) 昭和六十一年度特別会計計算及当回事務書類

三〇四

船員保険特別会計より受入	13,576,794	諸予支 出	金 費	7,166,598
国民年金特別会計へ受入	1,466,257,442	予 備		442,212,609
運用収入	3,638,426,377			
雜 収 入	7,283,896			
合 計	15,852,712,682	合 計		11,690,338,971
児童手当勘定				
提出金収入	74,383,823	被用者児童手当交付金 非被用者児童手当交付金		73,054,878
他会計より受入	74,383,823	業務取扱費		43,510,264
積立金より受入	60,686,581	支出金		6,345,390
雜 収 入	60,686,581	施設設備費		449,076
前年度剰余金受入	1,000,000	福利予備費		5,997,452
合 計	2,003,525	合 計		4,616,879
業務勘定				
他会計より受入	76,715,568	業務取扱費		83,966,043
他勘定より受入	76,715,568	施設整備費		2,461,543
児童手当収入	295,821,930	保健施設費		28,092,623
他勘定より受入	295,821,930	福祉施設費		140,948,430
児童手当収入	72,269,582	年金福祉事業団出資費		126,285,032
雜 収 入	72,269,582	児童手当提出金(児童手当勘定へ繰入)		71,390,977
前年度剰余金受入	6,176,383	諸支出金費		5,130
雜 収 入	6,176,383	予備費		600,000
前年度剰余金受入	2,766,315			

前 年 度 剰 余 金 受 入	2,766,315	合 計	453,749,778
保 險 収 入			
保 險 料 収 入	160,949,281	保 險 給 付	88,095,539
一 般 会 計 よ り 受 入	125,210,192	老 人 保 健 搬 出 金	13,201,536
運 用 収 入	8,099,002	退 職 者 給 付 搬 出 金	2,849,030
	27,640,087	業 務 取 扱	2,676,708
兒 童 手 当 収 入	13,484	諸 支 出	13,821,442
雜 収 入	13,484	福 祉 施 設 費	8,972,973
前 年 度 剰 余 金 受 入	796,068	兒 童 手 当 搬 出 金 厚 生 保 险 費	13,484
雜 収 入	796,068	福 祉 会 計 へ 購 入	4,979,987
前 年 度 剰 余 金 受 入	10	予 備	
合 計	161,758,843	合 計	134,610,699
國 立 病 院			
病 院 勘 定			
病 院 収 入	294,429,333	病 院 經 營 費	322,120,370
診 療 収 入	294,429,333	看 護 姉 等 培 成 費	3,600,133
他 会 計 よ り 受 入	60,817,752	施 設 整 備 費	26,293,595
借 入 金	60,817,752	國 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	31,841,958
一 般 会 計 よ り 受 入	23,300,000	予 備	100,000
借 入 金	23,300,000	費	
積 立 金 よ り 受 入	795,000		
積 立 金 よ り 受 入	795,000		
雜 収 入	4,622,971		
合 計	4,622,971	合 計	383,965,056
療 術 所 勘 定			
療 術 所 収 入	215,320,019	療 術 所 經 營 費	269,410,047

		診 療 収 入	215,320,019	看護婦等養成費 施設整備費 国債整理基金特別会計へ 予備費	3,022,777 19,576,506 23,946,557 100,000
他会計より受入		一般会計より受入	76,718,015		
借 入 金		借 入 金	16,900,000		
積立金より受入		積立金より受入	3,654,000		
雜 収 入		雜 収 入	3,463,853		
合 計		合 計	316,055,887		
國 民 年 金					
基礎年金勘定					
換出金等収入		換出金等収入	5,097,265,319	基礎年金給付費 基礎年金相当給付費織入 及交付金	492,630,986
雜 収 入		雜 収 入	5,041,736,585	諸支出行金	4,549,055,509
合 計		合 計	55,528,734	予備費	8,100
國民年金勘定			8,100		55,528,734
保 险 収 入			8,100		
保 险 料 収 入		保 险 料 収 入	5,097,273,419	合 計	5,097,273,419
一般会計より受入		一般会計より受入	4,778,285,284	國民年金給付費	3,122,574,755
基礎年金勘定より受入		基礎年金勘定より受入	1,252,647,126	基礎年金勘定へ織入	1,440,150,984
運 用 収 入		運 用 収 入	656,720,046	諸支出行金	8,901,380
雜 収 入		雜 収 入	2,735,358,566	福祉施設費等業務勘定へ 織入	33,590,420
合 計		合 計	133,559,496	予備費	124,902,990
			5,098,600		
			5,098,600		
		合 計	4,783,383,834		
		合 計	4,730,120,529		

福祉年金勘定		他会計より受入		福祉年金給付費	
		一般会計より受入	685,521,568	諸支 出	4,000
雜 収 入		雜 収 入	685,521,568	予 備	5,283,824
前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	5,097,161	予 備	5,283,824
合 計		合 計	5,097,161	予 備	5,283,824
業務勘定		業務取扱費	690,809,392	施設整備費	685,521,568
他会計より受入		一般会計より受入	98,988,952	施設整備費へ 印紙收入国民年金勘定へ 繰入	4,000
印紙充捌収入		印紙充捌収入	98,988,952	諸支出	5,283,824
他勘定より受入		他勘定より受入	1,213,610,832	金費資貸	685,521,568
雜 収 入		雜 収 入	33,590,420	年金福祉事業団出資	4,000
前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	33,590,420	予備	5,283,824
合 計		合 計	1,008,600	予備	5,283,824
農林水産省		農林水産省	1,008,600	予備	5,283,824
食糧管理		食糧管理	1,342,803	予備	5,283,824
国内米管理勘定		国内米管理	1,342,803	予備	5,283,824
食糧管理収入		食糧管理収入	1,348,491,697	予備	5,283,824
国内米売払代		国内米売払代	1,348,491,697	予備	5,283,824
他会計より受入		他会計より受入	1,182,990,087	内米買入費	685,521,568
他勘定より受入		他勘定より受入	67,700,000	内米管理費	4,000
調整勘定より受入		調整勘定より受入	67,700,000	返還金等他勘定へ繰入費	5,283,824
雜 収 入		雜 収 入	1,993,208,371	予備	5,283,824
			1,993,208,371		5,283,824
			10,151,177		5,283,824

合計		10,151,177	3,254,049,635
食糧管理収入		58,736,060	国内麦買入費
他勘定より受入		58,736,060	国内麦管理費
雑収入		172,587,087	返還金等他勘定へ繰入
合計		172,587,087	予備費
食糧管理収入		16,652	30,000,000
他勘定より受入			
雑収入		231,339,789	
合計		231,339,789	
輸入食糧売代		347,538,769	輸入食糧買入費
調整勘定より受入		347,538,769	輸入食糧管理費
雑収入		182,497,967	返還金等他勘定へ繰入
合計		182,497,967	予備費
農産物等安定勘定		13,814	200,000,000
他勘定より受入		13,814	
雑収入		530,050,550	
合計		530,050,550	
調整勘定より受入		4,346,916	農産物等買入費
雑収入		4,346,916	農産物等管理費
合計		10	返還金等他勘定へ繰入
輸入銅料勘定		10	予備費
輸入銅料売代		4,346,926	4,000,000
他会計より受入			4,346,926
輸入銅料売代		134,666,840	輸入銅料買入費
輸入銅料管理費		134,666,840	輸入銅料管理費
返還金等他勘定へ繰入		600,000	返還金等他勘定へ繰入

	一般会計より受入	予 備 費	50,000,000
他勘定より受入	86,023,987		
調整勘定より受入	86,023,987		
雜 収 入	6,809		
雜 収 入	6,809	合 計	221,297,616
合 計	221,297,616		
業務勘定			
他勘定より受入			
検査印紙収入			
雜 収 入			
雜 収 入		事 務 費	127,294,583
合 計		費 用 費	493,610
他勘定より受入		返還金調整勘定へ繰入 予 備 費	27,978,216
検査印紙収入			2,000,000
雜 収 入			
雜 収 入			
合 計			
調整勘定			
他会計より受入			
一般会計より受入			
他勘定より受入			
食糧証券及借入金収入			
合 計			
農業共済再保険			
再保險金支払基金勘定			
農業共済再保険金支払基 金收入			
一般会計より受入	7,944,120	再保險金支払財源他勘定 へ繰入	8,083,142
前年度繰越資金受入	100,000		
雜 収 入	7,344,120		
雜 収 入	139,022		

		合計	199,022	
		合計	8,083,142	
農業勘定	農業再保險収入			
	再保険料	67,007,024	農業再保險費	50,733,158
	一般会計より受入	7,951,820	農業共済組合連合会等補助及交付金	15,937,903
	前年度繰越資金受入	58,597,988	予備費	312,974
雑収入	雑収入	457,266		
	合計	2,011		
家畜勘定	家畜再保険収入			
	再保険料	39,948,289	家畜再保険費	23,446,733
	一般会計より受入	2,962,305	農業共済組合連合会等交付金	6,597,880
	前年度繰越資金受入	27,320,091	予備費	10,337,064
雑収入	雑収入	9,665,843		
	合計	433,438		
果樹勘定	果樹再保険収入			
	再保険料	10,409,725	果樹再保険費	4,644,958
	一般会計より受入	168,393	農業共済組合連合会交付金	875,637
	前年度繰越資金受入	5,489,371	予備費	11,993,072
支払基金受入	支払基金受入	4,751,961		
	再保險金支払基金勘定上り受入	7,083,142		
雑収入	雑収入	7,083,142		
	合計	20,800		
	合計	20,800		

官 報 (号 外)

合計		17,513,667	合計	17,513,667
園芸施設勘定			園芸施設再保險収入	2,225,695
支払基金受入			一般会計より受入	2,049,563
雜 収 入			前年度繰越資金受入	176,132
合 計			再保險金支払基金勘定より受入	1,000,000
業務勘定			雜 収 入	298,146
他会計より受入			雜 収 入	298,146
雜 収 入			合 計	3,523,841
前年度剰余金受入			一般会計より受入	1,117,889
雜 収 入			一般会計より受入	1,117,889
前年度剰余金受入			予 備 費	72
合 計			予 備 費	72
森林保険			前年度剰余金受入	10
森林保険収入			前年度剰余金受入	10
保 险 料			合 計	1,117,971
前年度繰越資金受入			森林保険費	1,116,971
雜 収 入			森林保険業務費	1,000
合 計			予 備 費	1,263,217
漁船再保險及漁業共済保険			合 計	8,821,116
漁船普通保険勘定			漁船再保險費	605,706
漁船再保險収入			漁船再保險費	605,706
			合 計	12,415,490
			合 計	23,207,358
			農業共済再保險業務費	11,809,784
			農業共済組合連合会交付金	3,220,353
			予 備 費	8,599,431
			合 計	12,415,490

昭和六十一年三月八日 衆議院公議録第十一号(昭和六十一年度特別会計予算及び同報告書)

再保険料	16,151,278	漁船保険振興費	956,406
一般会計より受入	6,858,527	漁船保険中央会交付金	470,465
前年度繰越資金受入	10,395,098	予備費	11,324,178
雜収入	2,553,504		
合計	35,958,407	合計	35,958,407
漁船特殊保険勘定			
漁船特殊再保険収入	190,270	漁船特殊再保険費	169,223
特殊再保険料	169,223	漁船保険振興費	78,879
前年度繰越資金受入	21,047	国庫整理基金特別会計へ 繰入	5,100
借入金	150,000	予備費	264,431
雜収入	150,000		
合計	172,363		
漁船乗組員給与保険勘定			
給与再保険収入	512,633	合計	512,633
給与再保険料	25,921	給与再保険費	22,520
前年度繰越資金受入	22,520	国庫整理基金特別会計へ 繰入	3,400
借入金	100,000	予備費	129,228
雜収入	100,000		
合計	155,148	合計	155,148
漁業共済保険勘定			
漁業共済保険収入	8,058,660	漁業共済保険費	2,392,794
保険料	10	漁業共済組合連合会交付 金	5,496,135
一般会計より受入	7,858,647	予備費	1,179,969
前年度繰越資金受入	1,200,003		

	雜 収 入	10,236		
合 計	雜 収 入	10,236		
他會計より受入	一般会計より受入	8,068,896	合 計	9,068,896
雜 収 入	雜 収 入	872,720	業務取扱費	870,736
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	6	予 備	2,000
合 計	前年度剩余金受入	10		
農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置收入	872,736		
	農地等売払収入	7,789,523	事務取扱費	2,347,314
	農地等貸付収入	7,248,607	農地等買入諸費	1,872,210
		540,916	元(他会計所屬農地売払収入等)他会計へ繰入	480,389
償還金受入	償還金受入	1,000,000	農地保有合理化促進対策費	5,769,327
他会計より受入	一般会計より受入	1,000,000	農業改良資金貸付金費	20,687,000
日本中央競馬会特別納付金	日本中央競馬会特別納付金	4,000,000	予 備	90,044
積立金より受入	積立金より受入	15,000,000		
雜 収 入	雜 収 入	950,000		
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	2,399,345		
合 計	前年度剩余金受入	87,426	合 計	31,226,294

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一号(一) 昭和六十一年度特別会計予算及び同報告書

三一四

國有林野事業		國有林野事業費 予備費	560,583,700 3,000,000
收入代入	務收払		
業林雜	務收払	235,676,409 40,878,329 29,451,084	
他会計より受入		11,001,278	
他勘定より受入		9,582,000	
一般会計より受入		9,582,000	
治山勘定より受入		237,000,000	
借入金	借入金	237,000,000	
合計		563,583,700	
他会計より受入		142,086,500	
地方公共団体工事費負担金収入		142,086,500	
雜収入		4,755,035	
前年度剰余金受入		12,391	
合計		79,257	
前年度剰余金受入		79,257	
他会計より受入		146,933,183	
一般会計より受入		198,576,520	
借入金	借入金	117,300,000	
受託工事費受入		117,300,000	
		13,468,800	
國营土地改良事業			
	土地改良事業費	174,041,962	
	北海道土地改良事業費	80,737,428	
	離島土地改良事業費	280,000	
	沖縄土地改良事業費	4,442,380	
	農業用施設災害復旧事業費	245,266	

受託工事費受入	13,468,800	受託工事費	13,073,916
土地改良事業費負担金等 収入	27,588,248	土地改良事業工事諸費 収入	22,050,062
土地改良事業費負担金収 入	27,543,115	土地改良事業費負担金等 収入一般会計へ繰入	224,575
他用途転売等収入	45,133	国債整理基金特別会計へ 繰入	62,801,989
雜 収 入	969,712	予 備 費	1,301,856
前年度剩余金受入	1,296,164		
合 計	353,199,444	合 計	350,199,444
通商産業省			
アルコール専売事業			
事 業 収 入	41,491,940	事 業 備 費	35,147,572
雜 収 入	15,696	予 備 費	250,000
合 計	41,507,636	合 計	35,397,572
輸出保険			
保険料収入	46,917,620	保 険 金 費	297,471,739
借 入 金	46,917,620	事 務 取 扱 費	1,884,423
借 入 金	318,700,000	國債整理基金特別会計へ 繰入	115,990,914
運 用 収 入	318,700,000	予 備 費	30,072,288
雜 収 入	2,415,412		
前年度剩余金受入	47,384,533		
合 計	47,384,533	合 計	445,419,414
前年度剩余金受入	30,001,849		
前年度剩余金受入	30,001,849		

昭和十一年四月八日 索賠院会議議事録第十一回

111長

	特 訸 印 紙 収 入	特 計 印 紙 収 入	事 務 取 振 費
他会計より受入		34,945,807	37,982,323
雜 収 入		34,945,807	2,259,931
前年度剰余金受入		12,329	90,667
合 計		12,329	4,707,594
運輸省			
自動車損害賠償責任 再保険			
保 险 勘 定			
再保險料及保険料收入			
他会計より受入	536,385,392	再保険及保険費 収入	400,975,102
償還金收入	536,385,392	他勘定へ繰入 費	2,994,011
償還金受入	5,400,000	予 備 費	1,246,857,621
雜 収 入	5,400,000		
前年度剰余金受入	4,000		
合 計	4,000		
保障勘定			
保障事業收入	1,119,656,657		
他会計より受入	1,119,656,657		
合 計	1,119,656,657		
保 险			
職課金收入	2,755,730	保 险 費	6,167,258
他会計より受入	2,755,730	業務勘定へ繰入 費	1,257,372
一般会計より受入	100,000	予 備 費	90,457,618
	100,000		

他勘定より受入	保険勘定より受入	2,687,340
雑 収 入	雑 収 入	6,724,005
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	85,615,173
合 計	合 計	97,882,248
業務勘定	業務取扱費 保障業務委託費 予備費	1,564,043
他勘定より受入	他勘定より受入	1,564,043
雑 収 入	雑 収 入	63
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	1,000
合 計	合 計	1,565,106
港湾整備		
港湾整備勘定		
他会計より受入	港湾事業費 北海道港湾事業費 離島港湾事業費 沖縄港湾事業費 埠頭整備資金貸付金 北海道埠頭整備資金貸付金 受託工事諸費用	243,438,632 243,438,632 2,346,580 2,346,580 55,187,767 55,187,767 2,400,000 22,597,588 25,868,040 146,000 23,926,630 26,435,478
他会計より受入		176,729,103
他勘定より受入	特定港湾施設工事勘定より受入	52,050,055
港湾管理者工事費負担金	港湾管理者工事費負担金 收入	25,868,040
償還金収入	償還金収入	2,400,000
受託工事納付金収入	受託工事納付金収入	1,423,952
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	2,139,238
		2,139,238

外 口 報 表

昭和三十一年四月一日 案内表第十一号工事費支拂金額及支拂金額

三一六

合	計	597,355	597,355	合	計	331,576,846
特定港湾施設工事勘定				エネルギー港湾施設工事費		14,091,070
他会計より受入				鉄鋼港湾施設工事費		811,900
港湾管理者工事費負担金 収入		5,626,486	5,626,486	物資別専門埠頭港湾施設工事費		2,874,400
受益者工事費負担金 収入		5,257,489	5,257,489	受託工事費		90,700
受託工事費負担金 収入		9,129,225	9,129,225	工事諸費港湾整備勘定へ 繰入		2,346,580
受益者工事費負担金 収入		100,000	100,000	予備費		234,703
前年度剰余金受入		382,969	382,969			
前年度剰余金受入		3,184	3,184			
合	計	20,449,353	20,449,353			
自動車検査登録						
検査登録印紙收入		27,486,987	27,486,987	業務取扱費		26,755,750
他会計より受入		1,481,684	1,481,684	施設整備費		5,337,416
維收入		134,040	134,040	予備費		6,032,732
前年度剰余金受入		9,028,187	9,028,187			
合	計	38,125,888	38,125,888			
空港整備		90,270,846	90,270,846	空港整備事業費		115,226,202
他会計より受入		一般会計より受入	一般会計より受入			11,148,720

外 告 報

89

空港使用料収入	空港使用料収入	128,212,935	離島空港整備事業費	6,419,705
地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入	7,030,067	沖縄空港整備事業費	3,845,607
借入金	借入金	27,000,000	航空路整備事業費	10,933,115
空港等財産処分収入	空港等財産処分収入	4,954,890	新東京国際空港公園等出資	19,000,000
償還金収入	償還金収入	313,361	航空機騒音対策事業資金貸付金	508,162
維収入	償還金収入	7,090,553	空港等整備事業工事諸費用	2,570,843
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	9,310,793	国債整理基金特別会計へ繰入	76,905,153
合計	合計	274,183,445	予備費	25,625,929
郵政省郵政事業業務収入	業務収入	2,496,064,760	2,462,917,875	2,000,000
業務受託業務収入	業務収入	1,263,181,487	1,989,256,007	
業務外収入	受託業務収入	1,147,380,554	125,175,000	
業務外収入	業務外収入	85,502,719	142,370,142	
資本収入	借入金	1,989,266,007	20,000,000	
合計	合計	254,407,257		
郵便貯金事業収入	事業収入	30,707,257		
		4,739,738,024	合計	4,739,738,024
		7,627,549,473	支払利息	6,491,741,731

昭和十一年四月八日 総務省内閣監査課第十一部(工) 昭和十一年度特別会計附表及付回収出物

11110

利子 収入	7,624,328,600	諸支 出金	1,433,675
雜 収入	3,220,873	郵政事業特別会計へ繰入 予備費	638,026,813
前年度剩余金受入	40,305,701	前年度剩余金受入	40,305,701
合計	7,667,855,174	合計	7,143,702,219
簡易生命保険及郵便 年金			
保険勘定			
保険料収入	4,731,057,622	保険費	3,977,211,853
保険料	4,731,057,622	郵政事業特別会計へ繰入 簡易保険郵便年金福祉事 業団出資金	454,225,164
運用収入	2,104,547,458	簡易保険郵便年金福祉事 業団交付金	8,601,633
運用収入	2,104,547,458	予備費	17,701,726
雜収入	703,212		2,000,000
合計	6,836,308,292	合計	4,459,740,376
年金勘定		年金費	23,269,764
年金収入	140,308,878	郵政事業特別会計へ繰入 予備費	7,474,846
年金	140,308,878	貯蓄費	20,000
掛金	31,473,417		
掛金	31,473,417		
雜用収入	5,000		
合計	171,787,295	合計	30,764,610
労働省			
労災勘定			
保険収入	1,673,781,140	保険給付費	777,929,564
他勘定より受入	1,073,909,899	業務取扱費	35,074,497
一般会計より受入	1,443,000	施設整備費	1,384,200
未経過保険料受入	26,997,200	労働福祉事業費	191,191,044
支払儲金受入	571,331,041	労働福祉事業団出資	20,513,256

雇用勘定	収入	59,361,107
合計	45,776,909	他勘定へ繰入予備費
雇用勘定	収入	634,104,381
合計	45,776,909	予合
雇用勘定	保険収入	1,719,558,049
合計	1,719,558,049	予合
雇用勘定	保険収入	1,679,193,954
合計	1,679,193,954	失業給付費
雇用勘定	保険収入	1,386,184,954
合計	1,386,184,954	業務取扱費
雇用勘定	保険収入	283,009,000
合計	283,009,000	施設整備費
雇用勘定	保険収入	69,911,976
合計	69,911,976	雇用安定等事業費
雇用勘定	保険収入	59,237,746
合計	59,237,746	雇用促進事業団出入費
雇用勘定	保険収入	16,403,000
合計	16,403,000	他勘定へ繰入予備費
雇用勘定	保険収入	300,073,563
合計	300,073,563	雇用安定資金より受入
雇用勘定	保険収入	49,965,000
合計	49,965,000	雇用安定資金より受入
雇用勘定	保険収入	5,391,005
合計	5,391,005	雇用安定資金より受入
雇用勘定	保険収入	1,896,573,935
合計	1,896,573,935	合計
雇用勘定	保険料収入	2,467,850,487
合計	2,467,850,487	保険料返還金
雇用勘定	保険料収入	2,445,163,979
合計	2,445,163,979	業務取扱費
雇用勘定	保険料収入	2,686,508
合計	2,686,508	入賃
雇用勘定	保険料収入	75,767,107
合計	75,767,107	他勘定へ繰入費
雇用勘定	保険料収入	2,244,366
合計	2,244,366	他勘定へ繰入費
雇用勘定	保険料収入	816,544
合計	816,544	他勘定へ繰入費
雇用勘定	保険料収入	2,546,678,504
合計	2,546,678,504	合計
雇用勘定	保険料収入	816,544
合計	816,544	前年度剰余金受入
雇用勘定	保険料収入	2,546,678,504
合計	2,546,678,504	前年度剰余金受入

昭和十六年四月八日 業績院会議議案十一中工 昭和十六年度特定期別計算及び回収状況

建設省	道路整備	租税	道路事業費	1,381,383,000
他会計より受入		揮発油税	北海道道路事業費	215,349,000
借入金			街路事業費	362,184,000
地方公共団体工事費負担 金収入			北海道街路事業費	26,556,000
償還金収入		借入金	建設機械整備費	7,739,000
附帯工事費負担金収入			北海道建設機械整備費	4,804,000
受託工事納付金収入			離島道路事業費	25,786,000
前年度剰余金受入			沖縄道路事業費	73,020,900
維收回入		借入金	日本道路公団等事業助成 金	112,300,000
合計			附帯工事費負担金収入	34,628,000
			附帯工事費	34,628,000
			受託工事費	35,250,000
			道路事業工事諸費	103,134,000
			事務費	70,573,813
			国債整理基金特別会計へ 繰入	536,187
			予備費	120,680,000
			積立費	5,407,000
			合計	2,719,968,900
治水勘定				
他会計より受入			河川事業費	1,381,383,000
他勘定より受入			北海道河川事業費	76,959,150
特定多目的ダム建設工事 金収入			河川総合開発事業費	99,310,267
地方公共団体工事費負担 金収入			北海道河川総合開発事業 費	6,572,512
電気事業者等工事費負担 金収入			水資源開発公団交付金	38,920,803
			砂防事業費	155,129,360
			北海道砂防事業費	8,258,550

外 市 報 告

93

				電気事業者等工事費負担 金收入	14,075,283	建設機械整備費 附帶工事費負担金收入	6,779,000
				附帶工事費負担金收入	6,779,000	北海道建設機械整備費 離島治水事業費	124,000
				受託工事納付金收入	36,720,000	冲縄治水事業費	6,935,000
				受託工事納付金收入	36,720,000	附帶工事費	7,874,442
				前年度剩余金受入	900,000	受託工事費	6,497,000
				前年度剩余金受入	900,000	治水事業工事諸費	34,492,122
				雜 収 入	1,285,000	事務費	75,098,273
				雜 収 入	1,285,000	備 費	387,057
				合 計	939,410,791	予合計	912,000
				他会計より受入	101,189,239	多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設事業費	156,873,000
				一般会計より受入	101,189,239	沖縄多目的ダム建設事業費	22,947,000
				地方公共団体工事費負担 金收入	32,873,715	受託工事費	6,841,600
				地方公共団体工事費負担 金收入	32,873,715	國庫整理基金特別会計へ 繰入	8,556,950
				電気事業者等工事費負担 金收入	68,785,738	工事諸費等治水勘定へ繰 入予備費	3,289,092
				受託工事納付金收入	68,785,738		
				受託工事納付金收入	8,937,000		
				前年度剩余金受入	615,000		
				前年度剩余金受入	615,000		
				雜 収 入	152,000		
				合 計	152,000	合計	152,000
					212,552,692		
						都市開発資金貸付金 事務費取扱費	41,000,000
						國庫整理基金特別会計へ 繰入	2,074
							27,619,133
				都市開発資金金融通	39,900,000		
				借 入 金	39,900,000		
				借 入 金	28,796,958		
				運 用 取 入			

(文部省)

		運用金回収		予備費	
前年度剩余金受入		運用利殖金収入		18,982,066	
雑 収 入		前年度剩余金受入		8,814,892	
合 計		雑 収 入		3,027	
		合 計		10	
丙号 線越明許費		合 計		68,699,985	
				10	
				合 計	
				68,699,985	
所管	特別会計	事業項	所管	特別会計	事業項
法務省	登記	(項)施設整備費	法務省	登記	施設施工旅費
大蔵省	造幣局	(項)事業費のうち 施設費	大蔵省	造幣局	施設施工旅費
印 刷 局	(項)事業費のうち 施設費	印 刷 局	(項)施設整備費のうち 施設施工旅費	印 刷 局	施設施工旅費
文部省	特定国有財産整備 (項)國立学校のうち 受託研究謝金 受託整備費	文部省	特定国有財産整備 (項)國立学校のうち 受託研究旅費 受託整備費	文部省	施設施工旅費
厚生省	厚生保険 (項)福祉施設費のうち 施設施工旅費	厚生省	厚生保険 (項)福祉施設費のうち 施設施工旅費	厚生省	施設施工旅費

外号報面

國營かんがい・排水事業費	受託工事費
土地改良調査計画費	港湾事業等工事諸費のうち 超過勤務手当費
国営造成施設管理費	工事旅費
国営農用地開発事業費	工事雜費
農用地開発調査計画費	特定港湾施設工事勘定
直轄干拓事業費	(項) エネルギー港湾施設工事費
特定地域農業開発調査計 画費	鐵鋼港湾施設工事費
北海道土地改良事業費	物資別専門埠頭港湾施設工事費
離島土地改良事業費	受託工事費
沖縄土地改良事業費	受託工事費
農業用施設災害復旧事業費	受託工事費
受託工事費のうち	自動車検査登録
土地改良事業工事諸費のうち	(項) 施設整備費
超過勤務手当費	(項) 空港整備事業費
日工事費	北海道空港整備事業費
(項) 施設整備費	離島空港整備事業費
港湾整備勘定	沖縄空港整備事業費
(項) 港湾事業費	航空路整備事業費
北海道港湾事業費	航空機騒音対策事業費
離島港湾事業費	航空費付金
沖縄港湾事業費	空港等整備事業工事諸のうち 超過勤務手当費
埠頭整備資金貸付金	日工事費
北海道埠頭整備資金貸付金	港湾整備特別会計へ繰入
郵政省	(項) 局舎其他施設費のうち

労働省	労働災害勘定		施設費		業務旅費（施設費に係るものに限る。）	
	(項) 施設整備費	労働福祉事業費のうち 施設費	施設整備費	施設工事費のうち 施設費	付金 附帯工事費のうち 費	需品費（施設費に係るものに限る。）
雇用勘定	(項) 施設整備費	雇用安定等事業費のうち 施設費	施設整備費	施設工事費のうち 施設費	道路附属物等復旧費 受託工事費のうち 費	機械器具整備費（大型機械器具購入費に限る。）
建設省	(項) 道路事業費	北海道事業費	河川事業費	道路事業工事諸費のうち 超過勤務手当費	受託工事費のうち 費	施設費
道路整備	(項) 道路事業費	北海道道路事業費	北海道河川総合開発事業費	道路事業工事諸費のうち 超過勤務手当費	受託工事費のうち 費	付金 附帯工事費のうち 費
治水勘定	(項) 河川事業費	北海道河川事業費	北海道河川総合開発事業費	道路事業工事諸費のうち 超過勤務手当費	受託工事費のうち 費	有料道路整備等資金貸付金
北海道事業費	北海道砂防事業費	北海道砂防事業費	北海道砂防事業費	道路事業工事諸費のうち 超過勤務手当費	受託工事費のうち 費	附帯工事費のうち 費
北海道街路事業費	離島治水事業費	離島治水事業費	離島治水事業費	道路事業工事諸費のうち 超過勤務手当費	受託工事費のうち 費	附帯工事費のうち 費
離島道路事業費	沖縄治水事業費	沖縄治水事業費	沖縄治水事業費	道路事業工事諸費のうち 超過勤務手当費	受託工事費のうち 費	附帯工事費のうち 費
沖縄道路事業費	地方道路整備臨時交付金	地方道路整備臨時交付金	地方道路整備臨時交付金	道路事業工事諸費のうち 超過勤務手当費	受託工事費のうち 費	治水事業工事諸費のうち 費

(外) 報 告

所 管 者	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 度 と な る 年 度	由 事	
						超 過 勤 務 手 当	冲 繩 多 目 的 ダ ム 建 設 事 業 費
総理府、大蔵省 及び通商産業省	電源開発促進対 策 電源多様化勘 定	電力炉・核燃料開発 事業団出資	45,970,200	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 5 箇年度以内	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費
大 蔵 省	印 刷 局	原 材 料 購 入	100,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費
大 蔵 省	施 設 整 備	2,151,400	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費
文 部 省	國 立 學 校	特 定 施 設 整 備	41,273,015	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費
文 部 省	科 學 衛 星 製 作	3,956,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	宇宙科学研究所における科学衛星の製作には、多くの日数を要す るため	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費
実 習 船 建 造	施 設 整 備	48,070,700	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	国立学校、大学附属病院及び研究所の施設の整備には、多くの日 数を要するものがあるため	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費
実 習 船 建 造		2,207,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	東京水産大学及び神戸商船大学における実習船の代船建造には、 多くの日数を要するため	受 託 工 事 費のうち 特定多目的ダム建設工事 (項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設 事業費	受 託 工 事 費

厚 生 省		國 立 病 院	病 院 勘 定	國 立 病 院	病 院 勘 定	國 立 病 院
農林水産省						
食 糧 管 理		國立病院特別施設整備		19,010,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度
輸入食糧管理 勘定		國立療養所特別施設整備		15,200,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度
輸入飼料勘定						國立療養所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
業 務 勘 定						
施 設 整 備						
國有林野事業						
國有林野事業		輸入食糧買入れ		71,200,000	昭 和 61 年 度	昭和 62 年度
東京営林局新営工事	1,401,405					外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
低質林等地ごしらえ	172,087	昭 和 61 年 度	昭和 62 年度			外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
國營土地改良事業						
國營かんがい排水事業		東京営林局新営工事には、多くの日数を要するものがあるため				
村山北部農業水利事業新鶴子ダム第 三期建設工事	1,500,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度			
会津北部農業水利事業日中ダム第四 期建設工事	1,830,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内			低質林等の立木の販売とその跡地に新植するための地ごしらえと を一体として実施する事業には、多くの日数を要するものがあるため
浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム貯 排水路建設工事	700,000	昭 和 61 年 度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度			京都農林水産総合庁新営工事には、多くの日数を要するため

浪岡川農業水利事業夕顔関頭首工の第二期建設工事には、多くの日数を要するため				
新庄農業水利事業清水揚水機場建設工事	2,500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5箇年度以内	新庄農業水利事業清水揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
大利根用水農業水利事業新川機場第 二期建設工事	1,530,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	大利根用水農業水利事業新川機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
新利根川沿岸農業排水機場建設工事	930,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	新利根川沿岸農業排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
霞ヶ浦用排水農業水整池建設工事	1,400,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	霞ヶ浦用排水農業水整池建設工事には、多くの日数を要するため
霞ヶ浦用排水農業水機場建設工事	550,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	霞ヶ浦用排水農業水機場建設工事には、多くの日数を要するため
牧之原農業水利事業牧之原揚水機場建設工事	400,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	牧之原農業水利事業牧之原揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
新津郷農業水利事業水田揚水機場建設工事	970,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	新津郷農業水利事業水田揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
米見農業水利事業幹線導水路 2 号サ イホン建設工事	800,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	米見農業水利事業幹線導水路 2 号サイホンの建設工事には、多くの日数を要するため
西蒲原排水農業水利事業幹線導水路 3 号隧道 二期建設工事	3,250,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	西蒲原排水農業水利事業幹線導水路 3 号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
矢作川総合農業水利事業南部幹線水管理施設建設工事	230,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	矢作川総合農業水利事業南部幹線水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
中勢用水農業水利建設工事	670,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	中勢用水農業水利事業幹線導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
中勢用水農業水利事業幹線水路 1 号隧道建設工事	300,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	中勢用水農業水利事業幹線水路 1 号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため

豊川総合用水農業 水利事業深川導 水路建設工事	1,080,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 4 箇年度以内	豊川総合用水農業水利事業深川導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
長良川用水農業水 利事業新大江揚水 機場建設工事	450,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	長良川用水農業水利事業新大江揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利 事業大川瀬ダム第 二期建設工事	1,768,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	東播用水農業水利事業大川瀬ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利 事業川代導水路第 六期建設工事	485,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	東播用水農業水利事業川代導水路の第六期建設工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水 利事業放流施設工事	267,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	加古川西部農業水利事業川代導水路の第六期建設工事には、多くの日数を要するため
南紀用木農業水利 設工事	3,470,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	南紀用木農業水利事業新屋ダム放流施設の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業 高串隧道建設工事	610,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	南紀用木農業水利事業島ノ瀬ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
上場農業水利事業 松浦川幹線用水路 第二期建設工事	700,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	上場農業水利事業松浦川幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
上場農業水利事業 松浦川幹線用水路 建設工事	500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	上場農業水利事業松浦川幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
菊池合地農業水利 事業東部幹線水路 1号隧道建設工事	860,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 3 箇年度以内	菊池合地農業水利事業東部幹線水路 1 号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
大淀川左岸農業水 利事業広沢ダム第 二期建設工事	800,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	大淀川左岸農業水利事業広沢ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
大淀川右岸農業水 利事業天神ダム建 設工事	1,965,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以 降 4 箇年度以内	大淀川右岸農業水利事業天神ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
国営農用地開発事業 珠洲開拓建設事業 寺家ダム建設工事	1,400,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以 降 4 箇年度以内	珠洲開拓建設事業寺家ダムの建設工事には、多くの日数を要するため

昭和六十年四月八日 衆議院予算委員会第十一回会議開催予算及の回答書

一一一一一

横田開拓建設事業 坂根ダム建設工事	4,600,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5箇年度以内	横田開拓建設事業坂根ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
北海道国営かんがい 排水事業	2,300,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	北空知農業水利事業神竈頭首工の建設工事には、多くの日数を要するため
北空知農業水利事業 神竈頭首工建設工事	770,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	千歳農業水利事業都排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
千歳農業水利事業 都排水機場建設工事	390,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	共和農業水利事業辰五郎導水路隧道建設工事には、多くの日数を要するため
共和農業水利事業辰 五郎導水路隧道建設工事	417,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	富丘農業水利事業恩沙留川河口導流渠の建設工事には、多くの日数を要するため
富丘農業水利事業恩 沙留川河口導流渠 境建設工事	1,370,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	会津北部農業水利事業日中ダムの第四期建設工事には、多くの日数を要するため
会津北部農業水利 事業日中ダム第四 期建設工事	1,100,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	霞ヶ浦用水農業水整 理事業南椎尾調整池 建設工事
矢作川総合農業水 利事業南部幹線水 利管理施設建設工事	107,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	霞ヶ浦用水農業水利事業南椎尾調整池の建設工事には、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業水 利事業東茨川導 水路建設工事	1,320,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	矢作川総合農業水利事業南部幹線水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利 事業大川瀬ダム第 二期建設工事	1,732,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	豊川総合用水農業水利事業東茨川導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利 事業大川瀬ダム第 一期建設工事	475,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	東播用水農業水利事業大川瀬ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利 事業大川瀬ダム第 二期建設工事	43,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	東播用水農業水利事業大川瀬ダム第六期建設工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水 利事業乾屋ダム放 流施設建設工事				加古川西部農業水利事業乾屋ダム放流施設の建設工事には、多くの日数を要するため

通商産業省	特許	南子農業水利事業 高津隧道建設工事	90,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 年度以内	南子農業水利事業高津隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
運輸省	港湾整備	直轄港湾改修事業 港湾改修事業費補助	8,051,425	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	特許庁舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
北海道直轄港湾改修事業	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業 港湾改修事業費補助	7,920,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	名古屋港ほか 6 港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道直轄港湾改修事業	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業 港湾改修事業費補助	6,080,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道直轄港湾改修事業	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業 港湾改修事業費補助	2,000,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	苫小牧港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道直轄港湾改修事業	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業 港湾改修事業費補助	1,700,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	那覇港ほか 1 港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
船川港整備工事	港湾整備勘定	船川港整備工事 エネルギー港湾施設工事	1,500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	船川港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
相馬港整備工事	港湾整備勘定	船川港整備工事 エネルギー港湾施設工事	2,000,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	相馬港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
三隅港整備工事	港湾整備勘定	船川港整備工事 エネルギー港湾施設工事	1,500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	三隅港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
空港整備	空港整備	船川港整備工事 エネルギー港湾施設工事	7,011,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	東京国際空港ほか 2 空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
北海道空港整備	空港整備	船川港整備工事 エネルギー港湾施設工事	1,000,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	千歳飛行場の整備には、多くの日数を要するため
航空路整備	空港整備	船川港整備工事 エネルギー港湾施設工事	937,368	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	山田航空路監視レーダー並びに千歳空港及び福岡空港における国内航空通信施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
航空保安大学校訓練施設整備	空港整備	船川港整備工事 エネルギー港湾施設工事	91,870	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	航空保安大学校の訓練施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

郵政省	郵政事業	事業用品購入調製等	5,330,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度	郵政事業に必要な事業用品の購入、調製等には、その調達に多くの日数を要するものがあるため
	機械器具 購入	21,468,786	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び昭和 62 年度	機械器具のうち窓口端末機等の購入には、その製作に多くの日数を要するものがあるため	
	局舎等施設整備	58,538,410	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び昭和 62 年度 以内	機械器具のうち窓口端末機等の購入には、その製作に多くの日数を要するものがあるため	
	土地建物借入れ	年額 964,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以降所要の年限	局舎その他施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため	
労働省	簡易生命保険及 郵便年金					郵政事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を 1 倍以上とすることを要するものがあるため
	保険勘定	10,400,436	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び昭和 62 年度	簡易保険郵便年金福祉事業団における施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
	労働保険	154,971	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び昭和 62 年度	北九州西労働基準監督署庁舎の建設には、多くの日数を要するため	
雇用勘定	庁舎施設整備	262,583	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及び昭和 62 年度	八幡公共職業安定所庁舎の建設には、多くの日数を要するため	
	雇用促進事業団出資	27,535,863	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以降 3 年度以内	雇用促進事業団における移転就職者用宿舎施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
建設省	道路整備	98,147,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以降 5 年度以内	一般国道静岡 1 号金港橋ほか 45 頃所の新設及び改築工事並びに一般国道神奈川 1 号はまなみ橋ほか 78 頃所の新設及び改築事業には、多くの日数を要するものがあるため	
	直轄道路共同溝事業	10,136,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以降 3 年度以内	一般国道神奈川 1 号共同溝ほか 15 頃所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため	
	一般国道改修費補助	14,654,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以降 5 年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため	

地方道改修費補助	16,305,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道直轄道路改築事業	7,144,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5箇年度以内	一般国道 241 号新十勝大橋（その 2）ほか 3箇所及び道道諏内中札内線シビチャリ 1 号橋ほか 1 箇所の改築工事並びに一般国道 5 号ほか 2 箇所の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
北海道地方道改修費補助	222,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
土地区画整理事業費補助	2,970,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以降 4箇年度以内	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
街路事業費補助	43,822,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
北海道街路事業費補助	517,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以降 4箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
離島道路事業費補助	576,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
沖縄地方道改修費補助	864,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
道路改築附帯工事	17,717,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道神奈川 1 号共同溝ほか 16 箇所の共同溝附帯工事及び河川管理者等の負担に係る一般国道神奈川 1 号金港橋ほか 14 箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため

(外) 司(報) 由

治 水 勘 定	道路改築受託工事	55,880,000	昭和 61 年度
直轄河川改修事業	50,290,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内 降 3箇年度以内
直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	2,132,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内 降 5箇年度以内
直轄河川環境整備事業	160,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度 昭和 62 年度以内 降 4箇年度以内
河川改修費補助	3,377,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内 降 5箇年度以内
都市河川改修費補助	9,862,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内 降 5箇年度以内
専用河川改修費補助	32,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以内 降 4箇年度以内
北海道直轄河川改修事業	2,000,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以内 降 4箇年度以内
直轄河川総合開発事業	1,240,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度 昭和 61 年度以内 降 3箇年度以内
直轄流域調整河川事業	10,641,000	昭和 61 年度	利根川広域導水路ほか 1 導水路の建設工事及び利根川広域導水路ほか 1 導水路の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

沖縄直轄河川総合開発事業費	2,500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 個年度以内	比謝川総合開発の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
河川総合開発事業費補助	41,540,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5 個年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
治水ダム建設事業費補助	10,068,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 個年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
直轄砂防事業	3,719,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 個年度以内	砂防事業には、多くの日数を要するものがあるため
砂防事業費補助	346,500	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 個年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
地すべり対策事業費補助	200,550	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 個年度以内	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道直轄砂防事業	351,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以降 4 個年度以内	石狩川水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
河川改修附帯工事	420,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	道路管理者の負担に係る鶴見川ほか 1 河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
河川改修受託工事	13,189,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3 個年度以内	千葉県等からの委託に係る利根川[側ヶ作用排水樋管ほか 22箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため

特定多目的ダム建設工事	流域調整河川事業受託工事	739,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	水資源開発公団からの委託に係る利根川・那珂川複数水路の機場の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
多目的ダム建設事業					
紀の川大滝ダム建設工事	5,100,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため	
球磨川辺川ダム建設工事	2,770,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	球磨川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため	
菊池川竜門ダム建設工事	759,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	菊池川竜門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため	
岩木川浅瀬石川ダム建設工事	4,780,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	岩木川浅瀬石川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため	
矢作川河口堰建設工事	3,120,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	矢作川河口堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため	
小瀬川弥栄ダム建設工事	842,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	小瀬川弥栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため	
最上川寒河江ダム建設工事	2,270,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため	

相模川宮ヶ瀬ダム 建設工事	1,500,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度 及 び昭和 63 年度	相模川宮ヶ瀬ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
鷺田川蓮ダム建設 工事	4,406,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及 び昭和 62 年度	鷺田川蓮ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
雄物川玉川ダム建 設工事	4,345,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以 降 3箇年度以内	雄物川玉川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
阿武隈川三春ダム 建設工事	8,000,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度 以 降 4箇年度以内	阿武隈川三春ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
芦田川八田原ダム 建設工事	2,700,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及 び昭和 62 年度	芦田川八田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
阿武隈川七ヶ宿ダ ム建設工事	1,810,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以 降 3箇年度以内	阿武隈川七ヶ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
利根川渡良瀬逆水 池総合開発建設工 事	800,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 及 び昭和 62 年度	利根川渡良瀬逆水池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
信濃川三国川ダム 建設工事	11,580,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度 以 降 3箇年度以内	信濃川三国川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一號(昭和六十一年度特別会計外債及び巨額出動)

一一〇

大井川長島ダム建設工事	3,820,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	大井川長島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
太田川温井ダム建設工事	4,000,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以降 4箇年度以内	太田川温井ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
高瀬川小川原湖総合開発建設工事	450,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度	高瀬川小川原湖総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
黒部川宇奈月ダム建設工事	1,930,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
荒川荒川調節池総合開発建設工事	3,340,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	荒川荒川調節池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
加古川加古川大堰建設工事	1,950,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	加古川加古川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
赤川月山ダム建設工事	3,900,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	赤川月山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
吉井川吉田ダム建設工事	15,000,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度以降 4箇年度以内	吉井川吉田ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

吉野川富郷ダム建設工事	2,850,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度	吉野川富郷ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
淀川猪名川総合開発建設工事	4,800,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度以内降 4 箇年度以内	淀川猪名川総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
淀川中筋川ダム建設工事	1,730,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度	淀川中筋川ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
山国川中津大堰建設工事	2,624,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内降 3 箇年度以内	山国川中津大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
北海道多目的ダム建設事業				多くの日数を要するものがあるため
石狩川定山渓ダム建設工事	4,421,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	石狩川定山渓ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
後志利別川美利河ダム建設工事	1,600,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	後志利別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
沙流川総合開発建設工事	3,370,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以内降 3 箇年度以内	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

石狩川滻里ダム建設工事	11,300,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 5箇年度以内	石狩川滻里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
石狩川志別ダム建設工事	1,000,000	昭和 61 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度	石狩川志別ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
十勝川札内川ダム建設工事	700,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	十勝川札内川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
沖縄多目的ダム建設事業				
沖縄北部河川総合開発建設工事	1,500,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度以内	沖縄北部河川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
羽地大川羽地ダム建設工事	350,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	羽地大川羽地ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
漢那福地川漢那ダム建設工事	3,530,000	昭和 61 年度	昭和 61 年度以降 3箇年度以内	漢那福地川漢那ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
ダム事業受託工事	2,785,330	昭和 61 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	三重県等からの委託に係る櫛田川蓮ダムほか 4 ダムの県道蓮嶺線改良工事等には、多くの日数を要するものがあるため

昭和六十一年度特別会計予算に関する報告書

一本予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等三十八特別会計に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

なお、六十一年度においては、特定土地改良工事特別会計を国営土地改良事業特別会計(仮称)に改組することとしている。

主な特別会計予算の概要是次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

(1) 交付税及び譲与税配付金勘定

一六、四三六、三〇九

一六、三六六、二〇九

六六、七九八

(2) 交通安全対策特別交付金勘定

七二、二四一

六六、七九八

2 造幣局特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

から十兆一千八百四十九億五千五百万円を受け入れるほか、五十年度から五十八年度までの間の

借入金五兆六千九百四十一億一千五百万円を資金運用部資金から借り入れることとしている。

千五百枚、額面金額一兆一千九百九十三億九千万円(うち天皇陛下御在位六十年記念貨幣一兆一千五百億円)を予定している。

3 資金運用部特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

六十一年度の補助貨幣の製造数量は、十五億三千万枚(うち天皇陛下御在位六十年記念貨幣七

千五百枚)を予定している。

4 特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

5 政府関係機関

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

6 公園、事業団等

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

7 地方公共団体

一〇七、三八六億円

九四、九七七億円

二五、六八五億円

三一、八〇〇億円

五〇、〇〇〇億円

一一、七二二、二八二

一二、七三二、二八一

七一八、〇一五

一二、七三二、二八一

七一八、〇一五

一二、七三二、二八一

七一八、〇一五

一二、七三二、二八一

七一八、〇一五

一二、七三二、二八一

七一八、〇一五

一二、七三二、二八一

七一八、〇一五

係る発行価格差減額の年割額に相当する額の受入れは行わないこととしているが、四千百億円の予算繰入れを受け入れることとしている。

なお、「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法」に規定する特定債務に係る利子千七百一十八億三千六百万円を受け入れることとしている。

5 外国為替資金特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

七三九、三二五

七三九、三二五

六十一年度においては、外國為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることがのできる限度額を、六十年度の実績見込等を勘案して十三兆円としている。

なお、六十年度において生ずる決算上の剩余のうち二千六百五十億円を一般会計に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

6 産業投資特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

九三、七五八

九三、七五八

六十一年度においては、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の納付金等のほか、新たに日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の配当金を見込むこととしている。

なお、技術の研究の促進、中小企業対策等の充実を図ることとして、合計六百十五億円の産業

投資支出を行うこととしている。

7 国立学校特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

九三、七五八

九三、七五八

8 厚生保険特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

九三、七五八

九三、七五八

授業料及入学検定料については、授業料を六十一年度入学者から(附属高等学校及び幼稚園については、六十一年度入学者から)改定することとし、増収分二十二億三千二百円を見込んでいたが、附属盲・ろう・養護学校等については現行どおり据え置くなどの配慮を加えることとしている。

9 健康保険特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

九三、七五八

九三、七五八

10 年金勘定

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

九三、七五八

九三、七五八

11 児童手当勘定

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

九三、七五八

九三、七五八

12 業務勘定

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

九三、七五八

九三、七五八

健康勘定においては、歳出では、六十一年四月からの健康保険の適用拡大及び高額療養費の自己負担限度額の改定等並びに六十一年六月から老人保健制度の見直しを行うこととして保険給付費等を見込み、歳入では、六十一年四月からの健康保険の適用拡大及び六十一年度における保険料率の千分の一の引下げに基づき保険料収入等を見込むほか、五千七百九十六億円を一般会計から受け入れることとしている。

年金勘定においては、歳出では、基礎年金制度の導入による基礎年金拠出金の国民年金特別会計への繰入れ額等を見込み、歳入では、一兆五千八百七十九億八千五百萬円を一般会計から受け

数量三百八十九万トンを予定している。

また、基礎年金制度の導入により、国民年金特別会計から基礎年金相当給付費の財源を受け入れることとしている。

児童手当勘定においては、歳出では、六十一年六月から児童手当及び特例給付の給付改善を実施することとして給付費を見込み、歳入では、六百六億八千七百万円を一般会計から受け入れることとしている。

9 国民年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	五、〇九七、二七三	五、〇九七、二七三
(2) 国民年金勘定	四、七八三、三八四	四、七三〇、一二一
(3) 福祉年金勘定	六九〇、八〇九	六九〇、八〇九
(4) 業務勘定	一、三四八、四九二	一、三四八、四九一

基礎年金制度創設に伴い、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設けることとしている。

基礎年金勘定においては、歳出では、公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を見込み、歳入では、所要の拠出金等による収入等を見込んでいる。

国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金制度の導入による基礎年金勘定への繰入れ額等を見込み、歳入では、制度改正に伴う保険料収入の減少を見込むとともに、国庫負担金六千五百六十七億二千万円を一般会計から受け入れることとしている。

また、基礎年金相当給付費の財源を、基礎年金勘定から受け入れることとしている。

福祉年金勘定においては、国庫負担金六千八百五十五億二千二百万円を一般会計から受け入れることとしている。

10 食糧管理特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 国内米管理勘定	三、二五四、〇五〇	三、二五四、〇五〇
(2) 国内麦管理勘定	一一一、三四〇	一一一、三四〇
(3) 輸入食糧管理勘定	五三〇、〇五一	五三〇、〇五一
(4) 農産物等安定勘定	四、三四七	四、三四七
(5) 輸入飼料勘定	一二一、二九八	一二一、二九八
(6) 業務勘定	一五七、七七一	一五七、七七一
(7) 調整勘定	三、九六三、七二〇	三、九六三、七二〇

国内産米については、自主流通米三百四十五万トン、政府買入数量四百三十万トン、政府売却

11 国営土地改良事業特別会計(仮称)

歳入(百万円)	歳出(百万円)
三五九、一九九	三五九、一九九

本会計は、特定土地改良工事特別会計を六十一年度以降、国営土地改良事業特別会計に改組し、全ての国営土地改良事業及び受託工事等に関する経理を行うものである。

六十一年度においては、資金運用部資金から千百七十三億円を借り入れることとしている。

以上のほか、電源開発促進対策、登記、印刷局、地震再保険、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、特定国有財産整備、船員保険、国立病院、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、アルコール専売事業、輸出保険、特許、自動車損害賠償責任再保険、港湾整備、自動車検査登録、空港整備、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働保険、道路整備、治水及び都市開発資金融通の各特別会計についても適切な運営を図るために必要な予算措置を講じている。

二 本予算の可決理由

本予算は、経済の着実な発展と国民生活の安定・向上に資するため、財源の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同の正森成二君外二名提出の「昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算及び昭和六十一年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

昭和六十一年三月八日

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年度政府関係機関予算

右
国会に提出する。

昭和六十一年一月二十四日

予算委員長 小淵 恵三

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和61年度政府関係機関予算

予算総則

(収入支出予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和61年度収入支出予算是、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

日本国有鉄道

国民金融公庫

住宅金融公庫

農林漁業金融公庫

中小企業金融公庫

北海道東北開発公庫

公営企業金融公庫

中小企業信用保険公庫

環境衛生金融公庫

沖縄振興開発金融公庫

日本開発銀行

日本輸出入銀行

第2章 日本国有鉄道

(債務負担行為)

第2条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定により昭和61年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 国有鉄道法第39条の8第2項の規定により昭和61年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第4条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借入金等	限度額
長期借入金及び鉄道債券 イ 政府からの長期借入金、政府引受債及び ロ 希望退職費の資金に充てるための政府保証を付した政府引受債 ハ イ及びロ以外のもの	1,365,200,000千円 193,600,000 1,084,700,000
短期借入金	500,000,000

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弹性条項等)

第5条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定するものを除く。)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く。)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受け、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 国有鉄道において、損益勘定の収入のうち、外部からの委託に係る工事の実施に必要な経費に充てるため受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、その工事に必要な経費を増額することができる。

3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、工事勘定の経費又は債券及借入金償還の増額に充てることができる。

4 国有鉄道において、国又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の経費の増額に充てることができるもの。

5 国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により、工事勘定の支出を同勘定の予算額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予備費を使用して工事勘定の経費の増額に充てることができる。

(流用等の制限)

第6条 国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣

臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び調整手当（以下この章において「基準内給与」と総称する。）に要する経費

(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿泊直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、居住手当、超過勤務手当、休職者給与その他の国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当（以下この章において「基準外給与」と総称する。）に要する経費

(4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、希望退職費を他の経費に流用する場合におけるこの経費及び工事勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

(給与総額等)

第7条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和61年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を789,314,623千円と、基準外給与の額を426,451,606千円と、給与の総額を

1,225,766,229千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた揚合、第5条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業經營に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受け、経費の流用、予備費の使用又は第5条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第8条 前条に規定するもののほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定まるところにより、職員の能率向上による企業經營の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和61年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(財産品保有の最高額)

第9条 国有鉄道が昭和61年度末において保有する財産品の最高額は、50,000,000千円とする。ただ

し、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第3章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

第10条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公章の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	限 度	額
國 民 金 融 公 庫	借 入 金	1,842,700,000千円
住 宅 金 融 公 庫	政府からの借入金 住宅金融公庫財形住宅債券 イ 政府引受債 ロ イ以外のもの 住宅金融公庫住宅宅地債券	3,844,300,000 3,700,000 94,853,000 21,520,000
農 林 渔 業 金 融 公 庫	借 入 金	471,100,000
中 小 企 業 金 融 公 庫	借 入 金 中小企業債券	1,367,000,000 212,400,000
北 海 道 東 北 開 發 公 庫	借 入 金 北海道東北開発債券	38,800,000 73,000,000
公 告 企 業 金 融 公 庫	公 告 企 業 債 券	1,492,400,000
環 境 衛 生 金 融 公 庫	借 入 金	185,800,000
沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	政府からの借入金 政府以外の者からの借入金	101,800,000 730,000

2 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3 第1項に規定する住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、中小企業債券、北海

(外) 告 証

道東北開発債券及び公营企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を法令に規定する金額の範囲内で同項のそれとの限度額(前項の規定により限度額が増額された場合を含む。)に加算した金額を限度額とする。

(収入・支出予算の彈力条項)

第11条 次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加(第1号にあっては同号に掲げる増額)するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として(第1号にあっては予算額をこえて)それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	経費
1 この章に掲げる各公庫	第10条第2項及び第3項の規定による借入金の借り入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他事業量の増加に伴い直接必要な経費
2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2 次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公庫	保険金	限度額
1 住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅融資保険法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額

公庫	保険金	限度額
2 中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険法」に基づく保険金	「中小企業信用保険法」第22条第1項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額

(保険契約等の限度額)

第12条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、昭和61年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	根拠規定期定	限度額
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項 「機械類信用保険法」第7条	保険額の総額 8,800,000,000円 貸付金の総額 255,200,000 保険額の総額 2,740,000,000

(流用の制限)

第13条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるところとする。

- (1) 役職員に対する支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

(俸給予算等の制限)

第14条 この章に掲げる各公庫及び各銀行は、それぞれ支出予算の範囲内であつても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

第4章 捕則

第15条 第1条に掲げる政府関係機関が昭和61年度において発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないのがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外國貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあつては、昭和60年10月1日から同年11月30日までの間ににおける実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあつては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもつて換算した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあつては、100通貨単位についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)により換算した金額とする。

基金の金額と第14条第2項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額

昭和六十一年三月八日 衆議院会議録第十一号(二) 昭和六十一年度政府関係機関予算及び同報告書

甲号 收入支出预算

特定債務整理特別勘定		財政再建利子補給金受入		合計		建設開連利子	
		172,836,000		利子		447,917,556	
政府關係機関		取入		支出			
取 款	項	金 額(千円)	支 出	項	金 額(千円)	利 子	子
國民金融公庫	事業益金	371,522,491	事業備損金	予	371,522,491	421,307,135	
	雜收	43,987,423					1,410,000
	入	34,553,863					
	一般金計より受入	1,654,980					
	一運用 雜收	7,488,550					
	合計	415,219,914	合計			422,717,135	
住宅金融公庫	事業益金	1,487,661,000	事業損金	予	1,487,661,000	1,966,722,742	
	住宅融資保険料受入	1,607,200	保險備費		1,607,200	1,415,048	
	入	1,607,200				900,000	
	住宅融資保険料受入	364,732,358					
	一般会計より受入	343,250,000					
	貸付手數料受入	17,539,820					
	一運用 雜收	2,209,447					
	受入	1,683,591					
	合計	1,854,000,558	合計			1,969,037,790	

昭和十六年四月八日 財務省監査課監査官回観報告
昭和十六年四月八日 財務省監査課監査官回観報告

農林漁業金融公庫	事業益金	256,974,091	事業備損金	408,842,579
基 金 収 入	事業益金	256,974,091	事業備損金	550,000
維 修 収 入	基 金 収 入	552,500	基 金 収 入	552,500
合 讈	一般会計より受入	144,702,271	一般会計より受入	143,482,000
中小企業金融公庫	一 運 用 収 入	1,141,030	一 運 用 収 入	1,141,030
事 業 益 金	計 金 収 入	129,241	計 金 収 入	129,241
合 讈	事 業 益 金	402,228,862	合 讈	409,392,579
中小企業金融公庫	事 業 益 金	397,757,974	事 予 備 損 金	425,109,452
事 業 益 金	事 業 益 金	397,757,974	金 費	640,000
一般会計より受入	25,059,610	25,059,610	合 讈	425,817,584
石炭並びに石油及び石油代替 エネルギー対策特別会計より 受入	22,660,326	22,660,326	合 讈	425,817,584
通 用 収 入	468,250	468,250	合 讈	425,817,584
事 業 益 金	671,929	671,929	合 讈	425,817,584
合 讈	259,105	259,105	合 讈	425,817,584
北海道東北開発公庫	事 業 益 金	65,098,242	事 予 備 損 金	65,128,816
事 業 益 金	事 業 益 金	65,098,242	金 費	79,000
石炭並びに石油及び石油代替 エネルギー対策特別会計より 受入	458,277	458,277	合 讈	427,291
通 用 収 入	5,054	5,054	合 讈	427,291
事 業 益 金	427,291	427,291	合 讈	427,291
合 计	65,556,519	65,556,519	合 计	65,207,816

沖縄振興開発金融公庫	事業益金	事業益金	事業損金	111,411
	雜収入	45,977,809 45,977,809 12,898,746 12,528,419 1,474	事業備費	59,652,377 150,000
	一般会計より受入 石炭並びに石油及び石油代替 工具ギヤー貯蔵特別会計より 受入	住宅資金貸付手数料収入 運用収入 雜収入	167,910 48,750 152,193	
	合計	58,976,555	合計	59,802,977
日本開発銀行	事業益金	事業備損金	事業費	525,127,130
	雜収入	575,082,406 575,082,406 2,347,795 1,930,681 317,114	予備費	380,000
	合計	577,390,201	合計	525,507,130
日本輸出入銀行	事業益金	事業備損金	事業費	361,426,524
	雜収入	381,284,206 381,284,206 2,177,231 2,141,921 35,310	予備費	320,000
	合計	383,461,437	合計	361,746,524

丁号 債務負担行為

政 府 關 係 機 閣	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	負担となる年度	事 由
日本国有鉄道 損益勘定	營業費	2,020,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、これに必要な他の物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため
保 寸	費	20,200,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品の購入及び修繕工事の実施には、多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため
管 理 共 通	費	172,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	鉄道技術研究所等の業務に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあり、また、これに必要な役務の調達等には、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため
工 事 勘 定	基幹施設整備費	28,000,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年以内	基幹施設整備に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため
	一般施設取替改良費	41,000,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年以内	一般施設取替改良に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため
	車両費	56,560,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	車両並びに車両の製造及び改造に必要な物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため
新幹線建設費	費	12,100,000	昭和61年度	昭和61年度以降3箇年以内	東北新幹線等建設に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため
総 保 費		303,000	昭和61年度	昭和61年度及び昭和62年度	工事に係る設計、調査、役務の調達等には、工事を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、これに係る物品の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため

昭和六十一年度政府関係機関予算に関する報告書

本予算の要旨

本予算は、日本国有鉄道及び国民金融公庫等十一政府関係金融機関に関するもので、一般会計に準じ、資金の重点的配分と効率的使用に努め、事業の適切な運営を期することを主眼として編成されたものである。

主要な政府関係機関予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 日本国鉄道
資本勘定
工事勘定
特定債務整理特別勘定
健全な経営の確保に資するため、一般会計から工事費補助金、地方交通線特別交付金等を受け入れることとしている。

2 国民金融公庫
収入(百万円)
四、八一二、五七〇
二、八一七、五六六
四四七、九一八
一七二、八三六
一七二、八三六
四、八一二、五七〇
二、八一七、五六六
四四七、九一八
五七七、三三〇
五二五、五〇七

3 住宅金融公庫
収入(百万円)
四一五、二二〇
支出(百万円)
四二一、七一七
四二一、七一七
六十一年度においては、三兆一千五百二十億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金一兆八千三百五十億円、一般会計からの借入金七十七億円、貸付回収金等一兆三千九十三億円を予定している。

4 中小企業金融公庫
収入(百万円)
一、八五四、〇〇一
支出(百万円)
一、九六九、〇三八
六十一年度においては、三兆八千八百四十九億円の資金交付を行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金三兆八千四百四十三億円、住宅金融公庫財形住宅債券の発行による収入九百八十六億円、住宅金融公庫住宅地債券の発行による収入二百十五億円の計三兆九千六百四十四億円から借入金償還等七百九十五億円を控除した三兆八千八百四十九億円を予定している。

なお、貸付計画額は四兆二千四百億円を予定している。

5 公营企業金融公庫
収入(百万円)
四一二、八一八
支出(百万円)
四二五、八〇九
六十一年度においては、二兆一千四百七十八億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金四十億円、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金一兆三千六百七十億円、中小企業債券の発行による収入二千百二十四億円、貸付回収金等五千六百四十四億円を予定している。

収入(百万円)
七六六、八九〇
支出(百万円)
七七七、二七五

六十一年度においては、一兆七百九十四億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業用部資金及び簡保資金からの借入金七千六百億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計からの借入金四十八億円、貸付回収金等三千四百二億円を予定している。

6 日本開発銀行
収入(百万円)
五七七、三三〇
支出(百万円)
五二五、五〇七

六十一年度においては、一兆一千五十億円の出融資を行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金七千六百億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計からの借入金四十八億円、貸付回収金等三千四百二億円を予定している。

7 日本輸出入銀行
収入(百万円)
三八三、四六一
支出(百万円)
三六一、七四七

六十一年度においては、一兆二百八十一億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金六千九百億円、外國為替資金からの借入金一百三十一億円、貸付回収金等三千九百六十億円を予定している。

以上のほか、農林漁業金融公庫、北海道東北開発公庫、中小企業信用保険公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫についても、各金融機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二 本予算の可決理由
本予算は、経済の着実な発展と国民生活の安定・向上に配意しつつ、事業の円滑な推進を図り得るよう所要の予算措置を講じており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、日本共産党・革新共同の正森成二君外二名提出の「昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算及び昭和六十一年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

昭和六十一年三月八日

衆議院議長 坂田 道太殿

予算委員長 小渕 恵三

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
第六条第一項中「の外」を「のほか」に改め、同項

中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを「号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。」

三 被保険者の範囲に関する事項

第七条第二項中「保険期間」の下に「若しくはその保険期間内の保険約款の定める期間」を加え、「その期間」を「その保険期間」に、「因り」を「より」に改める。

簡易生命保険法の一部を改正する法律
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)
の一部を次のように改正する。

第七条の二を次のように改める。

(被保険者となる子の制限)
第七条の二 第十六条の二の家族保険の保険契約

(特約に係る部分を除く。)においては、被保険者
者となる子は、保険契約者 (第三十七条第三項

の規定に基づき保険契約者の保険契約による権利義務を承継した者を除く。)である被保険者
(以下「主たる被保険者」という。)の子であつて、
次に掲げる者に該当しないものでなければなら
ない。

一 主たる被保険者について保険金の支払の事由 (保険期間内の保険約款の定める期間の満了に係るもの)を除く。)の発生後に出生した者
(その支払の事由が発生した當時胎児であつた者を除く。)、又は養子となつた者

二 年齢一月末満又は二十年以上の者

三 配偶者のある者

四 主たる被保険者及びその配偶者以外の者の
養子となつている者

第十条の二の見出し中「同意等」を「同意」に改め、同条第二項を削る。

第十一条の二第一項各号に記載以外の部分中「左の」を「次の」に改め、ただし書を削り、同項第一号中「保険期間の満了」に因り「死亡以外の事由により」に、「但し」を「ただし」に改め、同号を同項第五号とし、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「因り」を「より」に、「より」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号中「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改め、同号を同項第五号とし、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 被保険者たる配偶者に係る死亡以外の事由により保険金を支払う場合にあつては、被保険者たる配偶者。ただし、保険金の支払の事由が発生した後これをおこなつたときには、被保険者たる子

二項を「前項」に改め、「第一項但書の規定によ

る指定を受けた保険金受取人を除く。)を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加え、同条第四項及び第五項を削る。

3 前二項の規定による保険金受取人がない場合

又は保険金受取人があつたがその保険金受取人 (保険金受取人が二人以上のときは、そのすべての保険金受取人が二人以上のときは、そのすべての保険金受取人)が保険金の支払の事由の発生後保険金を請求する前に死亡した場合には、保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族を保険金受取人とする。この場合においては、第十三

十四条第二項から第六項までの規定を準用す

る。

第十六条の二を次のように改める。

(家族保険)

第十六条の二 家族保険とは、一の保険契約において夫婦及びその子又は配偶者のない者及びその子のうち、保険約款の定める者を被保険者とし、その被保険者たる夫婦の一方又は配偶者のない者につき、その者の生存中にその保険期間又はその保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金の支払をするほか、それぞれの被保険者につき、その保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払をするものをいう。

第十七条を次のように改める。

(保険金額)

第十七条 第五条第一項の契約に係る保険金額

(財形貯蓄保険の保険契約に係るもの)を除く。)

は、被保険者一人につき、千万円の範囲内において被保険者の年齢を考慮して政令で定める額を超過してはならない。ただし、家族保険の保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことに

より被保険者となつた子を除く。)を「家族保険の効力発生後に当該保険契約の被保険者となる場合については、この限りでない。

前項の保険金額には、政令で定める保険契約に係る保険金額のうち政令で定める額は、これ

は、被保険者一人につき、千万円を超えてはな

らない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第十七条の三を次のように改める。

3 傷害特約及び疾病傷害特約に係る保険金額

は、被保険者一人につき、千万円を超えてはならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を准用する。

契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつたものを除く。)を

は、被保険者一人につき、千万円を超えてはならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を准用する。

第十七条の三を次のように改める。

3 傷害特約及び疾病傷害特約に係る保険金額

は、被保険者一人につき、千万円を超えてはならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を准用する。

「一定期間内に」及び「当該期間中」を削る。

理由

最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の保障機能の充実を図るために、保証期間付年金契約について、年金契約者が年金継続受取人を指定できることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、郵便年金の保障機能の充実を図るために、保証期間付年金契約について、年金契約者が年金継続受取人を指定できることとする等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 年金継続受取人

(一) 保証期間付年金契約について、年金契約者が年金継続受取人を指定できるものとするほか、年金継続受取人の終身にわたり年金の支払ができるものとすること。

2 その他

(一) 年金支払事由発生日の前日までにおいては、無指定の場合の返還金受取人を年金契約者とするものとすること。

(二) 貸付金の法定弁済時期については、郵便年金約款で定めるものとすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して、2の(一)及び(二)は六箇月を、1及び2の(三)は一年六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

議案の可決理由

本案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の保障機能の充実を図ろうとするものであつて、妥当なものと認め、これを可

決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年三月六日

通信委員長 宮崎 茂一

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

郵便年金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、人口の高齢化、金融の自由化等の進展による国民の簡易保険・郵便年金に対する新たな期待に応えるため、さらに新商品の研究開発に努めるとともに、積立金の運用範囲の拡大及び余裕資金の直接運用等資金運用制度の改善を図るべきである。